

昭和五十五年六月三十日

四日市市議会议定例会会議録（第一号）

四日市市議会議会

○議事 日程 第一号

昭和五十五年六月三十日(月) 午後二時開会

- 第一 会議録署名議員の指名について
- 第二 会期の決定について
- 第三 報告第七号 昭和五十四年度四日市市繰越明許費について
- 第四 報告第八号 昭和五十四年度四日市市事故繰越しについて
- 第五 報告第九号 財団法人四日市市開発公社の経営状況について
- 第六 報告第一〇号 四日市市土地開発公社の経営状況について
- 第七 報告第一一号 財団法人四日市市レジャー施設協会の経営状況について
- 第八 報告第一二号 専決処分の報告について
- 第九 報告第一三号 専決処分の報告について
- 第一〇 報告第一五号 専決処分の報告について
- 第一一 報告第一四号 専決処分について
- 第一二 議案第五六号 四日市市税条例の一部改正について……………議案説明
- 第一三 議案第五七号 消防本部及び消防署の設置等に関する条例並びに四日市市消防団の設置等に関する条例の一部改正について……………〃
- 第一四 議案第五八号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について……………〃
- 第一五 議案第五九号 四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改

正について……………議案説明

第一六 議案第六〇号 工事請負契約の締結について……………

第一七 議案第六一号 委託契約の締結について……………

第一八 議案第六二号 委託協定の締結について……………

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(四十一名)

青 小 伊 伊 宇 小 大 大 金  
山 井 藤 藤 田 川 島 谷 森  
峯 道 信 雅 良 四 武 喜  
男 一 敏 市 郎 雄 正 正

川 川 喜 訓 粉 小 後 後 佐 高 高 田 谷 中 永 生 野 橋  
多  
口 村 野 霸 川 林 藤 藤 野 井 木 中 口 村 田 川 呂 本  
洋 幸 也 博 寛 長 光 三 基 信 正 平 平 增  
二 善 等 男 茂 次 次 六 信 夫 勲 介 保 夫 已 藏 和 藏

○出席議事説明者

病院事務長	下水道部長	建設部長	都市計画部長	環境部長	産業部長	福祉部長	市民部長	財政部長	総務部長	市長公室長	収入役	助役	助役	市長
藪田裕	奥村仁	石井三夫	内田忠泰	水谷和一郎	河村昭弘	岩山義道	毛利道治	伊藤三郎	伊藤三郎	矢野南彦	阿井清三	坂倉哲男	三輪喜司	加藤寛嗣

○欠席議員(二名)

野坂	渡山	山山	山山	山山	山山	森野	水島	松川	前川	堀内	堀内	古市	平野
崎口	辺本	中本	路口	路口	山口	野島	野島	川内	川内	弘新	弘新	元行	元行
貞正	一彦	忠勝	信一	信一	信一	安孝	安孝	良吉	良吉	辰一	辰一	新兵衛	元信
芳次	彦勝	一剛	生剛	生剛	生剛	孝吉	孝吉	郎一	郎一	士衛	士衛	一信	一信

○出席事務局職員

消 防 長	渡 辺 靖 三
次 長	川 合 一郎
教 育 長	山 鹿 静 夫
次 長	長 谷 川 照 男
水道事業管理者	村 山 了
技 術 部 長	黒 川 薫
代表監査委員	伊 藤 凉 一
事 務 局 長	佐 々 木 晃 精
議 事 課 長	小 坂 大 之 丞
議 事 課 長 補 佐	板 崎 大 之 丞
主 事	山 口 克 彦
主 事	金 森 伸 夫

午後二時二分開会

○議長（伊藤信一君） ただいまから、昭和五十五年六月四日市議会定例会を開会いたします。  
 ただいまの出席議員数は、三十九名であります。  
 出席要求をいたしました議事説明者の氏名は、お手元に配付の議事説明者要求書の写しのとおりであります。

○議長（伊藤信一君） 会議に先立ちまして、去る五月二十八日、東京で開催されました第五十六回全国市議会議長会定期総会におきまして、大谷喜正君が全国市議会議長会理事としての功績に対し感謝状を受けられましたので、ただいまから感謝状の伝達を行います。  
 「大谷喜正君壇上へ進む」

○議長（伊藤信一君）  
 感 謝 状

四日市市 大谷喜正殿  
 あなたは、全国市議会議長会理事として、会の運営の重責に当たられ、本会の使命達成に尽くされた功績はまことに顕著なものがありますので、第五十六回定期総会に当たり、深甚な感謝の意を表します。  
 昭和五十五年五月二十八日

全国市議会議長会会長 吉田浩明

〔感謝状授与〕（拍手）

○議長（伊藤信一君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付の議事日程第一号によりとり進めますので、よろしく願います。

日程第一 会議録署名議員の指名について

○議長（伊藤信一君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十六条の規定により、議長において山口孝君及び訓朝也男君を指名いたします。

日程第二 会期の決定について

○議長（伊藤信一君） 次に、日程第二、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。今期定例会の会期は、本日から七月十日までの十一日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤信一君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から七月十日までの十一日間と決定いたしました。

日程第三 報告第七号 昭和五十四年度四日市市繰越明許費について、ないし

日程第一〇 報告第一五号 専決処分の報告について

○議長（伊藤信一君） 次に、日程第三、報告第七号昭和五十四年度四日市市繰越明許費について、ないし日程第十、

報告第十五号専決処分の報告についての八件を一括議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の各報告についてご説明申し上げます。

報告第七号は、昭和五十四年度一般会計予算及び特別会計予算の繰越明許費繰越計算書でありまして、一般会計におきましては、磯津漁港改修事業費等二件で八千四百四十万円を、と畜食肉市場特別会計におきましては、と畜場新築事業費六億五千四百六十九千円を、また公共下水道特別会計におきましては、南部排水区下水道管布設事業費等二件で二千八百万円をそれぞれ繰り越したもので、いずれも次年度に繰越しを予定されるものとして予算で定められたものであります。

報告第八号は、昭和五十四年度一般会計予算及び特別会計予算における事故繰越し繰越計算書でありまして、一般会計におきましては、北部理立処分場流末水路用地取得事業費等二件で二千四百七十七万六千九百九十六円を、公共下水道特別会計におきましては、泊山終末処理場整備事業費四百七十五万円を、また土地区画整理事業特別会計におきましては、家屋移転等補償費四百三十三万一千円をそれぞれ種々の事情によりやむを得ず昭和五十五年度に繰り越したものであります。

報告第九号から報告第十一号までは、財団法人四日市市開発公社、四日市市土地開発公社及び財団法人四日市市レジャー施設協会の経営状況について、地方自治法及び同法施行令の規定に基づき報告するものであります。なお、四日市市レジャー施設協会は、これまでの財団法人四日市サイクリング・パークの名称が変更されたものであります。

報告第十二号及び報告第十五号は、交通事故等による損害賠償の額の決定について、地方自治法第八十条の規定に基づき専決処分したものであります。

報告第十三号は、さきにご決議いただきました工事請負契約について、地方自治法第八十条の規定に基づき専決処分により契約変更したもので、一号幹線水路築造工事第一工区及び第二工区につきましては、加圧コンクリートの削除等による減額、雨水一号(富田)幹線管渠布設工事につきましては、地盤沈下防止対策及び昨年九月の集中豪雨による被害のための増額、四日市市地方卸売市場食肉市場新築工事(第二期)につきましては、処理能力の増強のための機器の変更等により増額をそれぞれ行ったものであります。

○議長(伊藤信一君) 提出理由の説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 土地開発公社の経営状況報告に関連をしてお尋ねをしたいと思います。

土地開発公社の五十四年度事業報告、あるいは決算報告、五十五年度事業計画書、そういうものの一連の書類の中で、市立四日市病院改築用地取得費の問題があるわけでございますが、二十億一千四百三十五万五千円の代金をもって買収されたこの用地が、五十五年度末で約八億八千八百八十八万円の利子がついておるということになっておりますし、五十五年度におきましてさらに一億四千四百八十八万八千円の利息がつくと。五十六年度末におきましては利息は九億五千二百八十八万八千円余りということになるわけですが、かなりの元利合計金額になるわけでございますけれども、果たしてこれに見合う旧病院跡地の活用ということができるのかどうか。この旧病院跡地の活用についての現

状、見直し、こうしたものについてお答えをいただきたいと思えます。

それから、土地開発公社あるいは市開発公社ここでいろいろ土地の取得、造成等行っているわけですが、市の施策の先取りという形で出ているわけでございます。このうちの幾つかは、私、議員としておいてもらっておりますけれども知らない問題が幾つかあるわけでございます。相当なお金を伴ってその支出の問題が出てくるわけで、議会議員全員が少なくともそうした予算の先取り、施策の先取りになるような問題について、その内容なり、計画なりというもの、やはり事前に全議員に十分知らされてしかるべきであり、了解が成り立つべきであると思うわけです。この点について、ここに開発公社あるいは土地開発公社が少なくとも五十四年度に行ってきた事業、五十五年度になさろうとする事業については、そういう点についていかなる瑕疵もないのかどうか。その辺のところを明らかにしておいていただきたい。少なくとも私の知らないことなにかもたくさん、たくさんといえますか、幾つか出ているわけです。この辺の問題にどう対処していただくのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長(伊藤信一君) 三輪助役。

〔助役(三輪喜代司君)登壇〕

○助役(三輪喜代司君) 第一点の旧病院跡地の問題につきまして、現状と今後の見直しについて、こういうご質問でございましたが、ご承知のように、この病院跡地につきましては、いまご指摘のようなことで、新しい病院敷地約一万坪の土地を、四千五百坪の土地を売ってその財源にするということで、いろいろ私どももいたしましたがこの方針に従って、過去において本会議におきましてもご質問があり、また電電公社等につきましてもいろいろと接触をいたしましたのですが、なかなか相手方との間で調整ができませんまいりまして、三月議会でもこの点につきましてご質問がございまして、私、公共的なものについてということでお答えをしたのでございますが、最近に至りまし

て、住宅公団の方からこの土地を活用してまいりたいというふうな希望も出てまいりまして、現在私どもといたしましては、公団の方の計画がまだ出てまいりませんが、いずれこれが出てまいりました暁におきましては、十分内部的にもこれについての検討を加えまして、しかる後に議会にもお諮りをした上で、それでよければ、そういう方向に持っていきたいとは思っておりますけれども、ただ相手があることでございますし、その辺のことにつきましては、今後鋭意詰めてまいりたいと思っております。そういたしましたして、早くこれを何らかの形で、公団あるいは公共的な事業を行っておる団体に対しまして売却をして、金利を少なくして、余分な金が払わなくてもいいような方向づけというものをしてまいりたいと、このように現在では努力をいたしておるような次第でございますので、ご了承を賜りたいと思っております。

それから、この土地開発公社並びに開発公社等へ委託をいたします事業につきましては、事前に議会の方にも協議会等でご協議をいただき、なおかつ土地開発公社におきましては理事会を開いていただきまして、そこに十分ご検討をいただきご協議をいただいでご決議をいただいたものから着手をしておるといのが現在までの姿でございますし、今後ともその方針は変えずに、いまご指摘のような瑕疵のあるようなことはしないように努力をしておりますので、ご了承しますので、ご了承賜りたいと思っております。

○議長（伊藤信一君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 旧病院跡地の活用につきまして、新しく住宅公団が名乗りを挙げてきているということですが、その相手のあることではありましようが、実際的な見通しといたしますか、これが本命で、これを相当やはり精力的に、市としても積極的にお進めになることなのか。それと、この土地の売却代金と新しい病院用地の元利合計金額等が見合

う形になり得るのかどうか。その辺のところをお聞かせいただきたいと思っております。

それから、この土地開発公社、市開発公社ここが、予算の先取り、あるいは施策の先取りでやる問題については、いずれも相当な金額を伴う問題でございます。開発公社には、もちろん議会からも代表の方が出ていただいておりますけれども、そういう部分的な形だけの承認、あるいは委員会等における事前協議の現状の段階、内容ではやはり問題があると思うわけでございます。たとえば、内部東小学校の用地買収は、事前に議会の方で承認を得ているのかどうか知りませんが、現実には地元からの要望されてきている場所等は不可能に近いと、見直しをしなきゃならないというふうなことも言われているわけでございますけれども、そのほか一々ここで具体的な例を申し上げませんが、どうしてこういう用地を開発公社が代行して買うのかどうかというふうな意味がわからないようなこともございます。もっと予算の先取り、施策の先取りであると、少なくともそうしたものについては、議会のきちんとした手続を踏むのが常道だし、それを踏まないであえてやることに對して補完する措置というものを、全議員にわたる適切な措置をとられるべきであるというふう思うわけでございます。この点について改めて考え方を伺っておきたいと思っております。

○議長（伊藤信一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 公共用地の取得について、先取りに開発公社を利用させていただくということでございますが、適切な公共施設を設置するのに適切な場所があった場合、その土地が取得できるかどうかということについては、やはり地主の方との折衝、あるいはその地元の方々との話し合いというような問題もございまして、ある意味で機動性を持たせると、すべて議会にお諮りを、議案として出した上で、行動を起こすというようなことが、価格の問題、



あるいはその時期の問題等でできにくい場合がかなりありますので、できるだけ機動的に開発公社を利用させていただく。ただ、この用地の位置の決定等につきましては、もちろん常任委員会の協議会を開催していただきまして、できるだけ常任委員さんにご理解をいただいでからスタートをするというのが、私も適当な処置ではないかというふうに思っておるわけでございまして、全議員さんにすべてをご連絡申し上げるというようなことは、なかなか言うべくしてむずかしい問題ではないだろうかと、このように思っております。できるだけ皆様方にお知らせをするのが一番いいというふうに思うわけでございますが、事柄の性質上、相手との交渉の問題等もございまして、現在取得をするに当たりましては、あらかじめ開発公社の理事会にお諮りを申し上げて行動を起こしておるといふような実態でございます。そういうような方向で今後も努力をしてみたい、かように思います。

○議長（伊藤信一君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 病院の跡地の問題につきましては、先般の新聞にも出ておりましたようなことでございまして、先ほどご答弁申し上げたとおりでございますが、単価あるいはその利用方法等々につきましては、まだ詰めが行われておりません。したがって、私もはこの詰め段階において議会のご意見も拝聴しながら、遺憾のないように結論を出してまいりたいと、このように考えておりますので、ご了承賜りたいと思っております。

これが本命であるかどうかということにつきましては、ご回答を申し上げるのに非常に苦しいございまして、ただこれ以外に公共的なものがあれば、またこれはこれとして考えてまいらなければならないと考えておりますが、現時点におきましては、そういう団体からの申し込みは、住宅公団のみでございます。

○議長（伊藤信一君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 利息が一億円余りの単位でどんどん年々ふえていくわけですし、それに見合う跡地の売却が十分できればよろしいけれども、その辺も非常に厳しいと言われております。そういう中で、この住宅公団の申し込みを、やはりこの市としても積極的に受け取めてこれを推進していく立場に立っておられるのか。いまの時点では、この申し込み込みだけやと。またほかにあればという、何ですかね、あれやこれやと物色していると。まだその中から、いいものを拾っていろいろという、いいものを取り入れていくという姿勢なのか。いろいろと考えたけれども、落ち着くところ、こういうところ落ち着けて、積極的にその具体化を図っていくべきであるのかどうか。その辺の考え方を伺っていただきたいわけです。いずれにしても、おくれればおくれるほど利息がかさんでまいるわけです、その辺のところの市当局の姿勢がやはり問題だと思っております。来るのをただ待つということではないだろうと思えますし、そのところをしっかりと一遍姿勢を伺っておきたいと思っております。

○議長（伊藤信一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） あの土地を、適切な時期に適切な価格で処分をするということは必要でございますし、その方針で進んでおるわけでございます。したがって、私も住宅公団から働きかけがあったということで、座して待っておるといふわけではございませんで、いま公団との間に話を進めつつある段階であるというふうにご理解を賜りたい。

○議長（伊藤信一君） 宇治田良市君。

〔宇治田良一君登壇〕

○宇治田良市君 事故は起るべくして起るものじゃないと思いますが、報告十二号の専決処分についてでございますが、昨年の十二月に一回、ことしの四月ですか、同じ清掃管理課が事故を起こしておりますが、この内容について一言お伺いしたいと思います。

○議長（伊藤信一君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） まことに恐縮でございますが、私の承知しておる範囲内においてご説明をさせていただきますので、ご了承賜りたいと思います。

この第一番の五十五年二月十六日でございますが、事故報告書が出てまいりましたのが相当以前でございますが、具体的に詳しいことまでいま記憶にございませんが、これたしか出会い頭に、こちらの方に多少悪い点があったというふうに記憶をいたしております。

それから、五十五年三月十四日でございますが、これもやはり清掃管理課でございますが、ここで日立製作所の三重営業所の車と、たしかライトバンと記憶をいたしておりますが、これと衝突をしたということでございまして、この点もこれはこちらにも不注意の点があつて、たしか四分六ぐらいじゃないかと、こちらに六分ぐらいの不利があったのじゃないかというふうに記憶をいたしております。

それから、四番目の公務上の事故でございますが、これは西村町一丁目地内と書いてございますが、市立病院の前の道路で、西村町の清水さんという方との車で接触事故を起こしまして軽い人身事故がありまして、病院の方へ連れてまいりまして病院の方で診察を受けましたところ、すぐに診察をしていただいて、入院する必要はないということでお帰りになられたということでございます。

いずれにいたしましても、各事故とも車両管理の面から、私どもといたしましてはその都度嚴重に注意をし、また最近も事故が起きておりますので、そういう点では一応総務部長名で事故の発生を防止するように通知を出すということに決定をいたしておりますが、これだけ交通事故が多いということにつきましては、非常に遺憾でもございますし、車を運転する者につきまして私ども今後とも十二分に注意をするようにして、こういう事故を起こさないようにさらに努力をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくご了承賜りたいと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 宇治田良市君。

〔宇治田良市君登壇〕

○宇治田良市君 昨今交通事故につきましては一段と厳しく注意をしなければならぬ時期であります。先ほど助役の方から、注意事項を出すようにしておりますと、こういうようなことでございますが、五十四年の十二月に大きな事故をやり、再度また清掃管理課が二度の三カ月後に事故やっております。であれば、その現時点において、五十四年の十二月において一層の注意をされるのが、その時点において注意されることも大事だし、後の対策、こういったことについても、十分そのときに解決に当たられたら、その三カ月後の事故があったかということも考えられます。いずれにしても緊急時のことですし、ともかく事故というものはあってはならないという姿勢において、十分これからも嚴重に注意され、そして事故のないようにしていただきたいことを要望しておきます。

○議長（伊藤信一君） 他にご質疑もありませんので、これをもって報告を終了いたします。

日程第一一 報告第一四号 専決処分について

○議長（伊藤信一君） 次に、日程第十一、報告第十四号専決処分についてを議題といたします。

提出理由の説明を求めます。  
市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の報告第十四号は、先に執行されました衆参両院議員選挙における投票票管理者及び立会人等の報酬について、去る四月に国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正が行われたことにより、四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を専決処分により行ったものであります。

どうかよろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤信一君） 提出理由の説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑がございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤信一君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤信一君） ご異議なしと認めます。よって、本件はこれを承認することに決しました。

日程第一二 議案第五六号 四日市市税条例の一部改正について、ないし、

日程第一八 議案第六二号 委託協定の締結について

○議長（伊藤信一君） 次に、日程第十二、議案第五十六号四日市市税条例の一部改正について、ないし日程第十八、議案第六十二号委託協定の締結についての七件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の各議案について、ご説明申し上げます。

議案第五十六号、市税条例の一部改正案は、昭和五十五年度地方税法改正に伴い、分離課税に係る個人市民税所得割税率の適用区分の変更、及び土地、建物等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人市民税の特例、優良住宅地等の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人市民税の特例等について所要の改正をしようとするものであります。

議案第五十七号、消防本部及び消防署の設置等に関する条例並びに四日市市消防団の設置等に関する条例の一部改正案は、本年四月に各出張所が地区市民センターに全面移行したことに伴う所要の改正と、一部内容の整備を行おうとするものであります。

議案第五十八号、四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正案及び議案第五十九号四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令等の改正により、非常勤消防団員等に対する損害補償の充実を図るため補償基礎額の引き上げと、退職報償金の増額を行おうとするものであります。

議案第六十号、工事請負契約締結案は、北条町公営住宅新築工事について、指名競争入札に付した結果、金額一億二千七百万円をもって丸藤建設株式会社に落札決定を見ましたので、同社と請負契約を締結しようとするものであります。

議案第六十一号及び議案第六十二号は、日永終末処理場(第三系統)建設工事について、金額五億三千万円をもって日本下水道事業団と委託協定を、一般国道二十三号霞ヶ浦跨道橋新設工事について、金額二億九千五百四十万円をもって建設省中部地方建設局と委託契約をそれぞれ締結しようとするものであります。

どうかよろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤信一君) 提案理由の説明はお聞き及びのとおりでございます。議事日程に従い、本件に関する審議は留保いたします。

○議長(伊藤信一君) この際報告いたします。

本日までには監査委員から報告が十三件ありました。すでにお手元に送付いたしておりますのでご了承願います。

○議長(伊藤信一君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、七月二日午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後二時四十四分散会

昭和五十五年七月二日

四日市市議会定例会会議録(第二号)

四日市市議会

○議事日程 第二号

昭和五十五年七月二日(水) 午前十時開議

第一 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(四十一名)

青 小 伊 伊 宇 小 大 大 金 川  
治  
山 井 藤 藤 田 川 島 谷 森 口  
峯 道 信 雅 良 四 武 喜 洋  
男 夫 一 敏 市 郎 雄 正 正 二

○出席議事説明者

○欠席議員(二名)

前野	渡山	山山	山山	山山	森水	松堀	堀古	平
川崎	辺本	中中	路口	口口	野島	内	市野	
辰貞	一	忠	信	安幹	良弘	新元	行	
男芳	彦勝	一剛	生孝	吉郎	一士	衛	一信	

橋野	生永	中谷	田高	高高	佐坂	後後	小粉	訓喜	川
本呂	川田	村口	中木	井野	口藤	藤林	川霸	野	村
增平	平正	信	基	三光	正長	寛博	也	幸	
藏和	藏已	夫保	介勲	夫信	次六	次次	茂男	等善	

○出席事務局職員

主事	主事	議事課長補佐	議事課長	事務局長
金森	山口	板崎	小坂	佐々木
伸夫	克彦	大之丞	晃靖	

代表監査委員 伊藤 涼一

水道事業管理者 技術部長 黒川 薫了

次長 教育委員長 長谷川 照男  
 教育委員 長 服部 鹿 静 昌 弘

次長 川合 一郎

消防長 渡辺 靖三

病院事務長 藪田 裕

下水道部長 奥村 仁人

建設部長 石井 三夫

都市計画部長 内田 忠泰

環境部長 水谷 和 一郎

産業部長 河村 昭 弘

福祉部長 岩山 義 男

市民部長 毛利 道 郎

財政部長 伊藤 治 郎

総務部長 矢田 三 郎

市長公室長 阿南 輝 彦

収入役 平井 清 三

助役 坂倉 哲 男

助役 三輪 喜 代 司

市長 加藤 寛 嗣

○議長（伊藤信一君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十七名であります。

本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第二号のとおり一般質問であります。

なお、議事説明者として、教育委員長長の出席を追加要求いたしましたので、ご報告申し上げます。

日程第一 一般質問

○議長（伊藤信一君） 日程第一、これより一般質問を行います。

お手元に配付しました一般質問通告一覧表のとおり質問の通告がまいっておりますので、一覧表記載の順序に従い、順次発言を許します。

古市元一君。

〔古市元一君登壇〕

○古市元一君 皆さんおはようございます。トップバッターをいただきまして、通告に従い質問をさせていただきます。

まず最初に、北部清掃工場への進入道路と埋立跡地の利用についてでございます。この問題は、私が議員といたしまして最初にこの壇上に立って質問をさせていただきましたから、五十三年の三月定例会、それから五十四年の六月定例会と過去三回にわたり、本日の質問を合わせますと四回目でございます。また、跡地利用につきましては、その間他の議員より二、三回同じような質問が出されていると記憶をいたしております。したがって、質問の内容に

つきましてはすでに十分理事者の皆さん方がご理解をいただいておりますのと考えますので、詳細な説明は避けまして直ちに進入道路について次の三点お尋ねをいたします。

その一点目は、西よりの進入道路、すなわち坂部が丘、山之一色方面からの県道環状線の拡幅についてでございます。この工事は、毎年継続的に県で工事を行い、最終的には五十八年度をめでた完了したいと、昨年の六月定例会で石井建設部長は答弁をなされておりますが、その点本当に五十八年大丈夫なのかどうか、さらに、できるだけ早く完成させたいと言われておりますけれども、私が見る限り昨年の九月ごろから、外見的にはほとんど工事がなされていないように思われます。したがって、現在のこの工事に対してどのような進捗状態になっておるのか、この点の説明をお願い申し上げます。

その二点目は、同じく県道環状線より清掃工場への入り口の道路についてでございます。この入り口から清掃工場までの道路は、現在清掃工場の所管の道路であるとお聞きをいたしております。したがって、清掃工場の方でその道路周辺に不法投棄等の防止をするために日曜日、祝祭日、夜間は、現在進入禁止の処置がとられております。昨年来関係者のご努力とご好意によりまして、埋立跡地の一部を整地され、暫定的広場をつくっていただいて、周辺地区の住民はソフトボール等の運動に利用させていただいておりますが、その利用する日には大体日曜、祝祭日でございます。したがって、進入道路が閉鎖のために、利用する人たちは垂坂町内の県道を経て、そしてあの垂坂の観音さまの北の道路を利用しておる状態でございますが、ご承知のように、あの道路は非常に道路幅も狭く、対向車の行き来もできないというような状態でございます。埋立ても一応完了いたしましたし、現在その周辺に不法投棄というような心配もしておるような状態でございます。したがって、夜間は別といたしましても、日曜、祝祭日の進入禁止の当初ほどはないのではないかと思っております。



解除をなされてはどうか、この点、担当の環境部長のお考えをちょっとお聞きいたします。

それから、その三点目は、北よりの進入道路、すなわち県道員弁四日市線より清掃工場への道路新設についてでございます。この問題は、北部住民の清掃工場あるいは埋立跡地への交通の便宜を考えまして、過去機会あることに、私は石井建設部長あるいは坂倉助役に強い要請をいたしました次第でございます。ようやく今年度国の補助事業として採択をされ、調査費もつき、路線ルートの設定と地主協力の下準備に入ったかのようにお聞きをいたしております。坂倉助役、石井建設部長を初め関係職員のご努力に対しましては心からお礼を申し上げる意味合いでの質問でございます。お礼を言います、後になってお礼の言い損になったというようなこともたくさんございますので、そうなった場合に、言った方も言われた方も、両者ともにまことに後味がよくないのでございます。したがって、また公式の場合でその道路ができるというような説明も聞いておりませんので、念には念を入れたいことわざもございまして、この点の真意をひとつお聞かせ願います。そして、その説明のあった後で心からお礼を申したいと、このように考える次第でございます。

以上で進入道路についての質問は終わりますが、次に埋立跡地利用についてでございます。この問題につきましては、埋立てが完了いたしました当時より各方面から注目的となっておりまして。特に地元の垂坂町周辺の住民にとっては最大の関心事であるということは、過去何回となく申し上げたとおりでございます。また、その間体育の関係者よりスポーツ広場としてこの埋立跡地を使わせてくれというような意味の請願も出されまして、これも採択をされております。また、過去、三輪助役は次のような答弁をされております。「付近の諸事業等あわせ考えまして効率的利用を地元の方々と協議の上その方向に持っていきたい」というような、実に実のない説明が繰り返されておる次第でございますが、三輪助役がおっしゃる諸事業の一つである富田山城線も去る四月に開通いたしましたし、また先

ほど質問をいたしました北よりの進入道路も具体化されていくんではなからうかと思っております。さらに、目玉事業でありますところの北部の墓地公園も設計図案もでき上がり、近く着工、来年のいまごろにはその一部が市民に利用、提供できるような段階に進んできております。この段階に至っても、なおかつ跡地利用の構想が皆無であるというようなことは、私としては考えられません。したがって、恐らく理事者の方ではりっぱな構図ができてくるんじゃないかと思うかと思っております。その点ご説明を願いたいと思います。

なお、私たちの会派といたしましても市政調査費を利用いたしまして、ことしの二月に川崎市の市民プラザを視察してまいりました。ちょうど私たちが参りましたときにプラザの管理人がおっしゃってみえたんですが、「ちょうど一週間ほど前におたくの加藤市長もお見えになりましたよ」と、こういうようなことを言ってみえましたので、恐らく市長はこの市民プラザの構想なり、その他りっぱさについては十分ご承知のことと思っておりますけれども、同施設の一端を申し上げるならば、その目的は精神的、肉体的健康の増進をテーマとしてつくられております。文化、教育、体育、娯楽、宿泊と、そして社会福祉などさまざまな機能を含んでおりますし、子供から老人に至るまですべての市民がこの施設を多様な目的に利用しつつ、お互いの交流を通じて市民としての連帯を深める場として計画がなされております。中央には広場、その周辺にクラブ室、ふるさと劇場、体育室、温水プール、宿泊室等の諸施設、そしてその周辺には回遊式庭園などが調和よくつくられていることは、市長ご承知のとおりと思っております。なお、同施設の冷暖房及び温水プールの熱源も大体五〇％以上は、隣につくってありますところの川崎市の橋清掃工場のごみ焼却炉の熱を利用していることでございます。

なお、参考のため、同施設の敷地面積は三万三千七百七十一平米、総工事費、当時五十二年でございますが、五十三億四千万円と、工期は一年六カ月を要しております。長年の公害の町四日市というようなありがたいイメージを

返上するという意味合いも、また他都市に比べまして誇るべき施設の全くない四日市のシンボルといたしまして、西は桜財産区を活用、中央には現在着工近き総合文化会館、北にこの埋立跡地を中心といたしました、川崎市民プラザのような自然の緑を利用した施設をつくるよう考えられてはどうかと思います。財政見地からも大変な事業でございますが、ぜひ実現方を強く望みます。この点については加藤市長の所見をひとつお尋ねいたします。

次の質問事項は、小学校区と行政区についてであります。この種の問題の取組につきましては、その重要性を考えまして市長は、去る五十一年七月に四日市市地域問題調査会を「地域社会に対する行政の対応に」というようなテーマで発足をさせました。広範な、そして多岐にわたる諮問を受けました調査会は、一つに、地域社会に中心的、重点的な領域として核になる領域を設定する、一つには、核になる領域である小学校の通学区と地域社会との関連を明らかにする、一つには、地域社会の拠点づくりのあり方を方向づける、一つには、地域社会における地区市民センターの意義を明らかにすると、以上四つのテーマを取り上げまして、学識経験者によって専門調査会を設け、精力的に検討をされました。そして一応の方向づけをされまして、専門調査会は答申書を五十三年四月に提出されたことをご承知のとおりでございます。

この答申書の内容は、よく現在の地域住民の考え方、あるいは機構のあり方等を的確にとらえてあり、私は高く評価をいたしておる次第でございます。そして、この答申書の内容が実現、具体化されるならば、実にりっぱな地域社会ができるものと強く確信をいたしておる次第でございます。

さて、答申書が提出されてから満二十二年を経過いたしました。もちろん、答申書の具体化については、昨年からは始まりました新しい五カ年の基本計画の中に方向づけはされておりますが、特にその中の核になる領域の小学校区という文字が使われておりますが、通常私たちは小学校区と行政区というふうに言っておるようになります。こ

の点にしほって、市長と教育長のご所見をお尋ねいたします。

答申書は、究極的には小学校の通学区は市民自治を向上し拡充するために、適当な人口規模、面積範囲であり、二つ以上の行政区にまたがることのないようにいずれか一つの行政区と連携をさせ、内包させることが望ましいと言っておられます。現在、二つ以上の行政区にまたがっている小学校を見ますに、三浜小学校、これは行政区が本庁と塩浜、日永でございます。それから富田小学校、これは富田と大矢知でございます。大谷台小学校は海蔵、三重、大矢知、常磐西小学校は常磐、神前、三重西小学校は三重、神前となっております。恐らくやこの地区では各種団体の運営に、また個人的な生活の上にも感情問題等が加わりまして非常に困難な状態があるのではなからうかと考えられます。私が居住をいたしております大矢知地区を例にとりまして申し上げるならば、大谷台小学校区である垂坂、東垂坂町も例外ではございませんが、まだまだ町全体が同じ小学校に通学をしている関係上しんぼうもできるといってしまうと、十志町なり西富田町の一部を見てごらん下さい。小学生一年から六年までの生徒数、これは教育委員会の調べでございますが、三百二十九名のうち富田小学校へ九十五名、約三分の一が行っておりますし、十志町だけを見ますと、その生徒数の半数以上が富田小学校の方へ通学をしているというような状態でございます。さらに加うるに、隣は大矢知の興譲小学校だと、そのお隣は富田小学校だというような実態でございます。このような状態のもとにPTAとか、あるいは育成会、輔導委員会、ひいては自治会等の団体運営を円滑にするために各種団体の役員は、非常に苦勞に苦勞を重ねておるのが実情でございます。教育委員会では許可区域とかいうように、私には全くわけのわからぬような理由で長年放置がしてございます。したがって、私はこの問題に関する限り全くの無法地帯というふうに考えられますが、教育長、その点どのようにあなたはお考えをなされておるのか、また、今後どのように対処をされようとしておるのか、ご所存をお聞かせ願いたいと思います。

また、代々の十志町の自治会長さんあたりからのお話をお聞きいたしますと、住民の方々の多くは富田地区より移転をされております。また、大半の方々が富田の行政区に移管を望んでおると私はお聞きをいたしております。この点小学校区との関連もあり、行政区域の見直しをされてはどうか、市長のご所見をひとつお尋ねいたします。

なお、最後に申し上げますけれども、答申書の中に、初めの末尾の方にこのように書いてございます。「今後は行政の場でこの答申内容をさらに充実をさせ、常に議会及び住民のコンセンサスと協力を求める努力を重ねるとともに、その具体化に当たっては決断と勇気を持って実践されたい」と、そういうことを期待するというふうにあります。念のために。

以上で一回目の質問を終わります。

○議長（伊藤信一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 古市議員のご質問のうち一番目の第四項と第二番目のご質問について、私の考え方を申し上げます。その他の件につきましては、それぞれ担当の方からお答えを申し上げます。

昨年の七月末に閉鎖をいたしました北部理立処分場の跡地につきましては、地盤が現在の段階ではまだきわめて不安定でございますので、当面比較的平坦な部分だけを整地をいたしまして、ソフトボール程度の球技ができるようにバックネット等の設置を行って運動広場としてご利用をいただいておりますことはすでにご承知のとおりでございます。なお、今後もう少しこの運動広場的な整備を進めてまいりまして、利用者の便宜を図ってまいりたいというふうに考えておりますが、これはさしあたっての処置でございます。将来にわたりますれば、やはりあの辺一帯の自然環境というものと調和のとれた恒久的な活用を図っていくことが必要ではないかと、もちろんそれには地域の住

民の方々のご意向を十分踏まえなければなりません。あの辺一帯を、ひとつ広大な土地空間を活用するという課題も含めまして、生涯教育の場の整備ということで考えていってみたいと思います。なるほど、きわめて市民の方々に喜ばれる施設であるということは、十分拝見をいたしてまいりました。ちょうどあいったようなもの、あるいは庭園化を図っていくと、そして市民の方々にリゾートの地域としてご利用をいただければいいのではないかと、私頭の中で考えておりますが、それらにつきましてはさらに専門的な方々をお願いをしましてマスタープランをまずつくっていただくということで、今日調査費を五十五年度に計上し、ご決議をいただいておりますので、これを活用をさせていただきたいというふうに思っておる次第でございます。したがって、あの地域一帯を恒久的にはやはりそういうような市民の方々の憩いの地域として活用をするように、何とか、財政的な問題もありませんが、そういう問題克服しながら利用してまいりたいというふうに思っておる次第でございます。

第二番目の小学校区域と行政区域の問題でございますが、ご指摘のとおり、非常に不合理な面が生じておりまして、何とかしなきゃいけないのではないだろうかということで、五十三年度に地域問題調査会の答申をいただきました。その答申を実現するための具体的な基準の作成について、学者先生を中心になら関係部課長の間で専門会議を設けまして今日鋭意検討をしておるといふ段階でございます。行政の基盤となります行政区、小学校区域の変更あるいは整合性の確保というようなことにつきましては、必要ではございますが、それぞれその地区の歴史的な経緯あるいは住民の方々の意思、あるいは地縁といえますか、そういった問題等が含まれておりますので、なかなか一朝一夕にはいかない、私自身もまだるっこい思いをいたしておるのでございます。しかし、これはむずかしい問題だからといって放置をしておくというわけにはまいりませんし、せっかくこの調査会の、予算と時間をかけてご答申をいただ

た答申の趣旨に沿いまして、私どもとしてはできるだけだけの努力をいたす、いたさねばならないということでございますので、そういった困難な課題を克服しながら早く解決をするように進めてまいりたいというふうに思っております。特に十志町の例をお取り上げたわけでございますが、できるだけすっきりするように早急に詰めてまいりたいと、かように思っております。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 坂倉助役。

〔助役（坂倉哲男君）登壇〕

○助役（坂倉哲男君） ただいまの質問の第一点の一番と三番、すなわち県道の改良と市道の整備の問題についてお答え申し上げます。

一番の問題につきまして、これは県道の四日市環状線というふうに県道名がついておりますが、いまお話がありましたように、昭和五十一年度より県営事業として実施をしております。五十一年から五十四年度まで約六千四百万円を投入しておりますが、用地買収また家屋移転ということで道路の実態はできておりませんので、いまご質問されたような趣旨になったかというふうに思っております。なお、五十五年度も引き続き西側の用地買収あるいは家屋移転を進めて、その促進を図るように県が努めておるわけでございます。五十六年、五十七年にわたりまして道路の本体に着工する予定でございます、この区間のいま計画をしている区間につきましては、五十七年度までには完了するというふうに県から聞いているわけでございます。

しかしながら、この道路が一体的な効果を持たすためにはその先線が市道の垂坂六号線までまだ五百メートルの区間が計画外でございますが、これは物件等もない比較的簡単な工事個所でございますので、引き続き早期に着工できますよう県に強く要望してまいりたいというふうに考えております。

次に、県道員弁四日市線よりの市道の道路新設でございますが、本路線は、一応市道名といたしまして垂坂平津線と申します。これは本市の西北部と中心部を結ぶ幹線道路として五十三年度より現地調査を行っておるわけでございまして、その後、再々県及び建設省に審議採択の要望を重ねてまいりましたわけでございますが、昭和五十一年度より道路局所管の国庫補助事業として採択され、実施される運びと相なりましたわけでございます。今回採択されました区間は県道の四日市員弁線より北部墓地公園まで約八百メートルの区間でございまして、幅員は七・五メートルで計画しておるわけでございます。本年度につきましては測量、また設計をいたしまして、それとともに用地の一部を買収していきなさいというふうに考えておりまして、現在地元の関係者の皆様方と協議に入っておるような状況でございます。地域の皆様方のご理解を得た上で本事業の円滑な推進を図りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上で私の説明は終わります。

○議長（伊藤信一君） 環境部長。

〔環境部長（水谷和一君）登壇〕

○環境部長（水谷和一君） 清掃工場入り口の閉鎖解除についてでございますが、昨年七月末の閉鎖後は夜間、休日等のごみ不法投棄を防止するため、進入路入り口に門扉を設置しまして車の進入を禁止してまいりましたが、本年の二月に周辺地域の皆さんより強い要望がありまして、跡地に仮設グラウンド等を設置して付近の方々の利用に供しましたところ、利用者の方から通行に支障があるという声が出てまいりましたので、地元関係者とも協議の上これを解除いたしております。ただ埋立処分場の入り口につきましては処分場跡地の管理上からも、また、ごみの不法投棄の可能性がまだ大きいことから車の進入を認めることは適当でないと考えまして、現在もチェーンを張って禁止をしておりますが、一帯の整備等、ごみの不法投棄の心配が解消しました時点で車の進入禁止を解除させていただくよう

検討してまいりたいと存じますので、どうかご理解をお願いいたします。

○議長（伊藤信一君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） お答えいたします。

地域社会の核になります地域の小学校区と行政区が整合することが望ましいことは言うまでもないことでございますが、この問題につきましては、教育委員会といたしましては一つの重要な課題だという認識を持っております。それで、この問題は大変むずかしい問題ではございますが、住民の方々の十分なコンセンサスとご理解、ご協力を得ましてあるべき姿の方に是正していきたいと、考えを持っておるわけでございます。お説のとおり、複数の行政区にまたがります小学校区がございますし、また、いわゆる許可区域もございますので、答申にありますが望ましい姿に逐次是正していくように決断の気持ちを持ちまして今後努力をしていきたいと、そう考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（伊藤信一君） 古市元一君。

〔古市元一君登壇〕

○古市元一君 市長を初め各理事者からご答弁をいただいたわけでございますが、まず進入道路の三点について、一点目の県道環状線の拡幅ということにつきましては、当初より一年早くなつたご答弁をいただいたように思います。五十八年度完成のめどというふうに考えておりましたけれども、いまのお話では、一部東の方を除きまして、坂部、山之一色のあの信号の入り口から一定の長さまでは五十七年度で一応道路本体工事完了というふうなふうにお聞きをいたしましたので、まことにありがとうございます。市のごみの集収車その他もすれ違うのに非常に不便を感じて

おりますので、一日も早くご努力によって拡幅完了されることを強く望みます。

それから、二番目の閉鎖解除については、私の間まだ通つたばかりなんです、日曜日にまたとびらが閉まつておつたんです。それでこのような質問をしたわけなんです、これは、何かの行き違いで清掃工場の職員の方がなされたんではなからうかと思いますが、その点いま環境部長のご答弁を信用いたしましたして、解除されておるといふふうに考えますので、間違つて閉鎖の処置がなされないようにひとつ十分注意をするよう関係の皆さんにお伝えしたいと思います。

それから三番目の問題は、まことにご苦労さんでございました。公式の場で正規に国の補助事業として決定をした調査費もついたらと、そしてできるだけ早くこの道路を完成したいと、道路名も「垂坂平津線」という名前をお聞きいたしました。きわめて困難な諸情勢の中を、坂倉助役を初め石井建設部長、その他関係の職員の皆さんが県なり、あるいは国、建設省の方へ働きかけを精力的に行つていただきましたことに対して、長い間の願望でございましたけれども、ようやく日の目を見るという段階に至りました。まことにありがとうございます。心から厚く御礼を申し上げますとともに、今後は一日も早くつばな垂坂平津線が完成をされることを、一層のご努力されんことを心からお願いを申し上げる次第でございます。

次に、跡地利用につきましては、いま加藤市長の方から、ちょうど私が質問しまして、市民プラザのような構想のものになるかどうか知りませんが、それに近いようなものを現在調査費を持って検討しておるといふ段階でございませうし、さらに困難な財政状況を克服して、そして自然の姿と調和をできるような恒久的な施設を、地元の垂坂周辺の方々のご意見を十分取り入れてそういうような施設をつくっていききたいと、このように解釈をいたしましたので、その点ひとつよろしく進捗のほどをお願い申し上げます。

それから次に、教育長にこの点ちょっとお尋ねするわけなんです、十志町の小学校校区の問題なんです、この間こういうような問題があったわけなんです。私のところへ大矢知の、これは斉宮町の方なんです、家を五十メートルほど離れたところへ建てたと、そうしたところが、たまたまその地区はいかるが町であったと、したがって、小学校三年生の子が明るる日から富田の小学校へ転校しなきゃならぬことになったので、子供は住みなれた小学校の大矢知にもうしばらくおりたいと、こういうようなことを言っておるけれども、何とかありませんでしょうかということ、教育委員会の方へ話ししましたら、絶対まかりならぬと、これはもう行政指導として富田の小学校の方へ行ってもらわなきゃなりませんと言われますけれども、十志町の私の知った人は大矢知におりながら富田の方へ通ってると、暫定的に、その方が小学校を卒業するまでということなら話もわかりますけれども、新しく新家を建てて嫁さんをもらって、そこで子供をつくってその子供が小学校へ入るのも、また富田の小学校へ入れるんだというような地区があるけれども、その点との関連性はどうかといってしまうかといつて尋ねられたときに、ちょっと私といたしましても答弁に困ったような次第でございます。したがって、富田の方から越してみえて、その方が現時点において小学生を持ってみえて、その小学生が富田小学校を卒業するまでというような暫定処置なら、まあ考えも成り立ちますけれども、生まれた子供までまた富田の小学校へ許可区域というような名前をつけて通わせるようなことを許可しておると、反面、片やそのような厳しい行政指導をしておるということについての納得のいかない点があるわけなんです。したがって、大変むずかしい問題ではあるうとは思いますが、これは早急に解決しないと、やっぱり市民が行政に対する不信感をだんだんつものらせていくと思うんですね、この点十分考えられまして、重要な課題であるから、むずかしい問題であるから、住民の理解をいただきたい方向に方向づけしていくと、このようなご答弁でございますけれども、教育委員会としてはっきりとした案を立てて進むのかどうか、この点だけ再度ご答弁を願って、私の質問を

終わりたいと思えます。

○議長（伊藤信一君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） お答えいたします。

昨年の八月に小学校の通学区の実態調査をまとめたわけでございますが、この点ここは何かならぬかということとを私は係にきつく申したわけでございますが、それぞれいままでの歴史的な事情はあったようでございますけれども、先ほども申し上げましたように、あるべき姿には当然戻すべきでございますので、教育委員会といたしましては関係部と連携をとりまして、案をつくりまして、通学区区域審議会にお諮りしながら、先ほど申し上げました答申の趣旨に沿って是正していききたいと、そういう決意を持っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤信一君） 山本 勝君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 古市議員が時間の関係で触れられなかったと思しますので、関連をして、校区と行政区の問題の中で質問をいたします。

基本的な考え方としては、大変、校区と行政区を一致させるということについては言われておりますけれども、実際問題として戸籍上の問題あるいは地籍上の問題等でその一致を見ることは大変困難な仕事だろうと思うんです。ところが、現在すでに、いつも申し上げておりますけれども、極端な例が大谷台校区でございますが、三行政区から校区が成り立っております。この校区はそれぞれの現在の行政区からはみ出されたと言うと語弊があるかわかりま

せんけれども、はみ出されたような形で一つの地域社会づくりのために活動をしております。ところが、実際いま困っている点も含めて申し上げますと、公民館主事の配置にいたしましたも一行政区の中で一名ぐらしか配置をされてない、特に大谷台校区の場合には三重のセンターの区域にといいますが、管轄の中で公民館主事が配されているように思うんですが、それすらも三月の異動で欠員になったまま、ようやく七月一日から配属される、三カ月間空白にされた、こういうような実情もあります。さらに加えて、大谷台校区で一つのいまの自治協議会をつくりまして地域社会づくりに積極的な取組みをしているわけですが、たとえばその会合をする場所すら学校の会議室を借りなければできない、こういう実情にあるわけです。

いま要望として出ておりますのは、学校の会議室を使う、そういうことについてはいいわけですが、会議室を使う場合に常に学校の教職員が出てこなければ自由に使えない、ある意味では、参加をするという意味ではいいと思いますけれども、ひとつの遠慮というものはあるわけです。校区に、できれば一名ずつの主事を配置しながら活動の場を、自由に地域の人たちが出入りできるような施設というのを、行政区の実現とは別につくってほしい、こういう要望がいま出ているわけです。このようなことは、たとえば校区が行政区の中でほかにもたがらずにある場合にはある程度解決されているかも知れませんが、二つも三つも行政区が重なっているという場合がありますと、どうしてもそういう活動の場が必要になると思うんです。そういうことについて、関連質問ですので、時間の制約がありますから詳細にわたっては説明できないと思えますけれども、別途にこの詳細については説明をさせていただきますけれども、基本的な考え方として、校区に一名の主事をこれから配置をしていく、こういうことについてどういってお考えがあるのかだけを、まずここでお尋ねをしていきたいと思えます。

○議長（伊藤信一君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） 地区市民センターに配置いたします公民館業務社会教育担当者の職員の件でございますが、これは本年度全市センターに切りかわったわけでございますが、この人員配置につきましては来年度を待つて完結する予定でございますが、考え方といたしまして、一つの小学校区に一名を配置いたしたいという基本的な考えを持っております。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 暫時休憩いたします。

午前十時五十分休憩

午前十一時六分再開

○議長（伊藤信一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

水野幹郎君。

〔水野幹郎君登壇〕

○水野幹郎君 それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず一点の質問は、五十五年度予算を執行されて四分の一期を経過して、歳出歳入面での今後の見通しについて市長のご所見をお伺いしたいと思います。

五十五年度予算編成の方針として公債及び地方債の発行額を抑えると、財政再建を最優先として厳しい財政と一段と高まる財政の硬直化に対処される一方、このような財政状態のもとで通常の諸経費の徹底した節減に努められその規模を極力抑える一方、基本構想に掲げられている「福祉社会の充実」、「教育文化の向上」、「住みよい都市

の建設」、「産業の振興」の四つの運営を積極的に推進することを基本として、財政の重点的かつ効果的な配分を図られるとともに、不足する財源については財政調整基金の一部を充当し、収支の均衡を保ち、行政水準の維持確保に努められる加藤市長に対しまして、心より敬意を表するものでございます。しかしながら、最近の内外の大変厳しい情勢の中に四分の一期を経過した今日、予算の裏づけとなる歳入はどのようなようにして予算と対比されるのか、市民税、固定資産税その他の市税、国庫支出金、諸収入、市債、以上についての見通しをお伺いいたします。

なお、歳出のうち五十五年度の事業費を見ると、特に本年度に入りまして石油の大幅値上げを初め電力、セメント、鉄鋼の高騰と公共料金の改定等によりまして、当初予算対前年度比で一二・三％見込まれているものの、最近の物価の上昇及び工事費の上昇を考えると、三〇％前後の物価高となり、すべての五十五年度の事業を達成することができるとは大変心配するところであります。三月議会におきましても同じ質問をされ、市長のお答えの中で一応物価騰貴一二・三％を見込んで編成し、できるだけ工夫をし、五十五年度に予定した事業を消化するように、またそのための財政確保について格段の努力をするように思っているとお答えをされたのであります。また、そのほかでございますが、現時点での再度市長のお考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

次に、二点目としてお尋ねいたします。私たちの不安としている老後、病氣、教育、そして住宅問題があらうかと思っております。これらの行政の中で、市民としてまた働く勤労者としては特に住宅問題があります。そこで、地方自治体の住宅資金融資制度について市長の所信をお伺いいたします。

最近のインフレ、物価高、公共料金の値上げ等から、家を持つとうと計画しても決断するまでに日時を要します。考えれば考えるほど自信がなくなります。マスコミが記したように、日本の住宅を見て外人は、総合的な意見としてウサギ小屋に住むとまで表現されたほどでございます。このような現状で、果たしてマイホームプランを自己資金で賄

える人はと考えたとき非常にさびしいものがございます。この四日市で生まれ、学び、育て、一生住みつきたい願望を実現させるために場所、資金、勤務状態等をチェックしながら資金面で迷われる人が多いと思っております。融資を受ける方法として銀行、公庫、会社、いろいろとあると思っておりますが、できるだけ利子が低く、返済期間の長いもの、さらに家庭生活を圧迫しないで経済変動にも影響を少なく願うものがございます。そのような要望にこたえるべく最近地方自治体が個人の住宅新築及び増築に対し、積極的に融資する制度が実現されているようになりました。以下、東海地方の住宅資金融資制度を調査いたしましたので、ご紹介をしたいと思います。

まず愛知県でございますが、三種別の制度がございます。その一つに民間住宅取得資金利子補給制度がございます。二点目として労働者住宅資金利子補給制度がございます。三番目といたしまして労働者福祉団体住宅資金利子補給制度と、三つの制度がございます。

なお、愛知県の制度のほかに愛知県下の各市独自で融資制度のある市は二十八市ございます。融資限度額は二百万から五百万程度で、年利は六％程度、返済は十五年と、このようなことになっております。岐阜県では二種類の制度がございます。その一つは、岐阜県個人住宅建設資金貸付制度がございます。その二つ目として労働者住宅資金利子補給制度がございます。

なお、岐阜県下の各市でも独自の金融制度があり、五市二町村で、融資限度額は三百万程度、年利は六％程度、返済も同じく十五年程度というような制度がございます。最後になりましたが、私どものこの三重県の制度をご紹介をいたしましたと思います。中小企業等勤労者持家促進制度がございます。この制度は、県内に居住している勤労者または県内の事業所に勤務している人が自己の住宅を建設または購入しようとする場合、三百万円の融資がございます。また、三重県労働者住宅生活協同組合及び三重県住宅供給公社が分譲する住宅を購入する場合は四百万円となっております。



ります。年利その他は少し省かしていただきますが、残念ながら三重県では市町村の独自の住宅資金というものは一つもない状態でございます。その他多数の県及び市町村もこの制度を導入し、また現実的に検討中のところがたくさんあるわけでございます。

そこで私は、特に本市のような工業都市として発展していく四日市において、この制度のないことを大変残念に思うものでございます。現在四日市内の事業所に勤務しながら、市内の地価が高いために鈴鹿を初め近隣の町村に新築したり、計画している人たちが大変多くいます。その理由といたしまして、最近労働者の持ち家に対する関心が非常に高まりました、二十代に建設をするケースが増加しております。この場合に、資金面でも蓄えが少ないために地価が安く、交通が便利なところへ、すなわち四日市以外に建設することが多くなっております。このことを裏づけるように、鈴鹿市がベッタタウン化されていくことを示しておるものでございます。四日市のコンビナートに勤務している労働者は四日市に約四〇％、鈴鹿に五〇％、その他に一〇％と、年々四日市に居住する若い労働者が少なくなっていく傾向となっております。市長が幾ら産業の振興を叫ばれても、勤労者が四日市に魅力を感じ、居住しない限り四日市の発展はあり得ないのではないかと思います。このような現状を考えると、四日市独自の住宅資金融資制度を一日も早く実現していただくことを切望いたします。

これとあわせて、常時浸水地域の住民のためのかさ上げ工事と申しますか、この辺の資金融資についてもお願いしたいと思います。たくさん市費を費やしました国費を使い、治水あるいは排水工事に大変なご尽力をされております市関係当局の方々に感謝をいたしますが、なかなか地元の協力を得られるというところまでいかず、工事が思うように進まないのが現状かと思えます。一方、毎年二回ないし三回床上浸水をするような地域がございます。この辺の住民の方々を考えると、苦肉の策ではございますが、自費でかさ上げをされる方もみえます。このような方を

救うためにも、ぜひとも工事資金の融資制度をつくっていただきたいと思うものでございます。

また、密集地域の住宅移転のための融資制度もぜひとも考えをいただきたいと思えます。と申しますのは、地域ぐるみの開発と申ししましても、現実問題としてなかなか進まないわけでございます。ある人たちは、もう自分の地域を見捨てて、水のつかないところあるいは密集地でないところへとかわっていくわけでございます。そのような方々を思うとき、住宅移転のための資金融資制度もぜひともあわせて、いろいろな問題があるかもわかりませんが、ご検討をいただきたいと思います。

これもちまして、第一回の質問を終わらせていただきます。

○議長（伊藤信一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 水野議員のご質問の第一点でございますが、五十五年予算編成の時期が実際には五十四年の十一月から五十五年の一月、二月半ばごろにかけて行っておりますので、今日の目まぐるしく変動をいたします世界経済の状況、またそれを受けてのわが国の国内経済の状況等が大変予算編成時と今日では事情が変わっておりますので、その影響を私ども地方自治体が強く受けておることは申すまでもないことでございます。国際政治の状況あるいは南北問題、東西問題等に絡みまして原油価格が上がっていく一方でございますし、また諸物価におきますインフレの進行、そして同時に雇用が非常に不安定になりつつあるというようなことから、日本の製品の輸出に對する諸外国の抵抗感の問題、あるいはまた金利の世界的な動向、さらにはそのことを踏まえながら、円の為替レートの変動等々が非常に複雑に絡み合っておりますので、今後の国内の経済の動向を的確に見通しをつけるということはなかなかむずかしい問題でございます。そういったような状況下にありますので、はっきり申せば見通しが全く不透

明であるということになるのでございますが、そうばかりも言っておれませんで、今日の諸物価の動向を見てみますと、卸売物価は六月時分をピークとして微増程度になるであろうということが言われておったんですが、ごく最近の状況では、やはり完成品の卸売物価が五月におさまって前月比六・九％上昇ということもありません、大変不気味な様相を醸しておるわけでございます。そこで、私どもが一番心配をいたしております建設資材でございますけれども、これは予算編成時と比べますと、平均的にいえば大体三〇％ぐらいの上昇になっております。さらに今後消費者物価の動向いかんによって影響が出てくるのではないだろうかということを心配いたしておりますが、一方で公定歩合の、金利の諸外国との差というものがだんだんに広がりがつあるということから、公定歩合の引下げが大体九月初半ぐらいには行われるのではないだろうかというようなことが言われておったりいたしまして、いずれにしてもそういうような状況でございますので、五十五年度に予定をいたしました事業、特に大きな事業についての建設費の見直しをいましておる段階でございます。それから、さらに今後発生を予想されております県の事業費の負担金あるいは県営事業の負担金あるいは一般公共事業で補助が決定をしております事業費、さらにベースアップによります人件費、さらに電気料等の物件費の値上がり、特別会計への繰出金、生活保護費その他現時点において推定できます限りにおいて一生懸命推計をいたしておりますのですが、今後予算編成時に比較をいたしまして、大体二十億円を越すぐらいの追加が必要ではないかというふうに見ております。そこで、市民税の方でございますが、景気の動向にもこれも左右をされる法人市民税というのがありますが、五十四年度後半以降順調に伸びておるわけでございますし、さらに電気料金の改定に伴いまして電気税が上がってまいります。それから、そのほか経常経費の縮減に努めるというようなことあるいは徴収率を向上させるというようなこと、それから特別交付税、これは自治省の方にお願いをするわけでございますが、そういった財源の確保にできるだけ努めまして、いまの時点での見込みからい

ますと、五十五年度の予定をされた事業は大体達成し得るのではないだろうかというふうに考えておりますし、またそういった面でも今後とも努力をいたしまして、この市民のご要請にこたえてまいりたいというふうにご考えておるわけでございます。

第二点の住宅資金、特に勤労者の方々の住宅資金について、市独自でこの融資制度を設けるつもりはないかというご質問でございますが、一般的に申しまして、この問題につきましては三つに別れてのご質問でございますが、全体的に考えまして、今年度予算編成の前に大変議論を内部的には深めた問題でございます。残念ながら五十五年度の予算編成時には結論が出なかつたわけでございますが、その後今年度一年間かけて十分検討をしてみたいというふうに思っておるわけでございます。で、住宅政策自体につきましては、この融資制度を設けるということも一つの手でございますが、同時にやはり、先ほどお話のありましたように、四日市の勤労者の方々が他都市へ出ていかれるということを防ぐという意味からいけば、やはり公社におきます開発事業というのを一方で並行的に進めてまいらねばならないかというふうに私は考えておるわけでございます。これは、一つには土地の価格のこの無制限な値上りを牽制するというような意味もございます。そういったようなことを考えておるわけでございまして、たとえばこの勤労者の方々に対します直接の融資の問題では、五十五年度には結論が出なかつたんでございますが、側面的に支援をするということで、労働金庫からこの住宅資金の融資を受けやすいようにするために、信用補完機関でございます三重県勤労者信用基金協会に対しまして出捐金を出しておるわけでございまして、協会が適正に運営ができますように、そういう処置を講じております。こういったようなこともですね、借受者の方々に十分知っていただくという必要があるかというふうに思っておりますので、いままでは私どもの住宅課におきまして、どうも住宅課というのは市営住宅のことだけをやっておるといような感じがなきにしもあらずでございますので、このマイホーム建設

の相談の窓口を今後設定をしていきたいというふうに考えておるわけでございます。

かさ上げあるいは過密住宅等の移転に伴います融資の問題につきましては、先ほど申しましたように、今年度いっぱいかけまして十分検討を進めた上で結論を出して、皆さんにおほかりを申し上げていきたいと、かように思っております次第でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 水野幹郎君。

〔水野幹郎君登壇〕

○水野幹郎君 第一点の質問でございますが、加藤市長よりご説明をいただきまして、追加として約二十億というふうなお話が出ております。非常に心配するところは、活字であらわされている事業については恐らくおやりになることだと思えますが、現在市長が進めておみえになります地区懇談会、あるいはまた毎年予算が編成されますとすぐ行います各地域ごとのいろんな土木あるいは排水関係に対する事業費でございます。この辺の要求が、埋蔵されている要求がたくさんあると思います。この辺もぜひきめ細かく住民の要請に対しておこたえをいただきたいと思うものがございます。

二点目でございますが、五十五年度にいろいろ検討したというお話をいただいておりますが、現実の問題として、以前四日市に働く比率というものを考えた場合に四日市が大体六〇％、これは一般の労働者の居住しているパーセンテージでございますが、六〇％、そして鈴鹿が二五％、あとが一五％と、こんなような状態がまだつい最近のことでございます。本当に目まぐるしい勢いで四日市外へ出ていく勤労者がたくさん出ておりますので、この辺を十分調査していただきまして反映をしていただきたいと思うものがございます。

それから、この前市の当局とお話をさせていただいたときにも出てまいりましたが、常時浸水地域に対して貸付けを行いますと、資力といえますか、財力のある、借り入れをして返済能力のある方々はそれでいいだろうが、肝心のいわゆる低所得者と申しますか、この辺の遊水面積を少なくするというようなお話をいただきましたが、大変異なことをうかがったと思っております。市が行われております保育園、幼稚園、あるいはまた公社など行います電話局などについては、狭い範囲の常時浸水地帯にもかかわらず、一メートル以上のかさ上げをし、さらに大きな面積を埋めておるわけでございます。それをすべて住民にしわ寄せしているというような現状もございまして、遊水面積などというようなことだけでお考えにならずに、住民の立場に立ってぜひともこの制度を実現していただきたいと思うものがございます。

この辺で質問を終わらせていただきます。

○議長（伊藤信一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） いま地区懇等で出された問題をきめ細かく配慮せよという指摘だというふうに理解をさせていただけますが、実は地区懇談会をずっと続けさせていただいておりますが、直ちにやらなければどうにもならないという問題が出された場合には、すぐその場で対処を指示して対応をさせていただいております。ただその他の問題につきましては、毎年そうでございますが、大抵来年度の予算編成の際にそれらの問題を十分踏まえて予算編成をいたしておるというところでございます。

それから、この融資制度につきましては、ご議論をいただいたことでもございますし、五十四年度から私もいろいろと検討を続けている段階でございますので、五十五年度いっばいかけて来年度予算編成時まではある一定の考え方を打ち出したというふうに思っておるわけでございます。ただこれは、私にとりましてはちょっと言いにく

いことでございますけれども、来年度というのはちょっとぐあい悪いんですが、全体役所としてそういうふうにご承知おきを、ご理解を賜りたいと思っております。以上です。

○議長（伊藤信一君） 暫時休憩いたします。

午前十一時三十七分休憩

午後一時一分再開

○議長（伊藤信一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山口 孝君。

〔山口 孝君登壇〕

○山口 孝君 通告の順に従いまして、至極簡略をいたしまして質問をいたしたいと思います。したがって、理事者の答弁の内容についても具体的に意のあるご回答をいただきますよう、まずもってお願いをしておきます。

まず、第一点の質問でございますが、日中友好親善についてでございます。私のお伺いしたいことは、先般、天津市の化学工業局考察団の一行が来市をされました。千寿会館における歓迎パーティーに私も参加をいたしました。ございますが、一行の方の大変友好的な態度に感銘をした次第でございます。雑談対話の中でパンダのお話も出ていたということですが、非常になごやかで友好を深めたと思っております。

そこで、四日市市と天津市がさらに友好の輪を広げ、将来姉妹都市として発展を希望しているとすれば市としてどのようなお考えを持っていただけるのか、お伺いをいたしたいと思います。真剣に取り組もうという姿勢なのか、それとも流行的な世間の風潮で何となくこうだけの交流なのか、市長のお考えをお願いしたいと思います。

また、友好を結ぶことによって四日市市にどのようなメリットが予想されるのかも、あわせてお伺いをいたしたいと思います。

次に、第二点でございますが、北勢バイパスについてお尋ねをいたしたいと思います。四日市市内を南北に通ずる主要道路は、ご承知のように国道一号線と名四国道。さらに東名阪高速道路がございますが、国道一号線においては、ご承知のとおり車の渋滞がはなはだしく、現在においてすでに飽和状態になっております。また名四においても国道一号線同然であり、騒音公害による地区民の声は非常に高いわけでありまして、これを緩和するためにも、四日市市といたしましては一日も早く南北のバイパスを新設することが急務であろうと存じます。よく市民の間で聞くうわさでございますが、県の行政は南高北低の傾向があるとも言われるきょうこのごろであります。市といたしましても、また私どもといたしましても、このようなうわさを黙って聞き流すわけにはまいりません。この際四日市市が陣頭に立って周辺町村に呼びかけ、北勢バイパス期成同盟会の大音頭を打ち立ててはいかかと思っております。県を動かし、建設省に大いに働きかけることが急務中の急務だと思っております。このバイパスについて市の計画がございましたら詳しくお聞かせをいたしたいと思います。

これに関連をいたしまして、さらにフラワー道路の計画もあるやに聞いておりますが、これらの路線についてもその内容をお尋ねをいたしたいと思います。

最後に、第三点の質問でございますが、常時浸水地域対策についてであります。昭和四十九年七月二十五日の水害以来、四日市市は全市的に河川、水路の改良は著しく進捗を見たわけでございますが、かなりの集中豪雨でも被害を受けにくい地域もございます。しかしながら、一部低地帯や、特に排水の悪い地域ではいままお五十ミリ前後の雨量で床下浸水の被害を受ける地域がございます。一例を挙げるならば、日永地域も一向によくなくなってまいりません。先般

行われました日永地区懇談会の要望事項も地区内の排水陳情が鋭く叫ばれていたもので、市当局も十分承知しておりますが、市当局の答弁は、地区懇談会の席でも、また私も議員の一般質問の場においても、何号幹線が現在計画中であり、それに伴う支派線については特にネック個所の改良を年次ごとに実施しておりますので、いましばらくごらんほう願いたいというような、お決まり文句で片づけられておる現状でございます。市の財政上いたし方ないことなどはよく承知はしているものの、毎年、毎回同じような答弁ではどうもすっきりいたしかねます。

そこで、特にひどい地域の排水対策につきましては鋭意お考えをいただきたいと思います。思うわけでございます。ちなみに都市下水路の排水路の本年度当初予算は、たしか二億七千万と記憶しておりますが、市内二十八地区、これを等分に割るとするならば一地域にわずか一千万に満たない少額でございます。これでは、常にご回答にございますようにほんの部分改良しかできないわけでありますので、九月に行われます九月定例議会には補正予算で相当額の予算的措置をお考えいただくよう要望したいと思っております。この点につきまして、市長のお考えをお願いしたいと思います。

以上で第一回目の質問を終わります。

○議長（伊藤信一君） 市長。

（市長（加藤寛嗣君）登壇）

○市長（加藤寛嗣君） まず第一点の日中友好親善について天津市との交流の関係に関する問題でございますが、これはさきに、天津市との友好交流ということにつきましては、ただ単に役所関係だけということではなくて、やはりかなり多くの市民の方々がご関心がおありでございますし、非常に熱心でもございますので、市内の各種団体あるいは事業所に参加をしていただきまして「四日市・天津友好交流推進協議会」というものを五月三十日に結成をいたしまして、この推進協議会を中心に組織の充実を図りながら、交流を深めてまいりたいというふうに思っております。

でございます。

そこで、私どもが天津市との交流を強く望んでおります理由というのは、何遍も議会でお答えを申し上げておりますとおり、ただ単に友好親善を深めるということがねらいではございません。もちろん、友好親善を深めるということとは必要でございますが、同時に、四日市市と天津市との特色をいかしたおつき合いをさしていただきたい。それは、四日市にも港がございますし、大きな工業地帯がございます。都市の大小の差はありましても、天津市におきましても同じように港があり、多くの大きな工業地帯があるわけでございますし、同時に、天津がいますと、石油の精製、石油化学、そういったものについて天津市において企業を建設し、天津市の繁栄を図っていききたいというようなことを考えておられるようでございますので、私の方としては、やはりこの石油化学技術の天津市への提供と同時に、天津の港を通じて四日市港の貿易の拡大、あるいは石油精製の原材料の確保といったようなことを平等互恵の立場で将来的なつながりを深めていきたいということを望んでおるわけでございます。そういうふうにご理解をいただきたいと思います。

さよう入りました情報でございますが、天津市の革命委員会の主任、副主任等に人事異動がございまして、昨日までは陳偉達という方が革命委員会の主任、いわば市長さんのような形、それに十人の副主任、助役さんのような方がおみえになったわけですが、それが全部かわられたそうでございます。したがって、天津市の状況がどうなっておるか、ちょっとただいまの段階では不明でございますので、その辺の状況をよく調査した上で、今後友好を深めていく上にどう対処をするかよく考えてみたいと、かように思っておる次第でございます。もちろん、これは議会の皆様方のご協力なくしてはできないことでございますので、今後いろいろな情報を踏まえまして、議会の皆様方とご相談を申し上げてまいりたいと、さよう考えておるところでございます。

それから第三点の、排水対策について鋭意考えよという指摘がございました。もちろん、私は今日の予算の状況で非常に浸水を受ける地域に対する対応策が十分であるというふうには思っておりません。ただ、財政の状況等もございまして、その辺をにらみながらできるだけご期待に沿うように今後努力をしまいたいということをつけ加えさせていただきます。

その他細部にわたりましては、第二点を含めまして関係者の方からご答弁を申し上げます。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 坂倉助役。

〔助役（坂倉哲男君）登壇〕

○助役（坂倉哲男君） ただいまの第二点の北勢バイパスについて、またフラワー道路につきましてご答弁申し上げます。

ただいま山口議員から国道一号線、名四国道あるいは名阪国道が非常に渋滞しておると、これを緩和するために南北のバイパスを推進する必要があるんじゃないかというお話でございますが、全くそのとおりでございます。現在、一号線につきましては交通量が二万六千台でございます。それで、その交通容量は一万台でございます。実に二・六倍の車が走っておるといふような状況でございます。二十三号線につきましては、現在交通量が四万五千台、日でございます。これも交通容量が三万九千台ということになっておりまして、約一・一倍余りということで、これももう飽和しておるといふような状況でございます。したがって、私もといたしまして、南北の国道のバイパスがどうしても必要だといふふうに考えておるわけでございます。建設省の交通量の推計によりますと、二十年後の交通量では四日市の中心部で約二十三万三千台になるといふ推計が出ております。それに対しまして現在の一号線二十三号線、あるいは名阪高速国道も入れましても、交通容量は約十万台でありまして、とうてい将来の交通需要に

対処できないというのが現状でございます。このために建設省では昭和四十七年度より国道一号のバイパス路線の調査に入っております。本年度には環境調査まで進められるといふふうに聞いております。今後、十分ルート等につきまして地元の調整がなされる予定でございます。そういたしましたして、めどといたしましては五十八年ごろからは着工したいというふうに聞いておるところでございます。

しかしながら、いまお話のありましたように、どうしても行政はやはり政治力も結集していかなければ、国の予算が必ずしも北勢バイパスに回るとは限りません。そういう意味でこの事業の推進のために四日市を含めました北勢町村で建設省から早急に事業計画等の説明を受けるとともに、県及び関係市町村で協議をいたしましてバイパスの促進期同盟会を結成するよう、四日市も全力を挙げてそれに力を注いでまいりたいというふうに考えております。

次に、フラワー道路の件でございますが、これは四日市の西部から南部、関町に至る間の農産物の流通を改善するための基幹農道でございます。関係市町村は四日市市、鈴鹿市、亀山市、関町の四市町でございます。工事の期間は昭和五十五年から六十四年の十年間といふふうに伺っております。現在のところ総事業費は五十二億円で、総延長十七・八キロメートル、幅員を八・五メートルとっております。それで、本年度は七千万円の予算がつかましまして測量と実施設計に入るといふふうに聞き及んでおるわけでございます。これもミルクロードと関連いたしまして、北勢区域の重要な農業流通のための幹線道路というふうに思うわけでございます。以上で答弁を終わります。

○議長（伊藤信一君） 山口 孝君。

〔山口 孝君登壇〕

○山口 孝君 ご答弁をいただきましてありがとうございます。第一点の日中友好でございますが、天津市の革命委員会のメンバーの方が全員交代をされたというような、市長のお話がございます。今後情勢を踏まえて、議会とも

よくご相談をして遂行していきたいというようなご答弁の内容でございましたが、私が伺っておりますには、市の方でご計画に、本年十月に天津市を再度訪中したいと、こういうようなご予定もあるやに聞いております。天津市との友好が、皆さん方お聞きのように重要であるならば、当然この市の予算的措置というものが、現在なされておられません、そういうようなことも必要であろうかと思えます。財政上のこともございますが、よくこの辺のところもあわせて今後の研究にさせていただきたいと、かように存ずるわけでございます。

次に、第二点の北勢バイパスの件でございますが、坂倉助役から詳しくご説明があったわけでございますが、現在ご承知のように、この二十二日に衆参両院のダブル選挙がございまして、この三重県第一区につきましても非常にこのような運動を展開するには、非常に有効な方々が当選をされたわけでございまして、このような時期において、この北勢バイパスについて大きく四日市市が首頭を取って周辺の川越、朝日、桑名、その他の市町村にも呼びかけてやるには、最適の時期、いまをおいてないと思えます。そのような、私は考えを持っておるわけでございますので、きょうの議会答弁だけじゃなくして、これを即実行に移していただきたいと、かように存ずるわけでございます。

第三点の常時浸水地域の排水対策でございますが、財政上のこともあるので、その辺のことも考慮に入れて、私の要望に対しまして期待に沿うようできるだけ努力をいたしますという市長のご答弁でございましたので、これに期待をかけさせていただきまして、よろしくひとつご配慮をお願いしたいと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わりたいと思えます。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕  
○議長（伊藤信一君） 堀 新兵衛君。

○堀 新兵衛君 いまの山口議員の質問に関連質問させていただきます。というのは、北勢バイパスの促進についていろいろ山口議員が質問されたわけでございますが、私はこの北勢バイパスというのは非常に四日市にとっての将来に対して重要な道路であると感じるわけでございます。これはいろいろ話でございしますが、北勢バイパスについて県が中心となって何か準備会が開かれたそうでございますが、その席へ市長で出席されたのは桑名の市長だけで、あとは全部代理の方が出席されたということで、非常に桑名の市長は怒られて、一番肝心なのは四日市市ではないかと、それが四日市の市長が出席されていないと、桑名にとってはバイパスとしても、車が通られるだけで、よい面もあるし、非常に悪い面もあると、四日市さんは本当によいことばかりがあるのにどうして市長が出席されないのかと、非常に桑名の市長が怒られたということを聞いておるわけでございますが、当日、四日市で市長の代理にだれが出席されたのかはわからないわけでございますが、その代理で出席された方に当時の模様と、今後の四日市の市長の北勢バイパスに対する態度をこの場ではっきりとお示し願いたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤信一君） 坂倉助役。  
〔助役（坂倉哲男君） 登壇〕  
○助役（坂倉哲男君） ただいま堀議員から北勢バイパスの期成同盟会に関して、県の呼びかけに対して桑名市長が出ておりました、あとは担当者だというお話でございましたが、四日市市から出ましたのはここにおりませんので、私がかわってご説明を申し上げます。

北勢バイパスをつくるためには期成同盟会をつくるのが先決だというふうに私も思います。しかしながら、第一歩として県が、二月だったと思いますが、準備をいたしましたとき、唐突にトップまで持ってきたわけでございまして、こういうやり方は適當ではないというふうに私の方も県の方へ申しまして、その後さしあたり担当者による準

備会をつくろうということで、現在話を急いでまとめるように推進しておるところでございます。その中で県からも北勢地域に関するところであるので、四日市市が主体になって動いてくれという話もありますので、先ほどご答弁を申し上げましたように、担当者会議を開きまして、そこへ建設省と県を呼びましてよく打ち合わせた上で準備を進めて各市町村の長にお話を申し上げて、それから期成同盟会の発足にかかっていきたいというふうに考えておるわけでございまして、一番初めに、いまお話がありました桑名市長だけということで桑名市長が怒られたというのは、事実でございますが、県の運営のやり方がまずかったというふうに理解しておりますので、ご了承を賜りたいと思います。

○議長（伊藤信一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 私は、北勢バイパスは四日市にとってきわめて必要だというふうに考えておりますので、期成同盟会を早くつくってもらって進めてまいりたいと、かように考えております。

○議長（伊藤信一君） 小川四郎君。

〔小川四郎君登壇〕

○小川四郎君 監査委員を一年間務めさせていただきましたが、その監査委員一年の経験を振り返りまして総括的に一つ言えることは、これは監査委員を経験した人には大なり小なり共通した問題意識ではないかと思いますが、議選監査委員の任期一年ということ、どうも短過ぎるのではないかということでございます。ある本も全く同様のことを指摘しておりましたが、実際、監査業務になじみ、ようやく監査の仕組みでありますとか、そのあり方を考える余裕ができるようになりますと、もうそのときは交代の時期というのが実情でございます。これは監査委員に限ったこと

ではなく、ほかの議会職務についても言えることかもしれませんが、しかし、大変数字に接触する機会が多く、またその仕組みでありますとか、性質が多様な役所の仕事全般に目を通さなければならぬ仕事でありますだけに、時にそういったことが言えるんじゃないかというふうに思います。もともと、この任期の問題は、議会内部の問題が多分に絡むことでございます。また、事実いろんな事情もあることでございますので、この任期に関する問題、ここでは感想程度のものでとどめておきたいと思えます。

総括的な問題意識の二つ目は、市民への監査の結果の公開、つまり監査の啓蒙、あるいは監査のPRということでございます。ある著名な監査のエキスパートも、監査は住民にかわってするものであることはもちろんであるが、一方住民に、住民が自己の所属する自治体の行政が適切であるかどうか、あるいは妥当か否かを判断するようにそのもとなる資料を提供するものでなくてはならない、監査の結果の公開必要論を説いておりますが、いずれにせよ、市民の大部分の人が監査制度について無関心であり、そういう制度があること自体、ほとんどだれも知らないというのが実情ではないかと思えます。皮肉なこと、一部の人が政治的意図を持って起こす監査請求、それがマスコミ等により報道されることから市民が監査に関心を持つに至るといったパターンがございますが、監査を市民に啓蒙する一助かもしれません、これはどうかと思えます。確かに監査委員はそれ自身独立した一つの機関であります。そういったたてまえ論に立てば、監査の啓蒙ということも監査委員の自主的な努力の範囲かもしれませんが、監査委員には、実際問題といたしまして監査業務以外にその余力はございません。また、大勢の学者とかエキスパートの指摘をまっまでもなく、監査の充実は理事者の姿勢に大きくかかっているという実情でございます。その一つの布石といたしまして、時折監査業務でありますとか、その結論を市民の目のつくような方法で紹介するとかいたしまして、もともと市自体が監査のことを市民に伝え、市民に監査についての関心を持ってもらい、監査の方向を考え、さらには行



政のあり方とか、効率を考えてもらうような手だてをとるべきだと思うのですが、いかがでございますでしょうか。大きなことを言うつもりは毛頭ございません。小さいことからまず手をつけてもらえばいいかと思いますが、今後どういう手助けをしながら監査の充実をバックアップしていくか、理事者の側における所信に接したいと思えます。

監査業務中に気がつきましたことはその都度指摘しておいたつもりでございますが、まだまだ目の届かなかった点が多々あったのではないかと。幸いにして、有能な伊藤、吉田両監査委員に助けられました。大過なく一年を過ごしたのでございますが、そんな気持ちで実は内心じくじたるものがある現状でございますが、近ごろになりました一つちょっと気になるといいますか、気のついたことがございます。近ごろ条例や規則にないような取扱いとか措置がありますと、すぐに何だかんだと騒がれる、監査請求が提起されるようになってきております。私、最近になりました、監査請求を出された、そういった幾つかの市の事例を調べてみましたが、なるほど条例とか規程にはございませんが、長年の慣行、二十年も続いているような慣行ですっかり定着し切っている、しかも、やみからやみというものはもちろんなく、全く作為なく、きわめてオープンな形で運用されているようなものが多かったのでございます。だからこの種の監査請求の多くは棄却されております。しかし、やはり自治法に、行政処理に関しては法令で特別の定めがあるものを除くほか、条例でこれを定めなければならないとする旨の自治法がございますが、いきさつはいきさつといたしまして、そういった自治法に照らせば、確かに批判とか再考の余地はあるというものでございます。やはり、法令は法令、条例は条例でございます。最も厳粛な行政処理の規範といたしまして、その整備は絶えず図られ、また厳守されるべきものだと思うのでございます。

膨大な条例と規則、そして実態との間にギャップがあるかないか、この際ひとつ、方々で何だかんだ言われているような時期でございますので、いいチャンスでございますので、早急に総点検しておくのがベターだと思うが、いかがでございますでしょうか。

質問項目の二つ目は、地区懇談会に関連してでございます。私、ことしも塩浜地区懇談会に出席の機会を得ました。塩浜地区での会議の進行は、全般に市の側から、行政は基本計画をプログラムとして展開されるとか、財政が苦しいとかいった、解説といいますが、宣伝といいますが、皮肉って言えば、だから何を要求されてもそう簡単にオーケーできるものじゃありませんよと、そういう意味にもとれる伏線が張られました。そして、後半は地区の陳情でございました。塩浜では中里問題が統一陳情という新しい形をとったほかは、対話集会というにはほど遠い感じ、言うなら陳情大会でございました。恐らくほかの地区もほぼ同様な形式ではなかったかと思っております。確かに陳情大会も大きな意味はあると思えます。年一度の地区懇談会というショーを通じまして、行政を市民にアピールしていくことも確かに有効な措置であるには違いありませんが、これではすぐに、というよりは、ことし迎えてまだ三回目でございますが、もう何かマンネリ化してしまっている、そういった感じを持ったのですが、いかがでございますでしょうか。

私は第一回目の地区懇談会を経験した直後の五十三年九月議会でもこのことを取り上げまして、当時一つの思いつきとして、政策的なものを中身とした政策懇談会的なものを考えたかどうかと、そうでないとすぐにマンネリ化してしまいますよといった意味のことを提案した覚えがございます。市当局もそのことを含めて検討したいとの意向でございました。もちろん、政策懇談会的なものよしあしにつきましては、大いに議論のあるところではあるろうかと思えますが、いずれにせよ、もうそろそろ新しい考え方を創造し、機軸を生み出してもいい時期になっているんじゃないかと思えます。莫大な時間と労力と費用とを投じているのでございます。ただ、やればいいというものではないと思います。会議の目的に照らしまして最も有効なアプローチを考えるべきだと思うのでございますが、改めて市の見解に接したいと思えます。

二番目、地区懇談会は年に一度のことでございます。そして、その半分が陳情大会の内容であったことは、ただいま申し上げたとおりでございますが、その陳情の中にはこの議会で取り上げられたことと重複するものもかなりあったように思います。少なくともその大部分につきましては、地区市民センターの館長級の人ならばとんとすでに承知していることばかりであったような気がいたします。その館長の人たち、なれない司会に四苦八苦の様子ではありましたが、それなりに一生懸命務められている姿に大変好感が持てたのでございますが、なお一層、この種のテクニクにご精進願いたいと思っております。それはそれといたしまして、館長会議は月に一度開かれ、いろいろと地区情報報告でありますとか、交換を行っております。地区懇談は年に一度、こちらは月に一度でございます。しかも、館長は、市長の市政推進の柱でありますコミュニティーづくりの最先端に位置づけられる人たちでございます。そういう人たちによるそういう会議であるにもかかわらず、この席に出る部長は市民部長だけで、他の部長級の人たちの出席はほとんどないそうでございます。部長ともなれば行政の最高幹部でございます。常に市全体の空気とか感覚に接触し、それを吸収して、市長を補佐する、そういう立場だと思うのでございますが、いま申し上げましたような実態を聞きますとき、コミュニティーづくりのかけ声の威勢だけはばかにいいけれども、それに必要な行動が伴っていない、そんな感じがしてならないのでございます。全部の部長に毎回毎回出ると、そんなことを言っておるつもりはございません。いまのような状況ですと、館長でも張り合いがなくなってくるんじゃないかというような気持ちも起きてまいりますが、地区の人たちの生の声ではないかもしれませんが、日ごろ毎日地区の人たちに接し、その声を代弁する、言うなら、こちらは純生の声が聞ける館長会議でございます。もう少しこの会議を大切にしたらどうかと思うのでございますが、館長会議の位置づけについて今後の抱負をお聞きしたいと思います。

最後に、エネルギー問題調査会、これは仮称でございますが、その設置について提案をいたしまして、お考えに接したいと思えます。

昨今、国のエネルギー政策が、急速かつ活発に展開をされております。省エネルギー法でありますとか、代替エネルギー法でありますとかの制定、施行がそれでございます。当四日市は三重県下で、というより全国的に見ましても一地方都市としてはその産業の維持と発展がエネルギーの動向に最も強い支配力を受ける産業構造の土地でございます。国のエネルギー政策はさらに具体的にどのような方向に向かうのか、その四日市の影響はどうか、四日市の産業構造を踏まえ、それへの対応はどのように準備されなければならないのか、それらは一一つ四日市にとって大変な問題であり、単に企業任せということではなく、四日市の産業政策の観点からも、したがって、四日市の行政自体の立場からも検討されなければならないようなことばかりだと思うのですが、いかがでございますでしょうか。いまこれらの諸問題にどんな接近を試みられているのでございましょうか。

エネルギーと環境との関連も大きな問題でございます。マクロな見方に立てば、省エネの努力は同時に大気環境に好影響をもたらすであろうということは予見できるかもしれませんが、伝えられるその内容は、良質燃料の確保が次第に困難になるとの見通しに立っての諸対策の樹立でございます。また、先般のベネチアサミットの決定、ベネチアのこととし、遠いことだとしてのんきに構えているわけにはいきません。とにかく日本が日量四百万バレル相当分の代替燃料開発を担当するというのですから、すぐこの四日市に響いてくる大きな決定でございます。こういう一連の事情を見ますとき、素人の私でもすぐに思いつく幾つかの問題がございます。四日市における代替エネルギーはいかなる量をどんなものに求めるのが最適かということ、つまり石油から石炭への転換もあるでございましょうし、いままです燃料に使用しております低サルファの副生油を原料として使用しなければならぬとき、次第に高サルファ化し、あるいは重

質化する燃料事情も考えられますが、四日市全体として代替エネルギーの最適条件は何なのか、それをどのように確保し、その実施をどのように指導するのか、そういった問題があるかと思えます。あるいは、全国的なエネルギーの適正配分が現実的なテーマといたしましていま中央で取り上げられていると聞かれています。もしそうなりますと、環境基準を達成している四日市にはどんな政策でどんな質のエネルギー源が配分されることになるのか、それへの対応はどうするのか、これまた四日市にとって大きな関心を寄せなければならぬところかと思えますが、ちょっと考えただけでも大小さまざまな、とてつもなく膨大な問題があるわけでございます。四日市として、行政として一つの思想なり立場をもって国や県にアピールするものは何か、それはどうしたらいいのか、独自に考える手ではないか、もういまから問題を整理し、煮詰めておく必要があるかと思うのでございます。四日市の工場には、日本の石油に関する政策的あるいは技術的な頭脳とも言っているような人々がたくさんおります。情報もたくさんあります。また、公害対策審議会の経験、貴重でございます。前川議員を長とするこの審議会は全国的に先進的役割を果たしてきたのでございますが、そういった他市にない豊富な人材と知恵と経験、情報、そういったものを網羅いたしましたエネルギー調査会といったものをつくって、エネルギー危機に伴い予測される諸問題を産業と環境の両側面を総合しながら検討し、問題意識を確立し、整理していくこと、これからの四日市の行政と産業政策にとってぜひもういまから必要なことだと思っております。県の方にもエネルギー問題懇話会ができたそうでございます。どういうことをどんなふうに考えていこうとするか、詳細をまだ承知しておりませんが、さきにも申し上げましたとおり、四日市の産業構造からして四日市独自の対応の姿勢があつてしかるべきだと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。

これで第一回目の質問を終わります。

○議長（伊藤信一君） 暫時、休憩いたします。

午後一時五十一分休憩

○議長（伊藤信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後二時十一分再開

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 第一問に関連をいたしましたして、第一問と三問について、私からお答えをいたします。不足しているところは助役並びに担当者の方からご答弁を申し上げます。

ご承知のように、監査委員制度というのは、この地方行政の公正と能率を確保するため設置をされておりました。市長部局からは独立した機関となっております。そこで監査結果については、法律及び条例の定めるところによりまして四日市市公報、ご家庭にお配りをいたしております「広い」ということやなくて「公の」公報等に登載をして公表をされておるわけでございますが、必ずしも一般市民に周知徹底をされているというふうには受け取れませんので、ご指摘のありましたような状況になっていないかというふうに思います。そこで、この市民に十分ご承知をいただき、ご納得をさせていただくとともに、監査結果等について本市の行政の公正と能率を向上させるため、別の方途を考えなければならぬというふうに思いますので、監査委員のご意見も十分調整をさしていただいで、今後検討を進め具体化をしてみたいというふうに考えておる次第でございます。貴重なご意見を拝聴いたしましたので、私どももなお一層努力をいたしたいということを考えておるわけでございます。

それから、第三番目のエネルギー問題でございますが、これは大変重要な問題でございます。さきのベネチアサミットで取り上げられました。石油消費と経済成長との間に介在をいたしております。なかりをできるだけ断ち切らなきやならぬと、そのために石油消費を削減する長期的な構造変化が必要であるというような共同宣言が出されております。国の諮問機関でございます総合エネルギー調査会というのがございますが、エネルギー問題に関する施策の体系と柱と、またその前提を報告いたしております。これには七つの柱、二つの前提というものが決められておるようでございます。さらに今年三月二十五日、政府の省エネルギー省資源対策推進会議というものがございまして、そこでは省エネルギーの日というのを決めて、石油消費節減目標というものを従来の五割を上回る七割という目標を樹立いたしております。県におきましても、この総合エネルギー問題調査研究報告書というのをすでにまとめておりますが、六月二十八日には県会議員、学識経験者、団体代表者の方々と二十六名の委員でエネルギー問題懇話会というものを発足させまして、ローカルエネルギーの開発利用あるいは電源立地などエネルギー問題を論議する場を設けております。四日市市といたしましては、昨年からは市内にエネルギー問題研究班というのを編成いたしました。これは市長公室、総務、財政、産業の四部で構成をされておまして、情報資料の収集、分析あるいはエネルギー対策の調査研究ということで取り組んでおりますが、主として省エネルギーという点に重点を置いた研究班になっておることは事実でございます。

そこで、ご提案のありました調査会、ご意見を拝聴いたしておりますと、むしろもう一歩進めて四日市市の産業構造の特色とあわせて考えた場合のエネルギー問題ということについての論議を深める必要があるというふうにおっしゃって見えるわけでございます。大都市ではそのローカルエネルギー開発のための事業が比較的取り上げられておることとはご承知のとおりでございます。自治省の方でも公営事業化のメリットがあれば起債を認めようというような

方向で検討を始めているようですが、残念ながら本市ではその条件に合うようなものはございません。したがって、今後この部内的な研究班の設置だけでは不十分であるかというふうに思っています。いろいろな専門家の方も加えましてエネルギー問題の研究を進めていったらいかかと、かようにいま考えておるわけでございまして、今後それらの具体化について想を練った上でまた皆様方におはかりを申し上げたい、かように考えております。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 第一点の条例規則等の問題でございますが、本市におきましては、ご承知のように条例等につきましては、現状に矛盾をしないようにその都度改正をしておるつもりでございます。さらに私ども、いまご指摘もございましたので、一層この点意を用いまして対処をして、矛盾のないように努力いたしたいと、このように思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤信一君） 市民部長。

〔市民部長（毛利道男君）登壇〕

○市民部長（毛利道男君） 小川議員からの第二点目の地区懇談会に関連いたしましたお答えをさせていただきます。地区懇談会は、市政の現状や重点施策等につきまして行政側の考え方を率直に伝えますとともに、市政に対します市民の総合的な意識や地域的な要望あるいは問題点を把握いたします広報広聴の場として開催しているものでございますけれども、過去二年の懇談会におきましては、新総合計画に地域の要望を反映させるという観点から、要望を聞くことに重点を置いて開催してまいりましたものでございます。しかし、すでに基本計画の策定も終わりましたので、地区の

要望あるいは課題もほぼ把握できたと考えまして、今年度の地区懇談会は新たに策定されました総合計画を中心に、市の重要施策や今後の対応につきまして広報的な立場から意見を交換し、地域代表の方々のご理解を得ることに重点を置いて、地域の要望につきましては新たな、しかも地区としてまとまった重要なものについて懇談をするという基本的な方針でスタートしたのでございますけれども、実際にはご指摘のとおり開催地区の希望等もございまして、ともすれば要望が主体になる懇談会になっているのが現状でございます。さらに、この地区懇談会のあり方につきましても、その参加対象をもっとオープンにしてより幅広い市民の声を求めるべきだというご意見と、逆にもっと対象をしばってじっくりと話し合えるような懇談会にすべきだというこの二つのご意見をよくいただいておりますので、ご意見を申し上げます。この前者につきましては、地域としてコンセンサスを得た意見や要望よりも、市民個人個人のばらばらな意見になりがちなこともございますし、また後者のように特定の人だけにしぼりますと、その内容は深くても場合によっては公平さを欠くおそれもあることから、こういったそれぞれの地域を対象といたしました懇談会に余りふさわしくないと考えられておりますので、現在のような地域内の各組織、団体を代表される方々にご参集願うのが望ましいあり方ではないかというふうに考えております。しかし、今後開催する地区につきましては、先ほど申し上げましたような基本的な趣旨を地区の方々に十分ご理解願ひまして、ご指摘をいただきましたような施策なり、あるいはそれぞれの地域におきます行政課題等を踏まえての意見交換の場、そして住民と行政とのコンセンサスを得るような場として運営をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、もう一点の館長会議につきまして、この件につきましては従前から月一回定例的に開いておりますが、その間におきます市政上の動きとか各部課からの連絡事項等について伝達と協議を行っているものでございますが、年一回は市長以下三役、関係部長の出席も得まして勉強会も開いておりますけれども、さらに今年度は地域社会づく

りの一層の推進のために、全出張所を地区市民センターに移行させましたのを契機に、この定例館長会のほか、大学教授を講師に招いての研修会等も開く予定にしております。今後におきましても、地区市民センター館長の役割はますます重要なものとなることのでございますので、館長会のあり方についても単なる連絡会議に終わらせるということでなく、ご指摘いただきましたような情報交換等施策研究的な、より充実したものにならうというふうに考えております。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 小川四郎君。

〔小川四郎君登壇〕

○小川四郎君 ご答弁ありがとうございます。

初めに、監査のことでございますが、前向きな姿勢に接しました。監査を大事にする意向がうかがわれまして結構なことだと思いますが、特に第二点につきましては万遺漏なきを期していただきたいと思えます。庁内に監査の方から指摘いたしますと大切に作る気風といえますか、しつけがありますことを大変いいことだと思っております。たとえば、これは小さいことでございますが、市内出張業務の多いところ、めんどうでもきちんとした、大変めんどうなことでございますが、きちんとした手続をとるように勧めておきました。これは服務規律という面もございませうけれども、昨今のような交通事情の折から、何かあったときに労災法上の適用上のめんどうがあってはいけません、そういうような立場で指摘したのでございますが、土木課でありますとか維持課でありますとか、そういうところを初めといたしまして幾つかの課で早速実行に移してもらったようでございますが、これなども監査の意見を尊重するという庁内のいいしつけかと思えます。今後とも持続願ひたいと思っておりますが、なおことしの国勢調査で、四日市が二十五万都市ということが確認をされますと、たしか議会選出の監査委員は一名増員ということにならうかと思

ます。つまり、そうなりますとそれだけ監査の目がふえるわけで、監査の視野が広がり、角度が多角化するということになるわけですが、それに伴ってさらに監査を充実する次のテーマは何かということ、いまからご検討願ってしかるべき問題かと思えますので、予告といえますか、要望といえますか、一言触れておきたいと思えます。

二番目、地区懇談会に関連して申し上げたことですが、理事長の方においてもいろいろとお考えになっておられる行政の名物とか目玉とか言われるくらい大きな、りっぱなものに育て上げたいと念願して提案したつもりでございますが、この種の会議はやはり何と何とでも実りがあるということが第一義でございますが、それからもう一つは会議の持ち方ということになるかと思いますが、いろいろと私も申し上げましたけれども、またこれにも問題があるかと思いますが、やはり絶えず根本的に洗い直し、考え直し施策を練り、要は形式的で情性に流れない会の運営ということを含めともぜひ真剣に取り組んでもらいたいと思えます。

ところで、その実りのあるということですが、塩浜地区懇談会で、さきにも申し上げましたけれども、統一質問として出されました中里問題、当日の答弁は余り歯切れのいいものではなかったような気がいたします。この問題は、この議会でも宇治田議員、松島議員、そして私とで数回にわたって取り上げてきたことですが、そのときの答弁はいつも同じで、地区の意向がまとまればということでございます。そこで、塩浜では各層の人を集めまして地域振興会といったものをつくりまして、連日連夜と云っていいほどの熱心さで議論をいたしました。それが三月議会で採択された請願として結論づけられたものでございます。アンケート調査もし、裏づけもしております。言うなら名実ともにそろった最高の形式を整えまして、地区意向を表明したものでございます。にもかかわらず、地区懇談会でのあの答弁、そう言いたいところでございますが、しかし何しろ大きな物件でございます。交渉に時間が

かかるであろうこともわかります。問題が出てから大分時間がたちました。その間社会的にも経済的にも状況の変化があり、基調が変わってきているということもわからないではありませんが、塩浜地区民の一人相撲に終わってしまうというようなことだけは絶対困るわけでございます。たとえ一歩でも半歩でもよろしゅうございますから、常に前進があるような対処を望みたいと思えますが、中里問題の今後の対応の仕方について、改めてお考えに接したいと思います。

それから、エネルギー問題でございますが、私が思った以上に皆さん方大変勉強をいらっしやうたんで、ひとまず安心ということでございますが、これからいろいろな知恵を集めて早急な検討をしたいと思いますが、とにかくあすでは遅過ぎる問題でございます。できるだけ早く方向を出していただきたいと、かように思います。

中里問題についてご答弁を願います、これをおままして私の質問を終わります。

○議長（伊藤信一君） 坂倉助役。

〔助役（坂倉哲男君）登壇〕

○助役（坂倉哲男君） ただいまの地区懇談会に関連しての中の塩浜地区の懇談会におきまして、中里住宅跡地問題が要望一本化に要望されまして、ご討議願ったわけでございます。本利用につきましましては、地元の地域振興会におきましていろいろご検討をいただきましたが、この意向に沿って市といたしましてもプロジェクトチームを編成いたしまして、土地利用の計画を立てたわけでございます。

内容に若干触れますと、西側二十三号線沿いに運動広場を含めました遮断緑地を配しまして、東側に分譲宅地を計画したわけでございます。これに関連して石原産業からは二年前から用地の売却の話が地元の方にまいておるわけでございます。また、本年の三月議会におきまして、議会でも請願の採択しておる状況でございます。しかしなが

らこの物件は、いま小川議員が申されましたように大変大きな物件でございます。簡単に相手方と話を詰めるという段階に至っておりません。大変時間がかかりますという、時間がかかるということ、それからいまお話もありません。経済事情もございまして、石原産業の考え方も若干変わっているような点もございまして。そういうことで、直ちに用地の買収の交渉に入るという段階には立ち至っておりませんが、当敷地は何としても塩浜の残された唯一の塩浜地区にとってイメージをアップするような地域でございます。そういう趣旨に沿って、今後良好な環境にしていきたいという石原産業に指導をいたしますとともに、なお今後とも市におきましても石原産業と十分に話を詰めていきたいというふうに考えておるわけでございます。大変歯切れが悪くて申しわけございません。

○議長（伊藤信一君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 質問通告に従いまして質問させていただきます。

まず第一項目が青少年健全育成問題についてでございます。すでに皆さん方もご存じのとおり、今日青少年の健全育成は大事な問題になってきております。市民団体やPTAなどにおいても大きな問題として取り組んでおられることについては敬意を表しておきたいと思っております。しかし、依然として青少年の非行化は増加をしておりますし、また一方では低年齢化、凶悪化の一途でございます。四日市市におきましても、ある中学校における非行の問題や、また土曜日の夜ともなると暴走族が走り回るといふ今後に大きな問題になるであろうことが現に起こっておりますし、早急に解決を図らなければなりません。その解決に当たり、単に取り締まりの強化だけでは済むものではありません。これらの問題について教育長は、原因はどこにあり、どのように解決されようとしているのか、具体的にお答えを願

いたいと思っております。

今日、学習についていけない子供の増加でありますとか、学力を正確に表示しない五段階相対評価、入試目当てのテスト本位の教育による子供の差別選別の強化、高校での希望課程に入学できない生徒の増大など、教育の基礎を荒廃に導びく深刻な矛盾が広がっております。最近一部指導要録が改正されました。五段階相対評価だけではなく、個々の課目においては到達度評価を取り入れられることになりましたが、その点を十分踏まえて先生方への指導を強めていただきたいと思っておりますが、この問題についてもお尋ねしたいと思います。

また、ことから小学校の四年生、五年生、六年生にゆとりの時間がとられてきております。来年からは中学校にも採用するということがあります。教師と子供の人間的触れ合いを重視するとともに、暴力や非行に対しては全教職員が一致して毅然たる態度を貫いて、民主的な生活指導に当たるようにしなければならぬと思っております。また暴力や取り締まりで子供を抑えるのではなく、子供の自主的自治的活動を尊重し、家庭でも子供の人格を尊重するとともに、しつけや民主的徳を重視し、学校と地域の連携を強めて地域ぐるみで非行を克服しなければならないと思っておりますが、この点についての教育長のお考えをお伺いいたします。

また、学校運営のあり方につきましても、校長、教頭先生などは教育行政の下請を主とするのではなしに、教職員の先達、リーダーとして教職員集団の一致協力を図り、学校に人間的、教育的雰囲気を持することが必要であると思っております。この点についてまだまだ欠けていると思っております。これらについてどのように指導をなされているのかお伺いをしたいと思います。

また、青少年の非行をなくしていく上でも健全な遊びを保障したり、指導者を配置することが必要であります。そういう点では、私も昨年の六月議会でも取り上げてまいりましたが、児童館建設がいまこそ必要になってきておりま

す。この点について、再度考えを変えらるつもりはないのかどうか伺いたします。

また、小学校低学年における留守家庭児童対策は特に必要になってきております。働く婦人の権利を守る上でも必要ではございますが、教育長は四日市における婦人労働者の実態をどのように把握しておられるのかどうかお尋ねいたします。

また、学童保育については、笹川団地だけでなく三重団地や桜団地においても要望がされているところでございますし、前回の三月議会ときには答弁として、現在の助成制度のあり方は地元で場所を考えていただき、運営費を市の方で助成させていただき、場所についてはケースに応じてご相談に応じていただくことでありましたが、笹川においては少しも具体的に進展を見ていないところでございますし、市長も学童保育の必要性については言われておるところでございますが、児童福祉法の第二十四条に、留守家庭児童については市町村長が適切な保護を加えなければならぬ、このように規定をしております。この規定を遵守する気があるのかどうかお尋ねをいたしたいと思います。

二つ目に、公正な選挙戦のあり方についてでございます。先月行われました衆参同時選挙におきましては、不正舞弊をなくす問題が大きな問題となったところであります。この不正舞弊を正すためには、大企業を初め企業や各種団体からの政治献金をやめさせることや、また企業ぐるみ、組合ぐるみ、自治会ぐるみ、そして宗教団体ぐるみなどの選挙をやめさせることが必要でありましたが、選挙戦の結果を見ますならば、残念ながらこれらの点が改善されずに終わったところであります。四日市市におきましても自治会ぐるみなどの選挙が行われ、その自治会に加入している人に変な迷惑をかけた、このことが言われているところでございますし、また、ご存じのとおり岡崎における内田市長がこの選挙違反事件において、建設工事発注における地位を利用してある特定の企業をどんどん大きくしてい

った、また総代会、町内会と言われておりますし、四日市市でいいますならば自治会、こういう関係でございますがこの中において市の仕事を利用しながら締めつけを行ってきた、また岡崎では市長公室長を裏対の中心として市役所を使いほうだいにした、このような選挙戦が行われたわけでございますが、この六月の選挙のときに参議院全国区の松浦功氏が四日市の近鉄駅等で街頭宣伝をされました。このとき消防長、教育長並びに収入役に三輪助役らが八時三十分以後においても参加してみえたわけでございます。

〔私語する者あり〕

どういふ筋からの要請が行われたのか、一般には官僚政治が批判されておるところでございます。一説には自治省の高級官僚であるということから、今後の市の起債、補助金、地方交付税等を獲得対策として上の方から指示があったというふう聞いておられるところでございますが、地方公務員法にかかわりがないのかどうかお尋ねをしたいと思いますし、各人についてどのような立場で勤務時間中において参加されたのかお伺いをいたしたいと思います。

十二月には市長選挙が予定されているところでございます。この選挙戦におきまして団体、業者、自治会等からの推薦を受けるべきではない、岡崎の内田市長の教訓から学ぶならば推薦を受けるべきではないと考えておりますが、市長のお考えをお聞きしたいと思いますし、また市の助役、収入役、消防長、そして教育長はどう対応するのかお尋ねをしておきたいと思っております。

三番目に、産業廃棄物問題についてでございます。いよいよ川越町の処分場の埋め立てが完了すると、小林町ととして桜地域に産業廃棄物を投棄すると、このことが言われ、小林町におきましては具体的に地元の了解もとられておられるところでございます。しかし、この四日市市におきましては、市民の大事な水道、命の水はすべて伏流水からとってきておられるわけでございます。こういう点におきまして、この小林町における水源は内部水源施設が四カ所点在してお



り、そしてまた桜の下流には三滝水源が存在をしているわけでございますし、こういう点でこの市の大事な水に大きな影響を与えていると思えますし、また水道局からの質問、意見書につきまして石こう系廃棄物については、石原産業より排出されるアイアンクレーと称するものと考え、そしてこのアイアンクレー中には多くの水酸化鉄が含まれておるし、しかもこの水酸化鉄自体は酸性水以外には余り溶けないと、しかし第一鉄の形のものでありますとか、また微生物の働きにより、第一鉄に還元されたものはかなり水に溶け、凝集、沈んでん処理をしても沈んでんせず、無色の水として施設から放流される。この鉄分が空気により酸化される、そして河床に沈んでんし、河床を赤くし、またろ過能力の障害となるおそれがあると、このように指摘もしているところでございますが、この産業廃棄物の投棄について市長はどのようにお考えなのかお伺いしたいと思えますし、特に桜の地域にはおいしいすし米をつくっているところもありますし、また造り酒屋もあるところがございます。市民の川を守る、公共物を一度壊したらもうもとに戻らない、この立場からこの産業廃棄物についてのご意見をお伺いしたいと思えます。

第四番目が公災害問題についてでございます。三月議会におきましては、四十六年十二月につけられました十四万坪の石油関連企業を立地せしめないという附帯決議を解除したわけでございますが、それ以後のこの十四万坪の経過について具体的にお示しいただきたいと思えますし、また伊勢新聞でも大きく報道されておりましたが、活断層とのかかりについてどのように問題があるのか、このことをお尋ねしたいと思えます。

また、ことしの梅雨は雨が少なく喜んでいるところでございますが、百姓にとってはどうかわかりませんが、しかしこれから台風のシーズンになって大雨が降り、また川が増水する、このようなときに河川などへの警戒や監視が強められると思えます。このようなときに消防団の皆さん方が大変なご苦労をいただいているところでございますし、他の都市においては水害または河川の警戒に立って川に落ち込んで死亡された、こういうことも聞きますの

で、これらの消防団を含めた河川の警戒や監視に当たられる人たちに對して救命胴衣を常備すると、このような考えがないのかどうかお尋ねをしたいと思えます。

○議長（伊藤信一君） 暫時、休憩いたします。

午後二時四十八分休憩

午後三時二分再開

○議長（伊藤信一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部長。

〔総務部長（矢田三郎君）登壇〕

○総務部長（矢田三郎君） 公正な選挙戦についてお答えをさせていただきます。

選挙運動につきましては、ご承知のように公職選挙法等で定められましたルールに従いまして行われることは申すまでもないことでございますが、特に明るい選挙の実現のためには、何よりも選挙民の自覚あるいは政治意識の高揚ということが最も重要なことと考えております。本市の選挙管理委員会等におきましても、明るい選挙の推進協議会等々連携をいたしまして、さらに社会教育関係者とのご協力等をいただきまして、明るい選挙の推進に努力をいたしておるところでございます。

ご指摘の問題につきましては、先ほど申しましたように、選挙民の自覚と政治意識にまつところが多く期待されるわけでございます。その意味におきましても今後努力をしていきたいと、このように考えております。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 私から佐野議員のご質問の中の、いま一番がちょっと教育長の方からご答弁させていただきます。二番に、松浦候補の問題でご指摘ございましたので、この点とそれから四番の公災害問題、特に港の関係でございますので、この点だけご答弁をさせていただきますと思います。

ご指摘のように、松浦候補の奥様が先般の全国区の参議院選のとき四日市へいらっしゃいましたことは事実でございますし、私どももそういうことをお聞きいたしましたして、儀礼的に駅前広場へ参加していたのも事実でございます。その点で地方公務員法なり公職選挙法なり、違反してないかということでございますが、私のことを申し上げます非常に恐縮でございますが、私は助役で特別職でございます。したがって、労働基準法あるいは地公法の中で勤務時間等の制限は受けていないのでございます。もう一つ申し上げますならば、一般公務員につきましては身分保障というのがございますが、助役は身分保障のないのも地方自治法の方でご承知のとおりでございます。そういう意味で私どもは法の許す範囲内のことであるというふうに認識をいたしましたして、儀礼的に現場へ出ささせていただきました。したがって、ご指摘のような地公法なり公職選挙法には違反してないと、選挙運動ではないし、違反をしてないというふうに理解をいたしておりますし、また一般職の消防長につきましても、この時間、時間的な休暇をとっておりますので、これもそれには、勤務時間等に違反はしてないということを、私から四人を代表いたしましてお答えをさせていただきますと思います。

次に、公災害問題の中で、霞ヶ浦工業用地の十四万坪のその後の経過等につきましてでございますが、霞ヶ浦の工業用地の十四万坪への進出企業につきましては、ご承知のように十七万三千坪の申し込みがございます。なお配分できるのが十二万五千坪であるということは三月議会でご答弁をし、あるいはまた特別委員会なりでも私から、全協でも私からご説明を申し上げましたとおりでございますが、管理組合におきまして、現時点におきましてはその立地について去る三月、四日市の当市議会におきまして出されました意見書のご趣旨を尊重いたしましたして、その立地について最終的な調整を行っている段階でございます。したがって、この調整が終わり次第県並びに市と協議調整の上、土地利用計画案を策定してまいりたいと存じております。

なお、利用計画案策定後、三重県環境影響評価の実施に関する要綱に基づきまして環境アセスメント、いわゆる環境評価を実施いたしましたして、国に対して公有水面埋立法による土地利用計画変更の申請を行いまして、国の認可を受けておるのが現状でございますので、ご理解いただきたいと思います。

なお、活断層の問題がご質問の中にございましたが、この日本列島は、ご承知のように火山列島でございます。したがって、私どもが承知いたしておりますのは、活断層というのは全国各地にある層でございます。霞にも一本あるそうございますが、こういうことにつきましては、今後技術的に十分検討をいたしまして、これに遺憾のないようにしてまいりたいと、こういうふうに考えておりますのと同時に、現在この活断層は全然動いていないというふうな管理組合として情報を得ておるのでございまして、ご心配はないものと確信をいたしております。以上でございます。

あとは担当部長の方からご答弁いたしますので、よろしく願います。

○議長（伊藤信一君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） 第一番の青少年の健全育成問題について、基本的な考え方を申し上げたいと思います。

まず第一に、最近の非行問題、とりわけ小中学生、そのうちでも特に中学生のことを触れられたようでございますが、このことにつきましては三月の定例議会でも申し上げたわけでございますが、最近の事例等を通じて特に感じております点を二点申し上げまして、お答えにかえさしていただきたいと思います。

まず第一は、何といいますが家庭教育の充実が根本であるということでございます。実際の例に当たってみますと、その大部分というものは欠損家庭か、あるいはご両親がおられなくても夫婦仲が非常に悪いというケースでございます。極端な場合は、親御さんにお会いいたしましたが、自分の子供の悪いということにつきましては一言の反省もなく、学校が悪い、社会が悪いというふうに公言してはばからない方も中にはございます。したがって、非常にむずかしい問題ではございますが、家庭教育の振興につきましては、特別留意して力を入れる必要があると考えております。本年度は、従来の施策以外に新しく四つの小学校地区を指定いたしました。家庭教育振興のモデル地区といたしました。センターを中心といたしまして本年度はその地区の家庭教育の基盤づくりの事業をやるという意味で、現在その準備を鋭意進めております。また、小学校の低学年の児童を持つ父兄を対象にいたしました家庭教育のテキストの作成につきましては、すでに監修の大学の先生も決めまして、現在その準備を進めておる段階でございます。いずれにいたしましても、この家庭教育の振興は、特にその地区の、地域の方々のご協力ができないことではございませんので、地区の方々のご協力を得ながら家庭教育の振興には今後最大の努力をしていきたいと考えております。また、学校側からいたしましては、家庭訪問であるとか、あるいはいわゆるPTAの地区の懇談会などを効果のある方法を工夫いたしまして、家庭との連携をより密接にするよう学校現場を指導しているわけでございます。

それからもう一つは、学校側の対応というのにつきまして、いま一歩きめの細かい対応が必要であるというのを痛感しておるわけでございます。現場の先生方、非常にご苦勞をおかけしておるわけでございますけれども、しさいにながめてみますというと、なお一歩力を入れていただく必要があるように思うわけでございます。このいわゆる広い意味の道徳教育の必要なことにつきましては、年度初めの四日市の学校教育指導方針で強調いたしておりますし、また先生方には資料といたしまして、生徒の問題行動に関する基礎資料あるいは生徒指導の手引きという冊子を配布いたしました。これを参考として活用するよう指導もいたしておるわけでございますが、結局は学校が全員協力いたしまして、基本的な生活習慣の習得から始まりまして、何がよくて何が悪いかという善悪のけじめといった道徳的判断力、道徳的態度の育成につきまして、子供をときには強く、正しく指導するように、この点につきまして学校現場の対応が、いわゆるきめの細かい点につきましてもう少し努力をする必要があると考えておりますので、そういう意味合いにおきまして学校現場を指導しておるわけでございます。

なお、もちろん先生と子供の心の触れ合いが根本的にあることは言うまでもないことでございます。いずれにいたしましても、この非行防止の対処というのは特効薬がないわけでございますので、根気強く当たることが必要でございますので、今後とも教育委員会といたしましては、最大の課題として全力を挙げてこれに取り組んでまいりたいと考えております。

それから、これに関連いたしました。学校がいわゆる受験一辺倒であるとかあるいは成績一辺倒であると、それが非行を生み出しておるのではないかというご意見でございますが、確かにこういった行き過ぎた受験一辺倒の考え方が非行を生み出す一つの原因にはなっておるかと思うわけでございます。とりわけ勉強ができませんので学校がおもしろくない、したがって非行に走るというのも実態でございます。新しい教育課程の施行とともに教科書もかなり精選されまして、ゆとりの時間が出てまいりました。特に落ちこぼれないように成績不振の生徒につきましては、その

学力の補充に努めるとともに、その生徒が精神的にまいり、心を傷つけて非行に走ることはないよう十分配慮してまいりよう現場を指導してまいりたいと考えております。

それから、いわゆるゆとりの時間の問題でございますが、これはおっしゃいましたとおり小学校は本年度から実施をいたしておりますし、来年度から中学校は約週四時間の授業時間が削減されるわけでございますが、このゆとりの時間が設けられました一つの目的は、教師と子供との心の触れ合いによりまして、真の人間教育を徹底さすというのがねらいでございますので、そういう意味合いを踏まえまして現場を指導してまいりたいと考えております。

それから、校長、教頭の管理職の点でございますが、この点につきましては、その職場の先生方、教職員の方が全部一致しなければ校長、教頭の職務は務まらないわけでございますし、また全部の方の意見を適切にまとめるのが管理職の務めでございますので、校長会、教頭会には常にこのことを強調しておりますし、また年度初めの校長会にはかなり時間をかけて校長のあるべき態度について、私の方から説示をいたしておりますと同時に、新しく校長先生になられた方には、私のつたない考え方でございますが、校長のあるべき姿というのを簡単に書きまして、新しくなられた校長先生方にはお渡しを申し上げているわけでございます。

それから、学童保育の件でございますが、この留守家庭の学童保育につきましては、学童保育事業補助要綱に基づきまして運営費の助成をいたしておるわけでございまして、場所につきましては地区の方々のご努力によりまして、集会所であるとかあるいは学校の施設を利用しておるわけでございます。今後ともこの補助制度の活用を十分行っていただけけるよう周知を図りまして、地域ぐるみの連携によって青少年の健全育成が実の上がるように努めてまいりたいと、そう考えておるわけでございます。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 環境部長。

〔環境部長（水谷和一君）登壇〕

○環境部長（水谷和一君） 産業廃棄物問題についてでございますが、この問題につきましては、去る六月二十四日の総務委員協議会でその概要をご説明を申し上げましたところですが、産業廃棄物の最終処分を担当しております三重県環境保全事業団では、現在川越町地内に最終処分場をもちまして、三重大学医学部の坂本助教を初めとする学識経験者を委員として埋立用土審査会を持っておりますが、ここの承認を得まして県が許可をした燃えがら、鉍滓、汚泥、ダスト、ガラス、陶磁器くずなどの埋立処分をいたしております。約十九万平方メートルの広さを有するこの川越最終処分場も、現在までに九十二万トンがすでに埋め立てをされまして、約二十八万トンの余裕を残すことで、現在のままでは昭和五十六年一月をもって満杯になろうとしております。

次に、市内四郷地区の小林最終処分場につきましては、地元と事業団との調整がつかましまして、石こう系廃棄物に限定した処分場として決定をいたしております。先ほど石こう系廃棄物アイアンクレーの鉄分が下流にあります水源に影響をしないかというご指摘でございますが、事業団の方で溶質試験をいたしました結果、下流にあります足見川の水質に含まれております鉄分、これが〇・〇七PPMということでございますが、過酷な溶質試験の結果も最大が〇・〇七PPMということで、鉄分による汚染は下流には起こさないとというふうに判断をしております、認められたということでございます。

次に、桜地区の中馬谷等の未利用地を利用しての処分場についてでございますが、当該事業団では本格的次期最終処分場の候補地として予定し、地元桜地区の関係者を中心に再三にわたって説明会を開催し、実測調査と環境アセスメントの実施について同意を要請してきておりますが、まだ十分に理解されるまでに至っておりません。産業廃棄物の埋立処分につきましては、処分対象物のチェックを、先ほども申し上げました権威ある専門家で構成されている埋

立土審査会で厳しく審査されたものにつきましてのみ理立処分をすることになっており、また処分場の開設に当たっても、県の環境影響評価の実施に関する指導要綱に基づいて的確に環境アセスメントを実施し、自然環境及び生活環境に悪影響を生じないことが前提となっており、その間地元関係者とも十分協議をし、その理解を得ることになっております。市といたしましても、その計画内容を十分に把握しまして、将来にわたって一切の支障が生じないよう調査、監視に万全を期していきたいと考えますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤信一君） 消防長。

〔消防長（渡辺靖三君）登壇〕

○消防長（渡辺靖三君） ただいまご質問をいただきました水害の警戒警備に当たる消防職団員の装備について、特に救命胴衣について備えつける必要がないかというようなご質問でございましたが、現状を申し上げてみますと、私も現在の四日市消防には、救命胴衣二十四人分を装備いたしております。従来の警戒警備活動におきまして、一応それ不足を感じたということはございませんが、実情を十分に見まして、今後の警戒警備の活動実態とにらみ合わせ、その他の安全装備についても十分に検討を加え、ご趣旨に沿うように努力をしてまいりたい、かように思っておりますので、よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 先ほど助役から時間休をとったと、消防長は。消防長の内緒の話では、あの日は三十分間だけ時間休をとったわけですか。時間休の単位もちょっとお尋ねをしておきたいと思えます。

それから、松浦氏の夫人が来ると、こういうことについてどこから、だが、どのような方法で知らせてきたのか、

個々にお知らせをお願いしたいと思えます。

また、儀礼的に参加したということですが、制約を受けていないということなら、今後十二月の市長選挙においても参加していくということに考えてもよろしいわけですね。そのことについてお尋ねをします。

それから、非行の問題でございますが、十分に校長に対して指導、援助をしているということでございますが、その学校のことでちょっと伺いますと、下からの意見が余り上がらないと、十分反映されていかないということが聞き及んでいるわけです。そういう点での指導、本当になされているのかどうか、いま一度お答えを願いたいと思えます。それから、成績不振の子供には学業の補充に努めているということですが、このついていけない子供に対して、具体的にどのような対処しておられるのか、このことをお尋ねいたします。

それから、学童保育でございますが、本当に必要な性を認めているのかどうか、必要性があったならば、十分に努力してもらおうということではなくて、市独自でも、先ほど申しました児童福祉法二十四条に基づいて対処をすべきだと思えますが、その対処がなされていない、必要性は口で言っても全然認めていない、こういうふうに理解してよろしいかどうか伺います。

それから、産業廃棄物でございますが、三重県の環境事業団、これは企業と三重県が金を出し合ってつくった事業団でございます。事業団で溶質試験を行ったと、その結果は〇・〇七PPMだというふうに言われておりますが、それでは具体的な溶質内容を含めたデータも出していただいで市民に明らかにしない限り、幾ら専門の先生方が安全だ、こんなことを言ったからといって市民は納得するものではないと思えます。このデータを示していただきたいと思えます。

また、水道局は意見を出されましたが、これについて事業団の回答にどう対処されているのか、このこともあわせ

てお尋ねをしたいと思います。

また、選挙戦の問題でございますが、この松浦氏の参加の仕方、それから岡崎の市長の教訓からも、年末に行われる市長選挙に対して市の幹部職員はどのような対処をするのか、この岡崎の例からも各種団体との関係をきちっとしておかなければならないと思えますし、そういう点でも立候補を予定されている市長はきれいにしておくことが必要だと思えますが、これについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（伊藤信一君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 選挙の問題でございしますが、ご承知のように、私たちの職務につきましては、ちょっと法律を読ましていただきますので、それによってご判断をいただきたいと思えます。

地方公務員法でございしますが、地方公務員法の三条の三項に、「特別職は、左に掲げる職とする。」ここに、「就任について公選」これは市長とか議員もこれにはまると思いますが、又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職」これは、地方公務員の職は一般職と特別職とに分けると、こういう中で一般職は特別職に属する職以外の一切の職とする。それから、特別職につきまして、一にこういうことが書いてございます。あとずっとございますが、それからそれによりまして一般職につきましては、三十六条で政治的な制限、政治行為の制限をいたしております。これにつきまして、特別職につきましては、これは排除いたしております。適用になっております。

それから、地方自治法の百六十七条に、「副知事及び助役の職務」というのがございます。「副知事及び助役は、普通地方公共団体の長を補佐し、その補助機関たる職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより、普通地

方公共団体の長の職務を代理する。」これは職務代理者でございしますが、したがって、職員の監督に対する責任は、私ども助役にあるということをこの百六十七条ではっきり決めております。

したがって、こういう線からいきますと、私どもは市長の職務を補佐するわけでございます。これは、いろいろな私どもの承知いたしておりますところでは、市長の職務というのは一般的に地方自治法による職務と、それから一分というのか五分というのか、六分になるか八分になるか、これはわかりませんが、政治的な面もございします。そういう意味では、助役はこれを補佐しなければなりません。そういう義務が法律によって与えられております。したがって、私どもといたしましては、ご指摘のように、ただいま申し上げましたように法令違反なことはいないと、こういうことを申し上げたわけでございます。

それから、一般職の幹部職員等々一般職員に対しては、いま申し上げましたように、地公法の三十六条によって政治的な行為は禁止されております。これはずっとございしますが、「職員は、特定の政党その他政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、」云々とありまして、「公の選挙または投票において投票をするように、またはしないように勧誘運動をすること。署名運動を企画し、又は主宰する等これに積極的に関与すること。」等々ここに政治的行為を詳しく制限いたしております。私どもは、選挙が始まります前におきましては、いつも職員に対してはこのことを厳重に示達をし、したがって四日市市においてまだ、いまだかつて公職選挙法による違反職員が出ていないというのは、非常に私ども喜んでおる次第でございまして、年末の選挙等におきまして、ただいま申し上げました地公法の趣旨は十分遵守されるものと確信をいたしております。

休暇時間につきましては、たしか私決裁いたしておりますが、半日間とってあるはずと思えます。

〔私語する者あり〕

○議長（伊藤信一君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） 学童保育についてでございますが、学童保育は必要であると考えておりますので、市の方も学童保育事業補助要綱に基づいて助成をいたしておるわけでございます。

それから、学力の補充でございますが、私は学力の補充事業とは申し上げなかったわけですが、私が申し上げた意味が誤解されましたら訂正いたしたいと思いますが、私が申し上げましたのは、たまたま新しい教育課程が施行され、教科書も新しくなりますので、授業をする際に成績不振児のことを十分配慮して、あるいは授業の合間の時間あるいは放課後そういった不振児を呼んで、学力をさらにつけるように努力をするということを校長に対して指示をしておるといった意味合いで申し上げたわけでございます。

それから、下からのというのは、教職員全部の方のご意見が校長に反映していないのではないかとというふうに理解してご答弁申し上げたいと思うわけですが、全部の教職員の方の考えは校長が反映しておるものと私の方は信じておりますが、なおこういう重要な非行の問題でございますので、校長、教頭等の管理職に対しまして指導、助言をいたします場合は、絶えずそのことについて、職員の和について私の方で注意をいたしておりますし、時には生徒指導主任を呼びまして、同時に校長との意見が不一致でないように指導をいたしております。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 環境部長。

〔環境部長（水谷和一君）登壇〕

○環境部長（水谷和一君） 先ほどの産業廃棄物の埋立処分にあたって埋立用土審査会で厳しくチェックをしておると、そのチェックは信用ができないんじゃないかというご指摘ですが、少くとも私らの聞いている範囲では非常に厳格な

審査をやってもらって、しかも権威のある先生方ということで信頼はしているんですが、なお市も公害対策課にも分析室ございます。水道局の方も水質の検査等厳密にやっておりますので、そういったところででもクロスチェックをやらしていただくというようなこと、並行してやらしていただくということで市なりのチェックをさしていただくというふうに思っております。

それから、先ほど水道局からのいわゆるこの小林の埋立処分場に対する意見に対してどう対応したかということでございますが、水道局からのご意見も入れまして、市長名で知事あてに最終処分場設置に係る意見ということで、事業団の方へ出さしていただいております。

それで項目でございますが、水道局からかなり細かい、たとえば当初は予定されていたいわゆるフェノール系の樹脂を含んだもの等の投棄、それによるにおいをどうすればいいかというようなこと等がございましたが、結局投棄物を石こう系の廃棄物に一応しほってあそこは使用するというところで解消しておりますし、その他水の処理装置につきましても、市の意見を入れて埋立処分が終わってからもなおその施設を動かすというようなこと等も事業団としてはきちっと案にしまして、そして県の方に届け出をして受理をされているということでございますので、私らはそれをさらに横からチェックをさしていただくということをお願いをしていきたいというふうに思います。

○議長（伊藤信一君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（村山 了君）登壇〕

○水道事業管理者（村山 了君） 水道局から小林町の問題に関してつけた意見書は、私どももいたしましたし、その意見書に予想される最悪の条件を列記しております。したがって、それが将来事実そのとおりになってくるということは断言できない、むしろそういう最悪の条件でございますので、そういう結果になるということは非常に少

いかと思いが、われわれとしては生活用水のことでございますので、いかなる場合でも、水質が完全であることを期待しておりますので、おそれのある事項等は非常に厳密に、事前にもお願いもするし、チェックもしていただくことも期待するわけですが、そういった防除対策等が確立されるということ、それからまた、その中にも申し上げておりますが、もし万一汚染されるようなことがあれば、その代替措置をとっていただくということを条件に、局としてはそういった条件を満たされるという前提でこれに同意している次第でございます。

○議長（伊藤信一君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 助役はなかなか本音を出さぬと、外周りばかり回っておりますが、私は先ほど質問したのは、だからどういう経路でこのことを聞いてきたのか、そのおのおのそれぞれにお答え願いたいということで質問をしたわけですから、質問にお答えをお願いしたいと思っております。

また、産業廃棄物問題では、事故というのは万が一に起こるものでございます。その場合、代替装置ができたからということでの四日市市の水が救われるとは思いませんし、本当にこの水道局が出した内容について不安がなくなったのかどうか、完全に解消したのかどうか、これをお答えを願いたいと思います。

それから、教育長、学業についていけない子供に対しての対策、いま非行の多くの原因になっていると思いますが、この対策は具体的にどのようにされておられるのか、また体制上の保障はどうなっているのか、このことと、先ほど学童保育は必要性を認めるということを言われておりますが、二十四条では処置をしないと、適切な保護を加えなければならぬというふうに規定をしているわけです。必要性があって、この児童福祉法の第二十四条を考えるならば、地元で地元ということじゃなくて、市が独自に処置をして適切な保護を加えなければならないと思いますが、再度

ご質問いたします。

○議長（伊藤信一君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） またご質問いただいたんですが、先ほど申し上げました、私は職務の範囲内において判断をいたしましたして適切であると、儀礼的に出なければいけないというふうに判断をして出さしていただいたのでございますので、この点でご答弁はご容赦いただきたいと思います。

○議長（伊藤信一君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） お答えいたします。

成績不振児の学力向上の点でございますが、私の考えといたしましては、教育委員会は基本的な考えを出しまして、細かい、具体的ないろいろなことはやはり学校現場の校長に任せたいと、そういう考えでございます。また、その学校それぞれで事情もあるかと思っておりますので、具体的な成績不振児の実際のどのように力をつけていくかということにつきましては、私は学校にこれを任せていくという考えでございます。

それから、学童保育の点につきましては、先ほど申し上げたような考えでございます。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（村山 了君）登壇〕

○水道事業管理者（村山 了君） 水源地の上流あるいはその周辺にいろいろな構造物がきたり、こういったものがございますと、影響がいろいろ心配されるわけですが、私どもの出した意見書の中に掲げた事項についていろいろ専門



家等で検討された結果、心配がないということでございますので、そのことを信じております。

○議長（伊藤信一君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 最後に、いま教育長、学校に任せるといふふうに言われたわけでございますが、ただ単に学校に任せただけで、じゃああとは何をやるのかつかないかと、そんな指導の仕方しかやっていないのですか。当然学校に任せたら、どのように対処されてきたのか報告を受けて、成果が上らなければ上がるような指導をするのが教育委員会ではないですか。このことを最後に質問します。

○議長（伊藤信一君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） お答えいたします。

成績不振児の学力向上の問題でございますが、基本的には先ほど申し上げたとおりで対処したいと思っておりますが、それぞれの学校の対処の仕方につきましては、担当課といたしましたし指導室がございまして、また指導主事が現場へ出向きまして指導、助言をいたしております。私の方には実際の指導のあり方の細かい点というのは、これは私までは報告は参っておりません。ただ、基本的なことは私の方で指示をいたしております。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 学校に任せたままであと知らない、基本的な指導だけしてると、それじゃあその基本的な指導というのはどこから生まれてきた指導なのかどうか、このことも伺いますし、指導したればきちっとその成果についてつ

かむのが責任ある指導だと思えますし、教育長が答えることができなければ答えることができないような人で答弁をお願いしたいと思えます。いまの教育の非行化、教育の荒廃、大変な問題になってきております。ぜひはじめに答えていただきたいと思えます。

○議長（伊藤信一君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） お答えいたします。

いわゆる現場の指導の方針につきましては、いわゆる年度初めに四日市学校教育指導方針を策定いたしましたし、これにのっとって指導をいたしております。

なお、ご質問の成績不振児の学校現場での実際の取り扱いの具体的なこと等につきましては、私資料を持ち合わせておりませんので、調査いたしましたし報告を申し上げます。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 本日は、この程度にとどめ、あの方方は明日お願いすることにいたします。

明日は、午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後三時五十一分散会

昭和五十五年七月三日

四日市市議会定例会会議録（第三号）

四日市市議会

○議事日程 第三号

昭和五十五年七月三日(木) 午前十時開議

第一 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(四十一名)

川	金	大	大	小	宇	伊	伊	小	青
				治					
口	森	谷	島	川	田	藤	藤	井	山
洋	喜	武	四	良	雅	信	道	峯	
二	正	正	雄	郎	市	敏	一	夫	男

○欠席議員（二名）

松野 渡山 山中 山口 山森 水前 堀堀 古平  
 島崎 辺本 中 路 口 口 野川 内 市野  
 良貞 一 忠 信 安幹 辰弘 新元 行  
 一 芳 彦 勝 一 剛 生 孝吉 郎 男 士 衛 一 信

橋野 生永 中谷 田高 高佐 坂後 後小 粉訓 喜川  
 本呂 川田 村口 中木 井野 口藤 藤林 川霸 野村  
 增平 平正 信基 三光 正長 寛博 也 幸  
 藏和 藏巴 夫保 介勲 夫信 次六 次次 茂男 等 善

○出席議事説明者

市	助	助	助	市長	総務	財政	市民	福祉	産業	環境	都市	建設	下水道	病院
長	役	役	役	公室	部長	部長	部長	部長	部長	部長	計画	部長	部長	事務
加	三	坂	平	阿	矢	伊	毛	岩	河	水	内	石	奥	藪
藤	輪	倉	井	南	田	藤	利	山	村	谷	田	井	村	田
寛	喜	哲	清	輝	三	治	道	義	昭	和	忠	三	仁	裕
嗣	代	司	三	彦	郎	郎	男	弘	郎	一	泰	夫	人	

○出席事務局職員

消	防	次	教	育	教育	水道	技術	事務局	議事	議事	主	主
長	長	長	長	長	委員	管理者	部長	局長	課長	課長	事	事
渡	川	服	山	長	部	村	黒	佐	小	板	山	金
辺	合	部	鹿	谷	川	山	川	々	坂	崎	口	森
靖	一	昌	静	川	照	了	薫	晃	大	之	克	伸
三	郎	弘	夫	男	男			精	靖	丞	彦	夫

○議長（伊藤信一君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十三名であります。

本日の議事は、お手元に配付しました議事日程第三号のとおり、一般質問であります。

なお、代表監査委員は公務出張のため欠席いたしますので、ご了承願います。

日程第一 一般質問

○議長（伊藤信一君） 日程第一、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 質問の通告順位に従ってお尋ねをいたしますが、五番目の自治会その他各種団体と行政をめぐる問題については、この機会には割愛させていただきます。

最初に、県立高校新設に関してお尋ねをいたします。私は昨年十二月議会におきまして、五十八年度以降の高校進学生徒数の急増に対処するために、四日市においても県の全面的な責任で県立高校を四日市に新設させるために行動を起こすべきである旨の主張をいたしました。そして市長の答弁を伺ったのでございますが市長は、「できれば一校この地域に新設をとというようなことを考えているが、県との折衝の限りでは朝明高校の土地の問題をそれまでに解決してもらわないと困る」という強い申し入れを県関係の各方面の方々からいただいております。このことをご紹介申し上げます。

「と答えられただけでございます。この問題についてどう対応されるのか判然としません。改めて市長のお考えをただしたいと思えます。五十八年度に開校を実現するためには、本年度中には用地の選定、確保を図らなければならぬと思えますが、果たしてどのようにお考えでしょうか。

次に、高齢者対策についてであります。わが国が欧米諸国の何倍ものスピードで高齢化社会に突き進んでいることは、先刻ご承知のとおりでございます。そしてこれらの高齢者に対する生きがいと社会参加の保障、所得ないし生活の保障、健康と医療の保障、住宅の保障等々の課題はますます重要性を増しております。

しかし、これらに対する国、地方自治体の施策はまだまだ不十分であり、生活や病に苦しみ、生きがいをなくしてみずから命を断つ悲劇が頻繁に起こっております。そして特に問題なのは、政府・自民党などがさきの国会で共済年金の支給年齢の引上げを強行したのに続きまして、今後さらに厚生年金の支給年齢の引上げや老人医療の有料化など、高齢者の所得や生活と医療の保障の根幹の制度改悪を策していることでございます。

なお、またこの八月からは養護老人ホーム、特別養護老人ホームの入所費用の負担をいままでは入所者またはその扶養義務者である家族の所得税額に応じて徴収していたものを、入所老人に対象収入が年間二十五万六千円を超えるものがあると、税金がかからなくても老人ホームの費用の負担金を入所老人からも徴収し、さらに扶養義務者の家族からも従来以上に徴収するなどの負担増が強行されることとなり、いまその入所老人の所得調査が進められております。

私はまずもってこのような高齢者の福祉に逆行し、高齢者の生活と医療保障の根幹をなす年金の支給年齢の引上げ、老人医療の有料化等の改悪、老人ホーム入所者への負担増をやめさせるために、市長は他の自治体首長と協同して強力な運動を起こすよう求めたいと思えますが、市長にそのご意志があるかお尋ねをしたいと思います。

なお、老人ホーム入所者の対象収入二十五万六千円を超えるものに対する新たな費用負担徴収について国があくまで実施を押しつける場合には、市独自に軽減した徴収基準をつくるよう求めるものでありますが、この点はいかがでしょうか。保育園の例もございます。老人ホームの入所者に対する費用負担徴収基準についても国があくまで実施を押しつけるという場合には、市独自のそうした軽減措置も考えられてしかるべきだと思いますが、あわせてお尋ねをしておきたいと思えます。

次に、特別養護老人ホームといわゆる老人病院の問題についてお尋ねをしたいと思います。四日市には公立の特別養護老人ホームがなく、四日市の老人の特養入所につきましては、社会福祉法人青山里会の小山田特養と同じく社会福祉法人孤野の聖十字の家にほとんど依存しているわけでございます。

また、小山田特養と隣接した医療法人主体会の小山田病院がいわゆる老人病院として重要な役割を果たしてもらっております。これらの特養の建設に市費助成がなされたとはいえず、それぞれ主催者の老人福祉に対する熱情と尽力があつたればこそ建設されたものであり、まことに感謝にたえないと思うのでございます。

しかし、現状では特養、老人病院、いずれも大変な入所難でございます。この入所難解消について、市当局はどのように対処するお考えかを伺いたいと思えます。

青山里会が五十五年度事業として、老人性痴呆症者を対象としたいわゆる特特老人ホームを建設し、また孤野聖十字の家が来年度増床する、増設するという計画を持っておられるとも聞くわけですが、寝たきり老人の数とその増高傾向からして、入所希望を満たすことができるようになるのかどうか。市としてこの計画に十分な助成を含めて、入所難解消のための万全の対処を求めたいと思えますが、お考えを明らかにしていただきたいと思えます。

次に、ホームヘルパーいわゆる老人等の家庭奉仕員の身分処遇についてお尋ねをいたします。

老人など家庭奉仕員の身分処遇は各都市によってまちまちでございますが、その職務の重要性を評価し、福祉施策の柱としての位置づけが行われている都市にありましては、市の正規職員としております。そうした例は愛知県の名古屋市、半田市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知多市、岐阜の多治見市、瑞浪市、土岐市などがございます。四日市は非常勤嘱託にとどまっております。給料等の処遇面におきましては、この数年一定の改善がなされているというものの基本給は正職員との間に大きな差があり、退職金は何年勤めても全く支給されない状態になっております。四日市市におきましても先進都市にならって正職員化を図り、家庭奉仕活動、サービスの充実を図る考えがないかどうかお答えをいただきたいと思います。

次に、高齢者事業団の設立に関してお尋ねをいたします。高齢者事業団が近く設立される運びとなったことは、その実現を再々求めてきた一員としてまことに喜びにたえません。ただ、私たちは高齢者の事業団だけでなく、心身障害者をも対象とするなど総合的な福祉事業団とするよう主張してきたところでございますが、高齢者のみの事業団にとどまろうとしていることは一面残念でございます。まず、高齢者事業団の設立までの段取り、設立後における運営と活動の見直し等を明らかにしていただきたいと思えます。

次に、高齢者事業団は会員を仕事をするための単位として、希望職種ごとにグループを設けるということでございますが、なるだけ仕事の場が居住地域に密着しコミュニティを深めるために居住地ごとのグループをもつくり、そのセンターとして地区市民センターの活用を図るようにしたらどうかと思えますが、いかがでしょうか。

さらに、最初に触れましたように、心身障害者の問題についても近い将来対象とするようにお考えなのかどうか。この点については一体どのような将来方向づけをなされてお見えになるのかお尋ねをしたいと思います。

三番目の問題といたしまして、県立施設誘致についてでございます。四日市市には県立と名のつく文化、スポーツ

施設は全くなく、福祉施設も養護施設が一つ最近でただただでございます。かねてから私は県に市民のための文化、スポーツ、福祉施設をつくらせるように強力な運動を起こし、実現を期するよう求めてきたところでございますが、果たして市長はこの問題にどう対処されてきたのかお尋ねをいたします。

本年十二月には県知事選があるわけでございます。これを前にして、四日市市として知事に決断を求める一つの絶好の機会ではないかと思うわけでございますが、市長には県立のすぐれた文化、スポーツ施設あるいは福祉施設のいずれでもつくらせようとする決意が本当にありなのかどうか。あるとすればその構想も早く立てて県と当たられる必要があると思いますが、この点についてのお考えをただしておきたいと思えます。

四番目は平山物産問題についてでございます。平山物産の悪臭公害はこのところ全くがまんのではないほどひどく、しかも広範にわたってまき散らされており、住民からの厳しい苦情と対策の強化を相次いで求められております。市は多額の血税をつぎ込んで、市内の魚滓収集、平金への転送処理をしていることになっておりますが、これが果たしてどの程度処理をされているのでしょうか。仮に、市内の魚滓を一〇〇%処理しているとしたしましても、市外から魚滓の搬入を許しているのは税金のむだ遣いでしかありません。悪臭測定をして警告を繰り返すのみでは能がありません。なぜ平山物産への魚滓搬入を全面的に抑える対策をとらないのでしょうか。それとも新化製工場ができるまでは事実上容認する態度をとっておるのでしょうか。この点を明らかにしていただきたいと思えます。

新化製工場の建設につきましては、その後どのように進んでおるかを明らかにしていただきたいと思えます。果たして五十六年六月操業開始は可能なのか。それまでの段取りを含めて明らかにしていただきたいと思えます。

五番目に道路、治水対策についてでございます。市民の道路整備、下水路整備に関する要望は相変らず多く、私どものところにも次から次に持ち込まれております。これに対して関係部局の対応は、予算がないなどを理由になかなか要望にこたえてくれないのが実情であります。

関係部局が言いますように、五十五年度当初予算におきましては確かに市民の要望の多い土木、下水関係事業費が前年度並みにとどまっており、物価値上げによる事業量減すら生じる状況にあります。五十四年度決算見込みにつきまして私が五月臨時会でただしましたところ、一般会計で約六億、競輪事業会計で約八億の黒字が出るということでございましたが、今日ではさらに一般会計の黒字見込みもふえて約八億円余りになると聞くわけでございますが、果たしてどうでしょうか。この際、その黒字からすでに計上している分を除いた分を、市民の要望の強い、市民の安全、財産、生命の安全のために欠くことのできないこの道路、治水事業のための財源として補正予算を早急に組むよう決断を求めたいと思えますがいかがでしょうか。

次に、道路の具体的な問題としてお尋ねをいたしますが、国道一号線における海蔵川以北のあの朝夕を中心にしたラッシュの問題でございます。昨年十二月議会で私はこの問題も取り上げましたし、今度の議会でも取り上げられておりますが、いわゆる北勢バイパスあるいは国道バイパス検討中ということでございますけれども、二十年もかかるこの話を幾らされましたもだめなわけでございます。今日のあの渋滞の状況は、可能な方法、部分的なものであれ、あらゆる手段を講じて改善を図るその切迫した要望ということになっておるのでございます。

北勢バイパス建設問題はもとより進めていただかなければいけません、そのことで現実が改善されないと、こういう状況はがまんがならぬわけでございます。具体的に、しさいに改めてその調査をして、その周辺の道路の乗り入れ状況、そうしたものも含めて一度可能な対策を全面的に講じるということによって具体的な作業を進めていただく、そういう意思があるかどうかお尋ねをしたいと思います。

小杉線におきまして、西阿倉川地点から新海蔵橋に至る間のネックの問題につきましても、たびたび提起をしてき



ております。十二月議会におきましても取り上げました中で、建設部長は「従来からもいろいろ局部的な改修計画を進めてきたが、なかなか地元の協力が得られなかったとも聞いているが、しかし再度計画も練り直して折衝を進めてまいりたい」とお答えになっております。一体どのような計画の練り直し、青写真ができたか、お答えをいただきたいと思っております。

それから羽津山線の名四乗り入れの問題について具体的にどのような作業が進められ、方向づけされようとしているのか明らかにしていただきたいと思っております。

それから野田橋付近の改良、この点につきましては左岸側のすみ切りを思い切ってやるということ、それから右岸側につきましても東側のすみ切りをさらに広げるといふこと、湯の山線の道路に大変りっぱな木が育っており一つには問題があるかと思えますけれども、いま一つ一車線をこしらえて流れをよくすると、この辺のことも講じなければならぬぎりぎりのところに来ているのではないかと思っております。この点のお考え方を伺っておきたいと思っております。

治水関係でございますが、山手中学校南側、西阿倉川周辺の排水が非常にネックになっておりまして、この点についてはもう二年ほど前に下水道部長自身も見ていただいておりますけれども、全く何の対策も前進しておりませんが、一体これはどういうことなのかを明らかにしていただきたいと思っております。

また、小杉線阿サイド特に西阿倉川付近の治水対策、これもずいぶんと懸案になっておりますが、なかなか遅々と進まない。こうした点について総合的な点検をし、どこにどういう水路を整備するのかという、こういう計画すらもまだ十分ないように思います。どう対応されるのか明らかにしていただきたいと思っております。

以上をもちまして、第一回の質問を終わらせていただきます。

○議長（伊藤信一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ご質問の第一点、高校新設についてでございますが、ご指摘のとおり五十六年度、五十七年度は生徒数が減るんですが、五十八年度からまたふえてまいりまして、その後も引き続きふえていくという傾向にあることは間違いございませんので、五十八年度開校に向かって県立高校を一枚新設をせよというべく、かねてから県の方と話をいたしておるわけでございます。

ただ、これはいままでの段階では四日市市の理事者として県の理事者に話をしていくという段階でございますが、そういった形ではこの問題の解決は無理であろうかというふうに思っております。したがって、今後五十八年度新設高校開校に向かって四日市としては市を挙げての運動を起こしていきたいというふうに思っておりますので、議会の皆様方のご協力をお願い申し上げたいと思う次第でございます。

ただ、今日の段階では全面的に県の負担で建てさせるということは、いままでの例から言うとなかなかむずかしい問題があるかと思っております。そういったようなことも踏まえながらこの運動を展開してまいりたいと、かように考えております。

それから二番目の高齢者対策、具体的な問題についてはそれぞれ担当部長の方からお答えを申し上げますが、姿勢といたしまして老人問題に関する各種の施策につきまして、私どもは県下の市長会あるいは全国市長会、東海市長会その他いろいろ私も関係の市長もございまして、そういった方々と十分意見交換をしながら、国の方に老人問題についての諸施策に関しまして種々陳情をしまいいっておるといふことでございまして、今後その方向で努力をいたしたいと思っております。

それから第三番目の県立施設の誘致についてでございますが、塩浜病院あるいは県立高校あるいは養護学校等々の施設はございますが、一般的に市民が利用できるような県立施設というのは四日市に余りない、この地域に余りないというご指摘はごもっともでございます。私もぜひそういった施設が県立でこの地域に設立をされますことを強く望んでおるわけでございます。

そこで、四日市地域新広域市町村計画の中に、この広域市町村の一市四町、三重郡の四町を含めました新広域市町村計画の中に、県立の施設ということに關しまして運動公園をつくってもらうべく一市四町の合意を得ております。

ただ、現実にその場所をどこにするかということでございますが、幸い私は県の住宅供給公社が保有をいたしております西村の団地、あの辺一帯をそういう施設にしてみらうことが一番あの地域の問題解決にとって、しかもまた私も一般市民にとってもいいことではないだろうか、かように考えて現在逆側の北側の東員町あるいは員弁郡、桑名市、いわば桑名の広域市町村圏の方にいま働きかけをやっておる最中でございます。これが具体化をするように、今後これはやはり政治的な動きが必要であろうかというふうに思いますので、議会の皆様方のお力も借りながら解決策を講じてまいりたいというふうに思っております。

それから第五番目の道路、治水対策で補正予算を早急に組めというお話でございます。私も財源の許す限りできるだけ整備を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、今後の景気の動向あるいは財政需要の推移を見きわめまして努力をしてみたいと、さように考えておりますのでご了承賜りたいと思っております。

その他の件につきましては担当助役あるいは担当部長の方からそれぞれご答弁を申し上げます。

○議長（伊藤信一君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 第四点の平山物産対策について、私からお答えをさせていただきます。

平山物産対策につきましては、先日総務委員協議会におきましてその概要をご報告申し上げましたんでございますが、新化製場の用地につきましては、ご承知のとおり候補地を河原田地区に設定をさせていただきます。河原田地区並びに隣接の塩浜地区に対し計画概要の説明を行っております。また他市にある化製工場等の視察も行って、理解を深めていただくように努めておりますが、楠町の問題につきましては県と十分協議をいたしまして、楠町にもご理解をいただくように持ってまいりたいと存じております。

次に、新化製工場の経営主体につきましては、三重県広域魚滓処理対策推進協議会の基本方針に基づきまして魚市場関係者並びに水産加工業者を構成員といたしますところの三重県北勢ハイミール事業協同組合が去る六月五日に設立がなされまして発足をしたのでございます。新化製工場の建設に当たりましては、事業協同組合でいろいろな資金計画等も立てていただきまして、無公害の近代的な化製場を来年の六月を一応目途に完成させるべく、現在県とともに鋭意努力をいたしておる次第でございます。

なお、小井議員のご質問の中で、市費で負担をいたしまして現在静岡の方へ一部四日市市の魚滓を持っていらっしゃるんですが、これは市費のむだ遣いではないかと。早くこういうことをやめると。私ももやめようございますが、いまこういうふうな状況でございますので……。「私語する者あり」そうじゃございませんか。そういうところへ市費を出しておるのを早くやめたいと、こういうことに私はとったんでございますが、これは私どももこういうふうなことを始めたことにおきまして県全体の問題として、この三重県広域魚滓処理対策推進協議会というのは三重県市長会それから町村長会も入っていただき、さらに業者も入っていただきまして全県下的な問題として取り上げていただいたということでございます。こういう点では非常に私どもこの点にご理解いただきました議会の皆様

方に感謝をいたしておる次第でございますし、今後ともこの問題は議会の皆様方のご協力を得ながら、先ほど申し上げました新化製工場の建設に四日市市として、もちろん県と共同で行うわけでございますが、努力をしてみたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

いまの中で私が多少取り違えたことがございましたら、これはひとつご容赦願いたいと思います。

○議長（伊藤信一君） 福祉部長。

〔福祉部長（岩山義弘君）登壇〕

○福祉部長（岩山義弘君） 第二点の高齢者対策につきまして、市長の答弁に補足して個々の問題につきましてお答えさせていただきます。

まず第一点、老人ホームの入所にかかわる入所負担金の徴収方法の変更の問題でございますが、現行におきましては施設へ入所した場合に、受益者の応能負担の原則によって、本人あるいは扶養義務者の課税状況によって国の示す徴収基準に基づいて費用負担をしていただいておりますが、これが本年八月以降につきましては、まず一つの考え方といたしまして在宅老人の生活費との均衡、これが一つあります。

それから老人ホームの利用についての考え方が、いままでいわゆる措置されていたんだと、そうした考え方からさらに積極的に老人が利用する施設に変えていくというふうな考え方のもとに、現行の扶養義務者の課税状況に応じた費用負担のほか、本人自身の収入による費用徴収を決めてまいったわけでございます。おおむねこれでいきますと、一カ月平均収入二万一千三百円の方が百円、それから最高といたしまして八万六千六百円以上の平均収入の方、これが三万円と、要するに三万円を限度としてということと負担いただくことになってきます。

こうした方法につきましていろいろな意見もあつたわけでございますが、一応国といたしましては政党関係の調整が終わりまして実施に踏み切つてまいったわけでございますが、いずれにしましても私たちの考え方といたしまして、ひとり暮らしあるいは家族とともに暮らしおる在宅老人の状況、それとの均衡あるいはまた老人ホーム内で老人同士の、これは他市町村から入ってくる老人の方もおるわけでございますのでそうした方々との均衡、そうした面を考えますと、やはり国の示してまいりました方向、基準に従つて対処してまいりたいということで考えております。統きまして、特養と老人病院の問題でございますが、これにつきましてはたとえば特養へ入る方と老人病院へ入る方の区分というのが全国的な一つの方針としてもはつきり出ていないと。特養と老人病院というものの区分、区別が判然としていないというのが現在の状況だと思つたわけでございます。

まず、老人病院の問題を考えてみますと、実際老人病院へ何名入院が必要かということにつきましては、判然とした資料は持つておらないわけですが、たとえば一つの例といたしましても、昨年五十四年度老人の公費助成制度の中で病院へ入院している方が月に平均しますと六百五十名あると言つていいと思ひますが、六百五十件のレセプトが出てきております。非常に多いわけでございます。こうした方々については、単に老人病院だけでなくあらゆる病院で対応しておるわけですが、疾病の内容もいろいろバラエティーに富んでおることですが、いずれにしても老人の疾病率が非常に高いわけでございます。そうした中にその特殊性もございまして、あるいはリハビリを必要とするという方も多いわけでございますから、老人病院があるということについては非常に好ましいんじゃないかなるかと思つたわけでございます。しかし、先ほど申しましたように、果たして老人病院の機能というのはどうした範囲なのかということが判然としていないということがあります。

現在四日市におきましては、先ほど議員さんがおっしゃったように、小山田病院が老人病院に類するものとしてございますが、ここに申し込まれて待機してみえる方が現在五十名に近いことをわれわれ聞き及んでおるわけで

ございます。こうした方々の中には特別にリハビリ等を必要とする、あるいは濃厚な医療を必要とするような方よりも、かえって病状が固定しているけど特別養護老人ホームという施設に入るのはいやだと、そのために入所したいという方が多いという話も聞いておるのが実態でございます。

そうした面から考えていきますと、市といたしましては、民間の施設でございますが特別養護老人ホームの整備に配慮しながら、こうした問題について県当局あるいは関係機関と連絡、協議してまいりたいと思っております。

特別養護老人ホームについてでございますが、現在市内に寝たきり老人といたしまして六百余名ということが推計されるわけでございますが、こうした方々の入所できる施設いわゆる特別養護老人ホームにつきましては、民間でございしますがその拡充、整備に市といたしても助成してまいったわけでございますが、そうした結果現在六施設に百四十七名が入所しております。どの施設も満員でございまして、希望者があってもしばらく待機していただかなければならないわけでございますが、福祉事務所で現在十名の保留をいたしております。

しかし、一度こうした入所要請の背後にあります、確かに入所要請がふえてくる背後にあります老人の増加、寝たきり老人も同じように増加してきておるわけでございますが、家庭における看護機能の低下ということがわれわれとしては感じられるわけでございますが、こうした例といたしまして係の話を聞きますと、寝たきり老人になって直ちに申し込みする方が非常に多くなってきた。あるいは本人は入所希望しない、しかし家族は入所させたいと。そうした希望の違いがあるというような話も聞いておるわけでございますが、こうした調整を図りながら進めておるわけでございます。

こうした対応する収容力の必要性の問題と同時に、私たちがいま問題としておりますのは、特に大きな問題は老人性痴呆の方が非常に多い。こうした方々に対応する施設といたしまして、現在の特別養護老人ホームではできないと。そうした方々についてはお断りしなきゃならないというのが実態であります。

しかし、幸いにわが国で初めてと言われるわけでございますが、特別養護老人ホームの痴呆症状の方を対象にする特殊型の施設を青山里会が小山田特養に隣接してことし建設していただけることになってまいりました。

また、孤野聖十字の家におきましても、先ほど議員さんからの話がありましたように、増床を計画しておるといふことも聞いておりますが、今後こうした入所希望への対応はこういった施設の拡充、整備によって開かれてくるということが考えられるわけでございます。市といたしましても、そうした施設に対する助成の措置を進め、促進したいと考えておりますので、またその節はよろしくご理解を賜りたいと思っております。

なお、これら施設対処とともに、在宅を希望している老人の方々が非常に多い。そうした現状からしまして、在宅福祉サービスとして老人家庭奉仕員の派遣あるいは訪問看護指導、入浴サービス等々をより充実させてまいりたいと考えておるわけでございます。

続きまして、家庭奉仕員の処遇についてでございますが、家庭奉仕員の身分につきましましては、県下各市におきまして市の嘱託である者や社会福祉協議会の職員である者等さまざまでございます。県外におきましては正職員としているところもございしますが、多くは本県下と同じ身分でございます。

本市におきましては職務の内容、時間等より考えて市の嘱託として勤務をお願いしておりますが、その職務が在宅老人福祉施策の根幹を担っているとの認識に立ちまして特に待遇面でいろいろな配慮をいたしてまいった次第でございます。今後ますます増加が予想されるひとり暮らしあるいは寝たきり老人への対策としまして、奉仕員活動はより幅広いものとなり、また地域福祉活動の高まりの中でボランティアとの協力、交流等も検討されるべきであろうと考

えます。こうした点を踏まえ奉仕員活動の検討を進めておりますが、その処遇面につきましては可能な限りの配慮をいたしておるつもりでございます。

次に、高齢者対策のうちの高齢者事業団についてでございます。これにつきましては、昨年十一月以来社会福祉協議会を初めとする関係団体の協力を得まして、高齢者就労研究会を開催いたしました。その結果三〇%が参加を希望しております。そうした実態を踏まえこの七月末に発足する運びとなっております。その結果三〇%が参加を希望しております。そうした実態を踏まえこの七月末に発足する運びとなっております。

労働省におきましても、こうした事業団につきましてシルバー人材センター構想が打ち出されておりました。市といたしましてそれに名のりを上げ、県の補助を受けながら発足しようと考えておるわけでございます。

この事業団は一般雇用にはなじみませんが、働く意欲を持っている健康な方々のみならずからの経験を生かし補助的、短期的な就労を通じてみずからの生きがいと社会参加を促進し、もって福祉の増進と地域社会づくりに寄与しようとするものであります。対象者は六十歳以上の高齢者が会員となり、その会員相互の協力のもとに運営しようとするもので、公益的な社団法人であります。

こうした面から考えておるわけですが、ご質問にございました居住地ごとのグループの編成、こうした面につきましてはやはりこうした内容から考えて、われわれとしては職能別のグループを中心に考えていきたいと思っております。しかしその地域性の配慮については十分検討しなきゃいけないだろうということで話し合いを進めております。

また、身体障害者とかかわりでございますが、先ほど申し上げました内容等から考えて現状としては無理である。これは別個のサイドから検討する問題であるというふうに考えておりますので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（伊藤信一君） 建設部長。

〔建設部長（石井三夫君）登壇〕

○建設部長（石井三夫君） 小井議員の道路問題のご質問のうち二点についてお答えいたしたいと思います。

まず第一点、西阿倉川から新海蔵橋間に至るネック個所の対策はどうなっておるかというご質問でございますが、この道路は西阿倉川地内を東西に走ります。欠下小杉線から新海蔵橋に向かって約百メートルの間が、非常に狭小な幅員でございます。両側には人家が連楯しております、非常に拡幅が困難なところでございます。先ほど小井議員のご質問の中にもありましたように、過去にもこの部分の改良をすべく地主さんの方にご協力をお願いしたわけでございますが、非常に難航して現在も実現に至っていないという状況でございます。

その中でも少しでも幅員を広くとりたいということで、ちょうど道路の東側に水路がございますので、この水路を暗渠化して少しでも広くしたいということで、現在地区センターの館長のご協力を得ながら地元の関係者の方と協議に入ったところでございます。しかし、この水路自体も個人の所有という問題がございます。非常にむずかしい問題ではあるかと存じますが、努力いたしたいと存じます。

次に、第二点、野田橋付近の左右岸の道路のすみ切り等の整備についてでございますが、まず左岸についてでございます。

この野田橋は特殊な工法で橋梁が拡幅されております。東側につきまして、従来の橋梁にプラス一メートル五十ほど張り出しのようなかっこうで幅員を拡幅しております。その中でさらにすみ切りという問題で、構造的な問題も非常にございますので、現在その設計を進めておる最中でございます。

一方右岸側につきましては、県道四日市土山線とのかかわりもございまして、県土木事務所へ協議するとともに

県にも要望してまいりたいと、そのように考えておりますのでご理解賜りたいと存じます。終わります。

○議長（伊藤信一君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（内田忠泰君）登壇〕

○都市計画部長（内田忠泰君） 小井議員のご質問のうち、三ツ谷羽津地内の国道一号線の改良計画について、それから羽津山線の名四乗り入れ計画についての二点についてご回答させていただきます。

まず、三ツ谷羽津地内の国道一号線の改良計画についてでございますが、国道一号線の当個所の計画幅員は十八メートルでございますが、現在三ツ谷地内は約十メートル、金場町、羽津地内は約十二メートルでございます。二車線道路となっております。特に、三ツ谷地内ではご指摘のとおり交通混雑を呈しております。

この国道を担当管理する建設省では現在これを拡張整理する計画はございませんが、交通安全の立場から少しでも渋滞解消のため路面整備工事や羽津地内での歩道設置工事が行われておりますし、また海蔵橋の老朽化対策として橋のかけかえも計画されております。今後とも改善につきましてはご趣旨を建設省の方へ十分要望していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、羽津山線の名四乗り入れ、すなわち三重橋垂坂線についてでございますが、都市計画の道路計画は将来の都市形態、交通体系、交通量等を想定し、総合的な交通体系の中で市街地の発展動向、交通需要等を勘案し整備を進めているところでございますが、現在までの市の都市計画道路整備状況は遅延していますので、毎年度建設省に対して事業促進について強力な予算獲得運動を展開しておりますが、物価の高騰等諸般の事情により計画的な整備の図れないのが実情でございます。

ご指摘の三重橋垂坂線の国道一号線より国道二十三号線の区間につきましては第八次五カ年計画にも入っております。

せんけれども、今後とも十分検討いたし努力していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 下水道部長。

〔下水道部長（奥村仁人君）登壇〕

○下水道部長（奥村仁人君） 山中学校付近の下水の排水につきましては、現況では付近地に水路がございますので、その流末は私有地並びに道路敷になっておる次第でございます。したがしまして、下水の排水につきましては道路啓開の整備と並行いたしまして対処してまいりたいと考えております。

また、小杉線付近の水路につきましては、下流域の状況も勘案いたしまして現場をよく調査いたしまして、市民センター館長、地元の方々とよく協議を重ねながら対応してまいりたいと考えておりますが、総体的に申しまして羽津海蔵地区の排水対策といたしましては羽津都市下水路と源の堀川を基幹施設としまして対応をしておる次第でございます。

また、一方これらの基幹施設へ接続いたします一般水路につきましても、幹線施設の完成したところから効果的な改修計画を立てまして、浸水対策の前進を図るべく考えておりますので、どうぞよろしくご了承のほどお願い申し上げます。

○議長（伊藤信一君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 高校の問題につきましては、ぜひひとつ市長のお話しになりました全市的な運動であくまで五十八年度実現に発起していただきたいと思えます。

それから老人問題に対する施策に関して市長会、関係方面と十分意見交換して種々陳情しているとおっしゃっていますが、老人医療の有料化あるいは年金支給年齢の引上げ、こうしたものをやめさせるといふ点、こういう点はどうなさっているのか余りお答えの中ではっきりしておりませんが、こういう点もぜひ老人福祉を向上する見地から積極的な対処をしていただきたいと思えます。

それから県立施設の問題ですが、市長の構想といえますか、考え方を初めて伺いました。いずれにいたしましてもひとつ県立の施設、市民が本当に喜んで利用できるすぐれた施設の建設について、その構想をより具体化していただいて、早期実現に取り組んでいただきたい。私どももそれについていろいろな考え方も今後申し述べていきたいと思っております。

それから道路、治水関係の補正の問題ですが、財源の許す範囲でということではなくて、またかねがねからお話のように、財調に半分積み立てると、こういうことが確かに将来にわたる財政運営の健全性を保持する意味から大事なことだと思えますが、この際は思い切ってひとつ八億の一般財源黒字、そのうちの二億はすでに計上しているとすれば六億、こうしたものを思い切って一遍治水事業に投じていただくようなこういう決断というか、英断を求めておきたいと思うわけでございます。

それから平山物産問題に関連をいたしまして、三輪助役のご答弁は大変私の質問をゆがめた形で答えておられますが、まことに遺憾に思うわけでございます。

私の質問は、あえて申し上げますと、市は多額の血税をつぎ込んで市内の魚滓収集そして平金への転送処理をしていることになっていくが、これが果たしてどの程度処理をしているのかということですね。仮に市内の魚滓を一〇〇万処理したとしても、市外からの魚滓搬入を許しては税金のむだ遣いではないかと申し上げているんですよ。

それから、せっかくお金を使って市内の魚滓を収集して転送までして処理をしているというなら、市内のやつは全部そういう形で処理をする体制をとり、さらに市外からの持ち込みをあくまで封じたら最近の特にひどい状態というものは解消されるわけです。その辺がなぜやれないのかということなんです。その辺をひとつ取り違えないで正確に答えたいと思います。

それから老人ホーム利用負担金の問題ですが、なるほどどうまい理屈はつけておみえになりますけれどもね。老人ホームを利用者まででなければなしの収入から利用料を取る。これはいままでは取ってなかったわけですから、これは大きな後退ですね。しかも、扶養義務者の家族からもこれまで以上にさらに負担金を取るということです。こういう点は保育園の場合も軽減措置をとっておるわけです。保育園の児童の問題と老人の問題とどこに違いがあるのかわかりませんけれども、やはりこの辺は例があるわけですし、今後において配慮をしていただきたいことを希望しておきたいと思えます。

それから老人病院にいたしましたしても、特養老人ホームにいたしましたしても、いまの部長のお答えは入所難をどう市として具体的に解消するかと、こういう点についてはどうもはっきりとしたお答えがないわけでございます。民間の熱意からの増設、新設計画、こういうものにはただ依存しているのか。また、それだけで足りることになるのか。そこに對して市としての考え方を積極的に、この入所難を解消するという見地からとっていただきたいこと、この点特に要望しておきたいと思えます。

それからヘルパーの問題につきましても、可能な配慮を処遇上考えておるといふことですけれども、身分問題、正職員化の問題についてはどういふふうにお考えなのか。将来ともに絶対にそういう対象としては検討しないということなのかどうか、この点は明らかにしておいていただきたいと思えます。

それから高齢者事業団とかかわりまして、身障者の問題につきましては別のサイドから考えるべきだというふうにおっしゃっていますが、そうしますと将来的には身障者のこういう就労、生きがい、生活保障、こういう面からあるいはそのほかの面も加わると思いますが、この高齢者事業団よりはさらにもっと複雑な内容、いろいろな内容を取りそろえる必要があると思いますが、要するにこうした事業団のような形でこの身障者の問題に対処していくと、こういうことも具体的な検討課題にしていこうというお考えなのでしょうか。ぜひそうしていただきたいと思うわけですが、改めてその辺のことについて伺っておきたいと思えます。

時間の制約もございますので、あとの問題についてもぜひ私の質問の趣旨を体して善処いただきたいと思えます。

○議長（伊藤信一君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 時間を非常にとるようなことをいたしまして、どうも失礼いたしました。いまのような趣旨のご質問に対しましては私どもといたしまして、現在四日市で大体出ておる魚津は十トン前後と思いますが、このうち約五トンを静岡の方へ運んでおります。約五トンでございます。平山は現在日量三十トンぐらいの処理をしているのではないかとというふうに推定をいたしております。したがいまして、これを全部とめてしまおうということにつきましては非常に物理的な問題もございまして困難な問題でございますので、先ほど申し上げましたような四日市の方から県の方へも申し入れ、県下の市町村長会あるいは業者の方々で三重県魚津処理対策推進協議会と、こういうふうな全県下の組織をつくってもらって、そういう中で前進するように動いてきておるのが現状でございます。

それから悪臭の問題でございますが、これはご承知のように、平山物産はすでに悪臭の許容範囲を超えております。したがって、昨年度の四月に悪臭防止法によって告発もいたしております。この結果はわれわれはまだ承知をいたしておりません。その後の悪臭が許容限度以上に出たものに対しましては文書で警告を発し反省自粛を求めていくと、こういう方針で進んでおるのでございます。

しかしながら、現時点において非常に悪臭が出ておりますことは承知をいたしております。住民の方々にはご迷惑かけて申しわけないと思えますが、私どもといたしましては現在の行政で打てる範囲の手は打っておるということにつきまして、ご理解賜りたいと思えます。

○議長（伊藤信一君） 福祉部長。

〔福祉部長（岩山義弘君）登壇〕

○福祉部長（岩山義弘君） ただいま再質問いただきました老人ホームの入所利用料の問題でございますが、これにつきましては国の方針に従って進めてまいりたいと。確かに保育所の例はあるというお話もありましたが、その状況は相当違いがあると。たとえば保育所の場合は在宅している保育に欠ける幼児たちの対応でございますし、老人の場合は完全に収容して生活すべてがそこで賄われておるというのが現状でございますので、状況も相当の違いがあるというところでございます。

次に特別養護老人ホーム及び老人病院の入所難が民間の施設が増設されることによって解消できるのかというお話でございますが、私たちとしては解消できるというふうに考えております。

ただし、老人病院につきましては、先ほど申し上げましたように、老人病院そのものの体系というのがまた国の中でも整理されておらないというところでございます。それについてはお答えできないわけでございますが、少なくとも特別養護老人ホームにつきましては対応できるというところで考えております。

次に、家庭奉仕員の身分処遇の問題でございますが、先ほど申し上げましたように、私たちとしては可能な限りの



配慮をいたしておるつもりでございます。

次に、身体障害者の事業団の問題でございますが、これについて別の面から配慮しなかりやならないということは、たとえばこうした法人組織を持った事業団でできるかどうかということについては、これはいまの内容から言って考えられないと思うわけでございます。そうした面で考えていきますと、要するにその就労配慮と、できることなら一般の事業所ということになるわけでございますが、あるいは授産所、そうした面での心身障害者の配慮をいたしていかなきやならないんだらうと、そういうふうな考えておるわけでございます。

○議長（伊藤信一君） 暫時休憩いたします。

午前十一時八分休憩

○議長（伊藤信一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前十一時二十一分再開

大島武雄君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 質問の通告をさせていただいておりますので、その順に従いましてお伺い申し上げます。若干の重複もあろうかと存じますが、あらかじめご了承賜りますようお願い申し上げます。なお、理事者の方々の誠意あるご回答を期待するものでございます。

第一問は下水道問題でございます。少々問口を広げてお尋ねをいたしたいと思っておりますので、お願い申し上げます。

本年は梅雨に入りましても、いまのところ被害の出るような雨量も少なくほっとしているところでございます。しかし、五月の下旬であったと思うのでございますが、当四日市も床下浸水があり、多くの方々が困りになりましたことは、まことに気の毒であったと思うのでございます。

「災いは忘れたころにやってくる」ということわざがございます。あと二カ月ほどで台風の季節を迎えるのでございます。最悪の場合を考慮いたしまして、いまこそ具体的な対策とその実行が必要になってくるのではないのでしょうか。昨年の秋の二の舞になってはならないと考えるからでございます。用排水も含め、下水道の完備が大切であろうと考えます。

さらに、今年のようにしかもたびたび伊勢湾に赤潮が発生し、漁業者など関係者は大変な被害をこうむっているのが実情でございます。伊勢湾浄化につきましては、東海三県の知事が再三にわたり話し合いをいたしていると聞いております。一日も早く、伊勢湾浄化の一環としても、都市下水及び公共下水の整備が非常に重要な問題となってくるのではないのでしょうか。また、私たちが日常生活における文化的生活を営む上からも大切なことであると思うものでございます。

そこで、第一点は常時浸水地域に対しての具体的対策はどうなっているのかお伺い申し上げます。たとえば橋北地区の用排水路や富田、富洲原地区あるいは日永方面全体としても、さらには塩浜地区の一部などは浸水することもしばしばございます。これらにつきましましては、用排水なども含めまして都市下水としてどう対策をお立てになっておられますか、お伺い申し上げます。

加えまして、桜地区におきます智積公会所東にありますあの有名なコイのいる用水、すなわち智積用水が若干の雨量でもオーバーフローいたしまして、道路を越え東南に位置しております民家に浸水することがしばしばあるのでは

ございます。

私は、この問題を解決しますにはいろいろな問題が起こることだと思いますが、都市下水として対処をされることが望ましいのではないかと考えております。この点につきましてどうお考えになられておられますか、お伺い申し上げます。

第二点は、公共下水につきましてお尋ねいたします。先ほども申し上げましたように、文化的な生活を営むために、水洗便所もあわせ公共下水の整備が急を要すると思うのでございます。現在四日市の公共下水はどのように促進されているのでございましょうか。昭和五十三年度末の資料で古いのでございますが、市街地は行政区の一六・八%で、認可は同じく四九・六%となっております。水洗化戸数といたしましては一万七千六百九十五戸となっているように思うのでございます。

今後の計画といたしましてはどういう見通してございましょうか。たとえば日永地域や泊、前田、追分方面から内市方面によります東に位置する全市的にはどのような計画になっているのでございましょうか、お伺い申し上げますとともに、また終末処理場も必要になってくるのではないのでしょうか。

第三点は、個人及び集中浄化槽の問題でございます。近年とみに浄化槽の普及が目覚しく進歩を示しております。この浄化槽につきましては保健所の所管になっているのでございますが、浄化槽より排出いたします汚水が問題となっているのでございます。浄化槽の設置につきましては、自治会のご了解を得るようになっていまして、このことは別といたしまして、この浄化槽より排出する汚水の問題に関する苦情等の処理につきましては、どのようになされているのでございましょうか。個人及び集中浄化槽など、市ご当局のお考えやその対策につきましてお伺い申し上げますのでございます。

第二問は、教育問題についてお尋ねをいたします。私は九鬼市長時代よりたびたび議場で発言をさせていただき、さらに昨年の六月定例会議にも発言させていただきましたが、早い時期に本市に大学を誘致すべきではないか、このように思っております。また、桜財産区を活用されてはどうでしょうかと訴えてまいりました一人でございます。公害という悪名は好ましくなく、この悪名をぬぐい去るには大変なことではないでしょうか。したがって、四日市市は他都市がまねのすることのできないような、たとえば福祉都市、商業と地場産業を豊かに育成する都市、さらに教育と文化など交流の都市などその他多くの問題と取り組み、市民こそって幸福な都市づくりに積極的であるというようすばらしい四日市であるという美しい名、いわゆる美名を残していかなければならないのではないのでしょうか。

そこで、今回は第一点といたしまして大学誘致をすべきではないかということをおっしゃるわけでございます。先ほども申し上げましたように、昨年六月の議会で私の質問に対しまして、市長はどのようにお答えになっております。「関係当局と鋭意その実現につきまして交渉を進めております」という内容のお答えでありましたが、その後どのように具体的に進められているのでしょうか、お伺い申し上げます。

第二点は、先ほども小井議員が質問されましたが、高校の問題につきましてお尋ねをいたします。まず、四日市工業高校につきまして市長は、事務の取扱いの調整を県、市の間でやっております、実際の移転は五十七年度ごろになると、その見通しを述べられております。したがって、具体的にどうなっているのか。この県立高校は五十八年度より新校舎で勉学に励むことができるのでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

さらに、五十八年度より新設高校が必要となると考えておりますが、県、市の間で話し合いの調整がとれていないので五十八年度開校は困難であろうかと関係者は不安を抱いておりますが、先ほど市長は「市を挙げての運動を起こ

していきたい」と述べられております。五十八年度に新設高校が建設される見通しについてはどのようにお考えか、お尋ねをしたいと思います。

第三間につきましては、近鉄及び国鉄四日市駅周辺の諸問題についてお尋ねをいたしたいと思います。多くの問題がございますが、質問の時間も制限がございますので二、三の問題についてお尋ねをいたします。

第一点は、国鉄四日市駅周辺につきましては、当駅の北側に三和商店街がございます。この三和商店街は防災上の見地からもこの商店街周辺の整備が必要な時期に来ているのではないかと考えております。また、市当局といたしましても、これらのプロジェクトチームをつくってはどうかと考える者でございます。

さらには、国鉄四日市駅東など都市再開発はどうお考えでしょうか。基本的には国道一号線以东の市内一円にわたる都市開発の問題も含めて、そのお考えをお伺いしたいと思います。

第二点は、近鉄四日市駅周辺の諸問題について私は数回にわたりお尋ねをしておりますが、今回は次の点にしばらくしてお尋ねをいたします。

私は毎日のように思いますことは、駅周辺における信号がまことに多いことでございます。歩行者も車を運転なさいます方々も、大変危険なところであると不満を抱いているように考えております。したがって、私は次のように思うのでございます。

それは、近鉄駅より東西南北にあります商店街への利用者または通勤、通学の皆さんは時間の都合で赤信号でも急いで横断される方がいらっしやいますので、まことに危険でなりません。交通安全上からも地下道かあるいは横断歩道橋のようにしてはどうかと考えております。たとえば桑名駅や仙台駅などのようにしてはどうかと思うのでございます。幸いにも近鉄駅の出改札が二階にありますので、二階と連絡できるようにした方が好ましいかもしれません。

しかし、この問題につきましては反対なざる方もあろうかと存じますが、歩行者も自動車運転手も安心して交通ができませんので喜ばれるのではないでしょうか。

また、この場合は車いすの方や歩行に困難な方々のためにもエスカレーターなども設置してはどうかと考えております。この点につきまして市ご当局の考えをお伺い申し上げます。

さらに、工業高校移転、改築後の駅西整備とあわせてバスターミナル及びタクシーターミナル等も一考する必要があるのではないかと思います。この点もあわせてお答えを願いたいと存じます。よろしく願いたします。

○議長（伊藤信一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ご質問の第二点の教育問題についてお答えをいたします。その他につきましては、それぞれ担当役並びに関係部長の方からお答えを申し上げます。

まず、大学の問題でございますが、四年制大学を四日市へぜひ設置をいたしたいということで、総合計画の中でも大学の果たす役割というものを評価いたしまして、その実現に向かって取り組もうという方針を明らかにしておるわけでございます。

私どもは大学をつくると言っておこへつくるか、その候補地としては桜の財政区を想定をいたしまして、「学園計画地ライブラリー」というのが国土庁の方にございまして、このライブラリーに登録をいたしたのでございます。この登録に基づきまして先ごろ国土庁から、学園地区基本計画策定調査の本年度実施について四日市の方でも受ける意向があるかという打診がございました。当然これは受けて問題を進めるのが総合計画の線に沿うというふうに判断をいたしておりますので、調査費として国土庁は三百万円、市が同額を持つということの内々といえますか、実は予算

が計上してございませんので、受けるつもりであるという回答を国土庁の方にいたしましたして、いずれ調査費を予算で補正をしていただかなければならないというふうに思っておりますのでございます。

一方、大学の設置実現策といたしまして、この地元で大学設置懇話会のようなものを設けていきたいというふうに考えておるわけでございまして、これまで収集をいたしました資料等を基礎にいたしまして大学実現の方策を懇談、協議をしていただくというつもりでございまして、その構成はもちろん議会の皆さん方あるいは地元におられます学識経験者の方、さらに商工会議所等の関係者に参加をもらう計画で現在準備作業を進めておる段階でございまして。

なお、この一区、二区選出の国会議員さん、県会議員さんとも十分連絡をとらしていただきたい、かように考えているのでございます。

さらに、国土庁の方で行いますこの調査というものは、立地条件を十分調査をいたしまして基本計画を策定しようというもので、国土庁の方から学識専門家に委託をする準備を進めておられるわけでございます。以上のような方向で大学の実現に向かって努力をしまいたい、かように考えておる次第でございまして、議会の皆様方にもご協力のほどをお願い申し上げる次第でございまして。

それから工業高校の移転でございますが、つい四、五日前でございまして、県の教育長が四日市市へお見えになりました私お目にかかってお話をさせていただきましたが、現在日永の鐘紡跡の敷地の価格交渉の詰めに入っておりますということでございまして、昨日得ました情報ではほぼ最終段階に入ったというふうに聞いておりますので、この移転先の土地の確保ということについてはもはや余り時間を要しないのではないだろうか、かように考えておるわけでございます。

それから新設高校の建設、五十八年度ということでございますが、これは先ほどお答えをしたとおりでございます。実は県の教育長が過日当市へ来られましたのはこの五十八年度に高校新設の必要があると、そこでどうしようかということでご相談にいられたわけでございます。もちろんそれには朝明高校の問題等がございましたので、いろいろと協議をさせていただいたということでございますので、先ほどのようなことでこれから運動を起こしてひとつ実現方に向かって邁進をしまいたい、かように考えております。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 下水道部長。

〔下水道部長（奥村仁人君）登壇〕

○下水道部長（奥村仁人君） 第一点の下水道問題のご質問のうち、下水道関係の諸点につきましてお答えを申し上げます。最初に、橋北地区の関係でございますが、浜一色町周辺の浸水対策につきましてはこの地区が公共下水道の認可区域でございまして、本年度下流に当たります東新町側から浸水を解消すべく、合流式下水管渠の布設を実施いたします予定でおります。

また、浜一色町海蔵川堤防沿いの下に流れております現在の水路でございますが、この整備につきましては昨年から下流部の未整備個所の整備に着手をさせていただいております。五十五年度も引き続きまして整備をいたす所存でございます。

さらに、上流の南北水路の整備につきましても本年度計画をいたしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、富田、富洲地区の関係でございますが、これは流域関連公共下水道の雨水幹線事業とそれから大規模ポンプ場ということで、継続実施中でございます。

それから全地域の都市下水道事業の関係でございますが、羽津茂福、羽津、雨池、塩浜各都市下水道とも継続で実施させていただいておる次第でございます。

次に、智積用水のご質問でございますが、これにつきましては地域内の排水路という見地から下流部の矢合川取りつけ口から改良すべく現在検討中でございます。成案ができ次第地元の方々ともよく協議をいたしながら対処をしまいたいと存じておる次第でございます。

それから、公共下水道の水洗化普及率の関係でございます。五十四年度末で総人口対比水洗化普及率が二六・二%でございます。これはほぼ全国平均並みでございます。雨水対策に力を入れていただいております本市としましては、全国平均並みということで自負いたしておる次第でございます。これを新五カ年計画で三四%程度まで持っていきたいと、いま計画しておるところでございます。

次に、日永地区の公共下水道関係につきまして特にご質問ございましたわけですが、日永地区の公共下水道の計画につきましては、天白川以北につきましては市の公共下水道認可区域として継続事業で管渠工事をすでに実施いたしております。天白川以南の日永地区、四郷地区などにつきましては市の公共下水道として整備をいたす予定にしております。現在その基本計画を策定しておるところでございます。この計画のポイントは何と申しましても処理場計画が最も大切でございますので、これにつきましては慎重に検討を行いまして、実施に向かってのめどを立てながら事業認可等具体的な作業を促進してまいりたいと考えております。

また、実施につきましてはこれら処理場の建設あるいは管渠の建設等膨大な費用と長年月を要する事業ではございますが、現在実施しております既認可区域の進捗状況等見きわめながら早期実施に向かって努力をいたしたいと考えております。

それから日永地区の雨水対策の関係でございますが、これにつきましては雨池都市下水道事業を継続で実施しております。幹線水路の築造並びにポンプ場の建設を終わっておる次第でございますが、今後はその水路の延長等、また一般水路につきましても地元の方々とも十分協議をさせていただきながら整備に努めてまいりたいと考えておる次第でございます。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 環境部長。

〔環境部長（水谷和一君）登壇〕

○環境部長（水谷和一君） 下水道問題のうちの尿尿浄化槽の点でございますが、尿尿浄化槽につきましては最近非常に急速に普及をしております。ただ、その排水の放流関係あるいは設置後のいろいろなトラブルが生じているということでございますので、市もいつも苦情を処理するのに困っているわけでございますが、ご指摘のとおりこの問題の直接の指導、監督権限は県の保健所が持っております。ご指摘のとおり、市が市民の生活環境の保全という基本的な立場からトラブルの未然防止ということで、新しく設置される場合は放流先関係者の同意を得るように行政指導を行っておりますし、既設置者に対しましては県保健所とも密接に連絡をとりながら維持、管理知識の普及、徹底それから尿尿浄化槽設置業者への責任ある保守、点検を指示、指導してきております。

さらに、市民からの苦情申し立てが市の窓口寄せられましたときには直ちに県の保健所とも連絡をとりまして、その原因の実態把握それから原因者に対する改善指導に努めてきておるわけでございます。

ただ、いずれにいたしましてもこの問題は根本的にいろいろ問題を内包しているようにございますので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則並びに三重県尿尿浄化槽取扱要領の改正とも関連しまして、その対応策を検討してまいりたいと考えます。

○議長（伊藤信一君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（内田忠泰君）登壇〕

○都市計画部長（内田忠泰君） 第三点の近鉄及び国鉄四日市周辺の諸問題についてお答えさせていただきます。

まず、国鉄駅周辺につきましての問題でございますが、本年度国道一号線より国鉄四日市駅前周辺に至る間の諏訪新道周辺市街地につきまして、現状と将来のあり方につきまして都市再開発の基礎調査を行う予定でございます。これに基づきまして基本的な方向づけを関係者とも相談しながら決めていきたいと思っております。

次に、近鉄駅周辺の諸問題でございますが、近鉄駅東広場につきましては現在の段階では改良するのは困難な状態でございますが、駅西の区画整理事業もほぼ最終段階に入っておりますので、さあたって駅西広場の整備を主体にして実施してまいりたいと思っております。内容的にはバス発着場、タクシー乗り場、送迎用の自家用車駐車場等を整備して東広場とも機能的に組み合わせ、交通体系の整理も行っていきたいと思っております。

また、将来計画といたしましては、駅東西の通過交通をアンダーパスにより処理をいたしまして、現在の中央線の路面を広場として活用し、最終的には通過交通と広場乗り入れ交通が人の流れとも分離されて、駅前広場として活用できるようにいたしたい所存でございます。

先ほど種々述べられました大島議員の貴重なご提案、ご意見につきましては大いに参考とさせていただきますと思いますので、どうぞよろしく願います。

○議長（伊藤信一君） 大島武雄君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 お答えをいただきましたありがとうございます。

下水道問題につきましてはそれぞれお答えをいたしまして、鋭意努力をしておりますことがよく理解できるわけでございます。しかしながら、先ほども申し上げましたように、常時浸水地域あるいは納税者の方々から、道路を離れた隣は水洗便所なのにはなぜできないかとか、いろんな苦情もございます。そういう観点からこの下水道問題につきましましては積極的に取り組んでいただきたい、こう思っております。

また、尿処理の集中浄化槽等の問題につきましては、明日、津におきまして尿尿浄化取扱要領改正検討専門部会というのが、むずかしい名前でございますが、あるようでございますので、こういうところでも十分ひとつご審議いただいて、楽しい生活ができるようにひとつご配慮をいただきたいと思っております。

このような全体の問題を通して、七月一日の新聞を見させていただきましたところ、伊勢湾の浄化につきましては総量規制が発足したと、こういうことでございます。その中にいろいろと赤潮の問題あるいは難航する下水道とか、いろいろな問題が出ております。この中から若干断片的でございますが、申し上げたいと思っております。

尿尿浄化槽の水質基準を見直し、関係法令を整備することがまず大事ではないかというご意見もございました。また、難航続く下水道整備が生活排水の削減目標には黄信号がともった、こういうようなこと。あるいは今後下水道は流域方式か、公共方式かといった論議が本格化する気配もある。いずれにしても、下水道の成否が総量規制の目標達成の重要なかぎであることは確かだ、こういうご意見もございます。したがって、私たちは伊勢湾の浄化も含めまして今後の下水道問題に対処しなければならぬと考えておるわけでございます。

また、これから建設されますいろんな住宅あるいは団地等につきまして、あるいはそういう区域におきまして下水道あるいはまた個人集中浄化槽等の問題につきましての指導方針につきまして、もう一度全体的な観点からお答えをいただきたいと思います。

次の第二問につきましては教育問題でございますが、先ほど市長から間もなく調査が行われるという明るい見通しを得たので喜んでおるわけでございますが、これに関する大学誘致につきまして、地元負担はどのくらい予想されるものでしょうか。もしおわかりであればお答えいただきたいと思います。

それから高校の新設の問題につきましては、市長も鋭意努力するというお話を伺っておるわけでございますが、ちなみに五十七年度の卒業生が四日市、三重郡三泗合わせて五十三年度と比較しまして七百九十二名の増でございます。五十八年度の卒業生が九百五十六名、五十九年度が九百六十一名、六十年から一千百名以上を超えるという数字が一応出しておるわけでございます。

したがって、四日市市のPTA連絡協議会におきましても、この新設高校の問題につきまして県の方へ数回にわたり陳情をしているのが現状でございますので、十分そこら辺の意も含んでいただきまして、新設高校は五十八年度でできるように一層のご努力をお願いしたいと思います。

第三問の近鉄及び国鉄周辺につきましては、若干のいわゆる諏訪新道から国鉄に至る基本調査をするということでございます。一つ私の質問で残っておりますことは、国道一号線以東の過疎地につきまして都市再開発の計画はどうかということもお答えいただいておりますので、後ほどお願いしたいと思いますと思っております。

また、近鉄の周辺につきましてはお答えがあったわけでございますが、やはり私は信号が多過ぎること、あるいは日常交通の車運転あるいは歩行者に不満が多いということ、こういう問題を解消しなければならぬというふうに思っておるわけでございます。再度こういう問題についてはむずかしいからということじゃなくて検討していただくかどうか、こちら辺も含めてお答えいただければありがたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤信一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 大学誘致に地元負担がどれくらいかかるだろうかということでございますが、それはこれから懇談会あるいは調査会等で十分検討した上でないといま何とも申し上げられないということでございます。

○議長（伊藤信一君） 下水道部長。

〔下水道部長（奥村仁人君）登壇〕

○下水道部長（奥村仁人君） ただいま総量規制の問題につきまして、ご指摘がございました。中央公害対策審議会の水質部会で、環境庁長官に水質の総量規制に係る基準の設定及び汚濁負荷量の測定方法を定めるに当たっての基本的な考え方ということについての答申が五十四年六月になされておるわけでございます。総量規制の対象となります水域が東京湾、伊勢湾、瀬戸内海での三地域ということになっておりまして、都道府県別の削減目標量などを定める総量規制削減基本方針を示し、総量規制に踏み切るものがございます。

この場合、総量規制の実効を上げるために、たれ流しの多い生活排水の対策あるいは規制対象地域内での下水道は重点的に整備を進めるということになっておる次第でございます。

ここで伊勢湾の総量規制の実施の関係でございますが、まず産業排水が四七・五％、生活排水が四五％、畜産等が七・五％となっております。総量削減基本方針で示されます流入汚濁負荷量、削減目標量など汚濁発生源別に生活系、産業系、畜産系それぞれからその他と四区分に分けて計算されることになっておる次第でございます。

特に、下水道につきましては今年度からCOD規制という関係で、県の総合庁舎に関係機器を備えていただきまして規制を受けることになっておりますので、私どもの処理場の関係ではそれに対応した機器等の整備を現在進めておる次第でございます。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（内田忠泰君）登壇〕

○都市計画部長（内田忠泰君） 国鉄四日市駅周辺につきましての国道一号線から東についてはどうかということですが、今度の基礎調査は国道一号線から以東、国鉄四日市駅周辺の間を行うものでございまして、過疎化の問題についても十分調査いたしたいと思っております。

次に、二番目の近鉄四日市駅周辺の問題でございしますが、ただいま大島議員からいただきました貴重な意見、ご提案は大いに参考として検討させていただきますと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤信一君） 大島武雄君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 ありがとうございます。総量規制についてのお答えもいただきましたので、いろいろこの実施を行うためにはかなりの費用が必要だと思いますので、この辺のことも市長ひとつお考えいただきまして、全力を挙げてこの下水道問題等、広範にわたりますが用排水も含めてご努力をお願いしたいことを要望しておきたいと思っております。

また、第三問の都市再開発につきましては、長年当四日市がここまで発展してきたという基礎をこの地域がやってきたわけでございますので、西の方が開発されたからといって放置しておくことは好ましくないという観点から、都市再開発をぜひともこちら辺で踏み切って調査をして、貢献してきた点についての報いも必要ではないかというふうに考えておりますので、そういう点も含めて今後ご努力をいただきますようお願い申し上げます。私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（伊藤信一君） 暫時休憩いたします。

午後零時四分休憩

午後一時一分再開

○議長（伊藤信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

訓覇也男君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 六月議会は、やがて八月ぐらいから始まるであろう国の予算編成に対していろいろ注文をしていくというのも一つの意味があるかと思えますし、しかし当初予算が成立して出発しておるわけですから、その運営等についても注文をつけておくというのも一つの意味があるかと思えますので、私はいろいろ考えたのですけれども、どうしても、四日市がこれほど大きな転換をした市民センター方式でございしますから、これについて若干質問をいたしたいと思えます。質問の内容はささいな行政事務的なことでございしますので、大変一般質問としては恥ずかしいのですけれども、どうしてもやむを得ないので恥ずかしながら項目を挙げた次第でございします。答弁については、うちの会派でも、だれが要領悪いかなど評判になったわけですが、どうせ向こうもあの議員の質問は悪いなど言うてるに違いないから、一遍入札しようというので入札しましたところ、きちっと二人が要領が悪いと、こういう結果が出ました。しかし、これは一夜漬の勉強し過ぎたからだろうと、こういうふうに着ちがついておりますので、心配して安心していただきたいと思えます。

高度成長の時代を通過してどうしても市民が命と暮らしを守らなければならぬ、そういう現状が随所にあらわれてきまして、四日市においても例に漏れず大変苦しんだわけでございしますが、これに対してどう対処をするかというこ



とでございました、あの当時。現状を見ると、一口に言えばだれかが言ったように、たとえば政治、行政、その他一億総たかりの日本的な社会的風土、泥沼のような構造的なこの風土にどうにもならない。特に政治の後進性については最近話題をにぎわしてゐるようなこともございますし、大なり小なり日本中変わらないのではないかと。そういう絶望の果てに、何としてももうこれしかないと考えたのが、実は出張所の廃止反対、それから市民センター方式というところでございます。皆さん方の強いご意思によってさすがの市長も出張所を廃止できずに、加藤市長になってから市民センターの発足ということになったわけでございます。私の住んでおるところを見ましても、ここ二十数年の間に出張所は、役場、支所、出張所、そして市民センターとこう変わったわけですが、市民センターになるまではこの方式は、ひょっとしたら権力が支配するのに便利な組織だったかも知れません。この市民センター方式コミュニティーに対して一部批判的なご意見がございますが、多分それはそういうことを心配しておられるのであらうと思ひます。しかし、そういう人たちが革命した後にならざるかと言へば、やはりこういう形にならざるを得ないだらうと、こう思うわけでございます。それならそれは心配しなくていいのかと。市民センター方式ないしはコミュニティーというものがそう心配しなくていいものかどうかということに対して、私は心配しなくていい、その保障があるか、ある。それはやっぱり市民参加、あるいは各種の団体の運営が民主化されていくならばという、そういうことで私は保障があると思うわけでございます。安心していただきたいと思ひます。したがって、住民組織、それから公式な団体、非公式な団体、インフォーマルな団体に至るまでその団体が、小集団が民主化されなきや、近代化されなきやならない、そういうことが一つの大きな条件でございます。そう考へてみたときに、私は何としてもこの二年間の市民センターの試行をしたと言ひますが、そのことが総括されなま出発してしまつたわけです。その点は行政側としては大変準備不足であつたと思ひますし、またそれに対応する人材も養成してなかつたと思ひます。その尻がいま来ると思ひます。私は見るに見かねて、こんなちよつと次元の低い質問でございますけれども一般質問に取り上げたのは、そういういきさつがあるからでございます。

さて、答弁でございますが、どうも私の言つてることが、向こう側も察知したようで、こんな質問でございますから各部長からしていただければいいのですが、だれが担当するかということになると、それ見ろやっぱり縦割ではないかということに違ひないといふことで、向こうは警戒しておつたようでございます。したがひまして、質問について市長からないしは助役が答弁をされたいいんではないかと思ひますが、教育委員会関係については教育長の答弁はもう要りません。これは私が教育長とはもの言うてないのです。去年やつたことをことし変えましたから、なぜ変えたかという事情説明をしると言つても説明できないのですね。まだ説明できないままにありますから、恐らく答弁はよろしいだらう。したがって教育委員長の服部さんに関係部分についてはご答弁をいただく、こう思ひます。さて、もう具体的に書きましたから説明するまでもありませんが、市民センターについての看板についてはお答えをいただきたい。もうほとんど私はもう触れておつたことで、三番の教育委員会制度のこと以外はすべて触れておつたことですから、できなかつたらできなかつた、これからもやらない、やるならやりますというそんな答弁だけで結構でございます。これはご承知のように、市民センターの要綱の中にちゃんと公民館をやる、こう書いてあるわけですから、社会教育活動をやる、と書いてあるわけですから、こんな看板は要らない。恐らく国の監査があるからというでしょう。そんならそんなあるかないかわからないようなものために看板かけることはない。だれのための看板か、市民のための看板ではないか、こう思うからでございます。また、これを取りはずせないというようなセンターの人たちも問題だと思ふ。間違つてゐる。これは害こそあつて益がないわけですから、その辺が役所主義、官僚主義といひますか、問題だと思ふのですが。聞きたかつたのはそういうことでございます。

それから、地区の福祉力向上ということについてはちょっとしゃれた言い方をしましたけれども、要綱を見ても実際を見てもびっくりしたのです。あれだけ福祉、福祉と言いながら福祉に対する対応が何にもできない、要綱の中にもないわけです。社会教育関係団体は扱うことになっているのですね。社会福祉協議会、地区社協、福祉関係団体、一体だれが扱うのか、どういうふうにするのかということ全然できていない。これは驚きました。ふたをあげてみてびっくりいたしました。たとえば地区社会福祉協議会、あるいは民生委員の扱い、あるいは老人クラブ等々一体だれがどういうふうに扱うのですか。それからもう一つは、民生委員がもう改選されますが、民生委員の数が三百三十二、それから新たに十四名の増員を出したそうでございますけれども、これじゃ足りないと思うのですね。町を見ると自治会は六百近くあるわけでございます。十名、二十名の町もございませうからそれは兼務させるといたしましても、百名、百五十名の二つの町を兼務させるなんていうようなことで、民生委員活動はできません。これはぜひもう百名くらいはふやしていただきたい。どうしてもできないならば市単でもやっていただきたい。そうでもしないと福祉行政についての手足がないわけでございますから、そんな二町に一人なんていうようなことでは、とてもとても福祉行政ができません。これはもう秋の改選のときには必ずふやしていただきたい。それについては大した金は要らぬわけですから、市長のこれはひとつ決意をお伺いしたい。一例を挙げれば、老人クラブが五十名単位で補助金を出すところが多いのですね。そんなばかな組織方針があるかというのですが、ことほどさように福祉については口で力を入れておるわりには市民センターには丸つきり手当てがしてないということが問題になるので、忘れとったら忘れとったでよろしいから、その辺をなぜやらなかったか、なぜできなかったか、これからやるならやるということをはっきりご答弁いただきたい。

それから、市民参加というのは、これは先ほど申し上げたように大変大事なことです。まず団体があって、私の地区にも八千何百人おりますが、八千何百人がセンターへ参加するわけじゃございませぬから、団体が参加するとまず場所としては、その団体も月一回の定例会ぐらいはやる。したがって、最低センターの規模なども出てくるわけですが、どうもそれは計算してないようでございますが、それにいたしましたも団体が大事、団体の民主化をやらなきゃならない。自主的団体ですからくちばし入れませぬなんて言うてそんな逃げとってはだめです。何としても地区づくりをできる人間を養成していくことどうしてもやらなきゃならぬわけです。そのうちの方法として、手段として団体を、自治会はもちろんのこと各種団体が会議の仕方など本当にできておらないので、その辺のご指導をいただかなかきゃならぬと思うわけでございますが、あと予算、決算あるいは議事録のとり方など、これは十分指導しなきゃならぬと思うわけです。その点について、これは各種団体がございませうが、公民館の社会教育の担当の人たちが専門的な技術援助をすべきだと思っておりますが、その辺についてを申し上げるわけなんです、感想をお聞きしたい。確かにそうだというのならもう明日からそのようにやっていたきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたい。

それから、職員の勤務ですが、これは館長の権限ですけれども、私は館長は副市長だと言っているのです。助役よりも上なんです。県ですと出先で課長してると帰っていきますと係長になりますけれども、四日市の場合には出先へ出てくると助役の上になるくらい副市長としての権限をもたないと、これは成り立たないわけです。したがって、市民部長の下にあるのどうもおかしいと思うのです。それは運営の上でどうでもよろしいが、少なくとも館長の権限というものを大幅に見ていただきたい。それは役所の受ける側の方の体制の方に問題があるわけですから、いつか私も申し上げたわけですけれども、月手当五万円くらいやってください。

それから、担当職員については、団体というのは私のところでも公式の団体が約二十あるの、地区単位の団体が二

十以上あります。それから、町での会議開きます。それ全部参加して、まずとりあえず参加することが必要なんで、そうすると相当時間かかるわけですが、したがって何時から何時までということじゃなしに、一週何時間の範囲内で自由勤務というような特例をつくっていただきたい。これは一生ということじゃありませんよ。一年か二年の間で結構です。そうでもしないと、これはどうにもなりません。それについてのお考えをお聞きしたいと思えます。

それから、これは次の五の方にも関係はあるのですが、公共施設の活用、開放、これは教育委員会言うると、ルールは二つ三つつくって、教室二つ三つ試行的にやってみようかというところでいつまでたってもだめなんです。これは全部館長の権限でやるということをお願いしたいと思うのですが、どうです。青少年関係団体でございしますが、これは地域ではPTA、これは校外活動などがあるわけでございます。それから、育成会、育成会と言っているのもあれ間違いであって育成者会というのですね、育成者会。それから補導委員会とこの三つがまず公式の団体だと思えますが、これはもうきわめてあいまいであって、ここは危ないという立札を補導委員会が立てるなんていうのは間違っているわけですね。もう時間ありませんから、これはもう内容をご承知のことと思えますが、それをきちんと整理していただきたい。そうしないとうまく進まないわけです。できれば私は、せっかく総務から福祉へ、福祉から教育へ来たわけですから、青少年課は。青少年課、社会スポーツ課、それから社会教育課、この三つを統括する参事を置いて、私はきちっとこの際整理すべきだ。これをやらないと、もう地域で一番大事な活動ができないわけです。混乱をしておりますから、その辺についてお聞かせいただきたい。

それから、人事の問題ですが、採用の仕方、いろいろ問題ありますけれども、それは抜いて、特に社会教育と福祉関係、これ社会教育関係と福祉関係で専門のコースを出て、あるいは専門の学校を出てきておるのが各々一人ぐらいずつしかないんじゃないですか。何遍も何遍も言っているのですけれども、いまになって往生してるわけです。だれでもできるなんていうのはそれはだれでもできます。しかし、各種団体に対してプロとして、専門家としての助言をするなんていうのは、やっぱり基礎能力、基礎知識がなければできません。まして学校のコースを出るのには、単位を持つてればいいわけじゃないのですね。私、社会教育やりたい、私は社会福祉やりたいという志を立てて入学してそのコースを通ってるのですから、なぜそれを採用しなかった。いまになって困ってるわけです。なぜこれを採用しなかった。必ず採用する、いまからでもあちこち捜しても採用するかどうか。これがなければどうにも武器がありません。

ボランティアの募集、これは市民参加をお願いし、市民が一生懸命地区づくりをやってくれと。ところが、公務員が四時四十五分でしまいと。それではどうもうまくないのじゃないかと。先ほど、ヘルパーの話出ていましたけれども、あれちょうど中間なんです。あれでちょうどいいと思うのですが、ちょうどその辺があいまいなんです。したがって、これを進めるためには、どうしてもまず職員がボランティアの活動をしていただくということではなからぬ。やりたい人いっぱいいるのです。だれでも誘いかけてくれないからやらないのですね。これは少し例が違いますが、盛岡の例ですけれども、町をきれいにする推進体ですか、何かそういうものを募集したのです。一番汚いところへすぐ飛んで行ってくれる者集まれと言ったらたくさん集まってきました、それを十名を選抜して隊長、副隊長つくって、問題あるとすぐばつと飛んでいくと。しかしすぐやる課式ではないのですね。全部引き受けるというのではないのです。たとえば、犬や猫の死体がころがってると言ったらすつと飛んで行ってやるけれども、それはすぐやる。ただし、ここをどぶを直してくれと、掃除してくれという場合はこれはすぐやらない。この次の日曜日にやりますから、市民も出てくださいと、こう言ってやるわけですね。そういうふうに区別してやってみようか、そういうことこの例もすてにやってみようか、そのように役所の枠を外し、あるいは業務の分担を外して奉仕的に

でもやろうというふうな取組みをしない限り市民ばかりに要求しても私はだめだと思うわけで、そういった意味で申し上げておきます。

それはもう「役所生まれの役所育ち」というのは、これはもう説明しなくても自覚症状があると思います。担当の職員が書いた祝辞を棒読みするという市長もだんだん役所育ちになってきたのじゃないかなと、こう思うわけですが、それは特効薬一つあるのです。一遍選挙に出てみなさいというのですな。本当に選挙に出てみりゃわかります。この「役所生まれの役所育ち」ではとてもできないわけですから。ところが、公務員ですから選挙に出てみたらもうだめでみな落選してしまうわけで、そういう例があるように、これはちょっと無理だと思う。そのつもりでやっていたら、これはもう本当に特効薬だと思いますが、何か対策があればお聞きしたい。たとえば、いつまでも輸入人件だめだと言うってはだめなのか。純血を守るだけではだめなのか。あるいは、思い切って企業、商店などに勤務させるとかいうような研修の方法もいろいろあると思うのですが、お考えあれば聞かせていただきたい。

それから、いよいよ教育委員会の問題ですが、あの子もこの子もきょうも元気で学校へ行ってるなという地域、そういう地域を、子供の親でなくてそういう地域をつくるのが大事なんで、そのように子供の教育についての話題は市民の間にいっぱいあるのです。ずいぶん最近盛んになってきたのです。生涯教育に至るまで。そういう話題がいっぱいあって市民の意見がいっぱいあるのにもかわらず行政のパイプにしてこうつながる場所がないのです。中野区が準公選制をやり始めましたけれども、私は多分そういう趣旨だと思うのです。いま話題はいっぱいありながら例によって例のとおり教育長の答弁では事務的です。どうしてもこれは教育委員ががんばってもらわなきゃならない。

承りますと市長が任命したのですけれども、りっぱな教育委員ばかりだそうなんです。その教育委員がどうせ質問の準公選制を考えたらと言ったって、とてもできませんというご答弁だろうと思うのですが、市民の間にいっぱいある、日本の歴史始まって以来だと思っております、教育の問題についてこんなに市民の間で問題になっているのは。その行政のパイプへつながらる役割を教育委員会として考えてくれないか、どういふふうにしたらいのか、そのことについてご所見があれば承りたい。

社会福祉協議会の法制化ですが、これはもう時間なければご答弁ただかなくても結構ですけれども、実は議長会でもこれをやりました。そして幸いおらが厚生大臣がおるのだからというので折衝してみましたところ、議長ともども厚生大臣に会いました。非常に回転のいい人で、よくわかってくれました。これは税金の問題だから大蔵省、制度の問題だから法制局、早速八月ぐらいから来年度予算にかかるから、その点検討しましょうと、こう約束してくれ、大変頭の切れる大臣でした。だけに任さずに、こんなに自民党が圧倒的に勝つほど企業は景気いいわけですね。ところが、来年になってしまってもう税金がなくなってしまうから、いまのうちに寄付してもらおうということにもこれはつながらるわけです。市長のいまの予算から、もっともつと非常に行政規模を拡大して、財政規模拡大して仕事ができるのですから、これをぜひひとつ市長としても、あるいは市長会としてももうすでに野呂さんに言うてあるのですから、ぜひこれを実現できるようにやっていただきたい。以上です。

○議長（伊藤信一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 大変厳しいご指摘をたまわりました、もちろん私も市民センター方式に切りかえてから後の運営という事に関して非常に苦心のあるところがございます、必ずしも現状がうまくいっているというふうには考えておりません。できるだけ理想に近いような方向にどうしたら持つていくことができるのかということ、寄り寄り関係者で協議をしておるところでございます。

そこでまず看板の問題、これはもうご指摘を受けるまでもないわけでございます。この国の補助の関係とかいろいろあるかと思いますが、できるだけ市民センターということで、公民館がその中に一体化していくような方向で地域の人々にもご認識をいただくように、看板の書きかえを早い時期にいたしたいというふうに思っておるわけでございますし、ただ看板の書きかえだけではなしに、実際そういう運営ができますように館の体制を整えてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

それから、おっしゃるように市民参加ということはばらばらで、この地域社会づくりについてはばらばらであってもある程度困るわけですから、各種団体が十分にその団体に所属しておられる方々、あるいはその地域の住民の方々の意向を踏まえた運営ができるように民主化を進めていく必要があるかというふうに思うのでございますが、このためにはやはり社会教育担当職員が、従来の既成概念にとらわれることなく、もう少し広い視野に立って役割を果たすことができるように、なお研修活動について一層充実を図ってまいりたいというふうに思っておる次第でございます。

それから、地域の福祉力の向上ということでございますが、当然これには民生委員さんの活動ということが大いに期待をされるところでございまして、定数が実は県の方から指示をしまいらして、民生委員さんは厚生大臣の任命ということでございますので、こちらが勝手にふやしていくというわけにもまいらないかと思えます。そこでそれを補完する機能をやはりセンターに持たしていく必要があるのではないだろうかというふうに考えておりますので、この辺についても今後よく検討をして、市民センターで相談活動ができますように対処をしまいたいというふうに思うわけでございます。

それから、公共施設の開放を館長の権限でということでございますが、確かにそうなればあるいはいいのかもしれませんが、この辺はもう一度よく、施設の管理の問題等もございしますので、よく検討をさせていただきますというふうに思っております。

それから、公民館職員の勤務の特例的なことにつきましては、まだ職員の間での市民センターというものに対する認識のあり方、あるいは市民の方々の市民センターというものに対する受けとめ方等々に問題がありますので、これらの問題の解決を図りながら公民館が十分活動できるように体制づくりを進めていきたいというふうに考えておるわけでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、青少年団体の守備範囲、確かに四つくらいあったかと思いますが、必ずしもすっきりしたものにならないようにも思いますので、これらについてすっきりさせるように今後解決を図ってまいりたいというふうに思います。

この「役所生まれの役所育ち」という大変ご返事しにくい問題でございます。確かに役所だけですと座っていただきますと、そういうような中に埋没してしまうおそれがあるわけでございます。弾力性がなくなると。これを防ぐために研修会を熱心にやっておるつもりでございますし、また民間から講師を招いて勉強もやっております。るつもりでございます。なおそういう面で不十分な点があるかというふうに思いますので、さらに一層いろいろな機会をとらえまして、市の職員が市民の方々と十分対応できるような資質に持っていきたいというふうに思っております次第でございます。

私から以上お答えを申し上げます。最後の社会福祉協議会の法制化でございますが、これは四日市の社会福祉協議会から陳情書が出されておりました。採択になって意見書を関係機関に提出をいただいたのでございます。したがって、全国的な視野でこの運動が展開をされておりました。県下におきまして二十の市町村、それから全国的に

は九百五十八の市町村が意見書を提出されておるのでございます。全国都道府県社協と比較をいたしまして、今日この市町村の社協が均衡を失しているというふうに思います。老人、障害者の問題、母子家庭児童の問題、低所得者世帯の問題等々地域サービスの面での中核体としての機能を十分果たしていくために、法制による位置づけを明確にいたしました市民の理解を得やすくし、住民主体の原則に基づいた社会福祉活動が推進できますようにというふうに私も考えておりますので、本市といたしましても実現に向かって今後積極的に働きかけを行ってまいりたいと、かように考えます。皆様方のご支援をお願いいたしまして、答弁にかえさせていただきます。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 総務部長。

〔総務部長（矢田三郎君）登壇〕

○総務部長（矢田三郎君） 人事政策の中で特に社会福祉それから社会教育関係の職員の選考採用のご質問があったと思います。

ご承知のように、職員の採用については全体の奉仕者として職務遂行ができる適正な職員を採用するというのが最大の目的でございます。職員の採用につきましては、競争試験あるいは選考による採用の方式があるわけでございませぬけれども、非常にまた役所的になっておしかりを受けるかもわかりませぬけれども、職員の採用については人事委員会を設置しておる地方公共団体と、設置していない地方公共団体等とは、採用の方法が若干異なっておるわけでございます。設置している団体については、選考試験というよりむしろ競争試験がまずたてまえになりまして、選考に当たっては人事委員会の認められた者という限定をされておりますし、本市のような人事委員会を設置していない団体につきましては、競争試験あるいは選考によるいずれかの方法をとると、それは任命権者の裁量に任されておるといふことになっておるわけでございますけれども、それだけに選考につきましては、特にむずかしい面があるわけです。こ

れまで本市は、特に医師など医療機関の職員についてはこれは資格条件がはっきりいたしておりますし、またおのずと競争ということについての問題点もありますので、選考による採用を行っておるわけでございますけれども、そのほかを除いては原則として競争試験というを行っておるわけでございます。ご指摘の社会福祉並びに社会教育の関係職員については、これはいわゆる職階の意味からいけば一般職でありまして、国のように職階制が厳格に設定されているという段階では、むしろ人事行政の面で地方公共団体が選考採用する場合には、競争試験での均衡ということを十分考えた上で踏み切る必要があると、このように思うわけです。ただ、今日地方の時代と言われる中で、社会教育なり福祉行政というものが大変重視されておる段階でございますので、人事管理の総合的な面でご趣旨の問題については十分考えていきたいと。やや抽象的で申しわけございませんが、そのように考えておるのでひとつご理解を賜りたいと、このように思っております。

それから、人事政策の中でボランティアの募集ということをご指摘になったわけでございますけれども、これは地域社会づくりとして大きな政策として今日打ち出されておるわけでございますが、これは単にこのボランティア活動というだけでなく行政全体が、いわゆる地域のコミュニティ施策にどう対応していくかということが大きな課題でございます。したがって、職員個々が地域におけるこれまでの概念と違った地域での活動というものが、個々にやっぱり課せられると、このように思っております。したがって、そういう問題意識を各職員が持つということによって、ご指摘のボランティア活動についても当然地域で芽生えてくるんじゃないかと、このように思っております。あるところによりましては、職員に地区担当制をつくりまして、そしてその地域での問題点を行政の中で具体化していくと、反映さすというようにゆるゆる固有の地域での職員の責任を持たせるという方法もとってございませぬけれども、本市の場合はまだその点については若干問題がございますので、今後研修等を通じてそうした考え方を改善して

いきたいと、このように思っています。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 教育委員長。

〔教育委員長（服部昌弘君）登壇〕

○教育委員長（服部昌弘君） 特にご指名もございましたので、私からご答弁申し上げます。

第一番のいわゆる市民センターに関する問題につきまして市長の方からあらかじめご答弁がありましたので、私からそれにつけ加えることはございませんが、訓覇議員がおっしゃっておりますように、市民センター方式に移行しまして二年、この二年という期間が十分であるとは私どもも考えておりません。ただ将来に向かっていままご指摘ございましたように、地区の市民センターが地域のコミュニティーの核となる、あるいはそのための場となるということが、われわれの最も期待しているところでございまして、そのためにわれわれは全力を挙げて取り組んでいかなければならないと、そういうふうに考えております。

それから、第三問でございますが、非常にむずかしい問題でございまして、現に教育委員の席におります私からご答弁を申し上げるということは、むしろ差し控えさせていただきたいというふうには思いますけれども、東京都野区で初めて実施されようとしておりますいわゆる準公選制につきましては、この十月が予想されているようでありますが、まだ実際に実施されるかどうかについては多分に議論もあり問題もあるようでございます。そもそもこの準公選制というような議論、あるいは運動が起こってまいりましたのは、先ほどご指摘がありましたように、今日ほど教育の問題が、区民あるいはわれわれとしますれば市民、この中でいま教育の問題が非常に関心の的になってる。それについてのいろんなご意見が出てきている。それをどう吸い上げたいかと、どうそれを吸い上げて教育の場に移していくかということが目的であろうというふうに想像するわけでございます。まさに教育委員会が何とかしてそのための方途を探って、そういう皆さん方のご意向が教育行政に十分にしみ通っていく、反映していくように努力しなければならぬということ、私どもの自戒するところでございます。力もございませんが、そのために教育委員長一同は一生懸命になって取り組みたいと考えております。ただいまのところでは、私どもは四日市市において準公選制が実施される、あるいは近い時期に実施されることは、ちょっと考えておりません。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 訓覇也男君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 時間もありませんから、要望だけにとどめます。これをやるについてはもう踏み切ったのですから、さらにこれに対応するのに思い切ったやっばり転換をしないといかぬということを、まず申し上げておきます。

地域共同体の意識をどうやって高めるかということですが、パリへ行きましたときに、ずうっと大変調和のとれた街並みが並んでおります。で、ある日本人が家を買って改造しようと思った。それに許可を取りに行ったら、あんた日本人だから知りませんと、その地域へ行行ってサインもらってきなさいと。二百五十戸ぐらいの一ブロックがあつてそこでみんなで話し合つて決めたことだそう。だから、垣根の材料はこう、それからその高さはこう、色合いはこれとこれのうちどれを使いなさいといったことが決めてあるのだそう。これは自分たちで決めたのだから、法律よりも優先すると、こう言ったそうです。私はやっばりそんなことは日本ではできるかできないかということ、でございますけれども、一部私の地域でも、もう無理やりじゃなくて法律以上のことを決めてしまつて、まあ擬として決まつてるそういう例があるのです。したがって、古い共同体だといってばかにせずにそれを利用してやれば大変は新しい町づくりができるのではないか。そういった意味で地域共同体というものの意識をもう一遍見直して高める

ということが必要であろうと、そのための新しい市民をつくる運動をやらなきゃならない。

そのためには職員の態勢が必要だ。世界の公務員会議の決議のように、当局のために働くのでなくて自分のために奉仕するのだというこの公務員の精神は、いま生きてると思うのです。そういうふうに関心を持ってこれ一遍入れかえなければいけないのではないかと。やり方などはいろいろあると思います。

それから、教育委員会ですが、予想しとった答弁のとおりでございませうけれども、地域の教育力というのが大変衰えてきてる。たとえば団地の子供などは家の仕事を手伝うなんていうのは、労働に従事する機会が大変少なくなってきた。それだけだっただけでいふん地域の教育力がおくれてきてるわけです。そういうような問題などを考えながら、準公選制の問題じゃなしにその趣旨を生かしていただく。たとえば、教育委員会が手当てが少ないうから、もっとたくさんもらって地区懇談会をしていただく。市長が回ると、あれ選挙運動だと言いますが、教育委員が回って来ると大変みんな喜んでくれると思うのです。それで行政のパイプになってもらうというのをぜひ私はやっていただきたい。

もう一つは、私の地域には市でやるかやらぬかお決めいただいてもいただかなくてもですが、地域の教育委員をつくりたい。そして、そういう制度をつくって、センター運営委員会というやつができていますけれども、あんな役人的なものではだめなんで、地区で私は五、六人の教育委員をつくって地域の問題を取り組みたいと、こう思っておりますが、ご所見も結構です。

それから、コミュニティーになってからずいぶん変わってきたわけですね。いまの公共施設の活用についても、こんなもの官庁が皆やりやいいことなんです、幼児一元化の戦前からの問題、これは教育委員会と市長部局ですから、このことをなぜ解決しなかったというのは、仕事としては市長公室がさぼっておったからですね。こんなもの大変大事なことです、けどそれはもう超えていまコミュニティー保育という思想が出てきてるわけです。もう当然のほうですが、こういう問題がこのコミュニティーをやっていくと、ずいぶん今まで縦割りでできなかったことが、横割りで発想の転換をしてずいぶん私は進むと思うのです。そういう意味でも、教育行政の上で大変大事な問題が出てきていますから、ご理解の上でよろしくお願いしたいと思います。

それから、社協の問題ですが、本市も挙げて大変大事なことで、全国的な規模でとこう言っていますけれども、そういう官僚的な答弁は要らぬですよ。そこがもう官僚的になってるわけなんです。厚生大臣と話をしてもよくわからなかった。厚生省へ行ったらけれどもよくわからなさと。届いてないですよ。届いたらも机の上に乗っ取るでしょう。よくわからないと。何遍も何遍もやり直して電話でもやり直して、厚生省の考えどうだあだ言っただけで、厚生大臣がひざ詰め談判で三十分間かかりましたな。やっとわかったのです。そういう状態ですから、全国の市長の云々というような、皆さんのご協力も得てなんて、そんなことではとてもできないので、飛び込んでひとつせひやっていただきたい。以上です。

○議長（伊藤信一君） 暫時休憩いたします。

午後一時五十分休憩

○議長（伊藤信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

永田正巳君。

〔永田正巳君登壇〕

午後二時十一分再開



○永田正巳君 通告に基づきまして質問をさせていただきます。

まず、北勢バイパスの実現に向けて四日市市の対応を問うというふうな題目で出させていただきましたが、昨日山口議員並びに関連質問で堀議員が立たれまして、北勢バイパスの期成同盟会の設立を早期に実現すると、並びに五十八年に着手できるようにしたいとの答弁がございましたので、私に対する答弁は特に必要といたしません。しかし、私はこの問題につきましては、四日市市にとって最も重要な問題であろうかと思われれます。したがって、当市がイニシアチブを取ってこの実現に最大の努力をしていただきますよう強く要望させていただきますと思います。先ほど私が認識いたしております回答でよろしいとおっしゃるならばもう答弁は結構でございますが、そうじゃないと、まだおっしゃりたいことがありますらひとつご答弁をいただきたいと、こういうふうに思います。仮にその通ります通路が内部地区、私の居住いたします内部地区でございますれば、全面的にご支援申し上げたいと思います。したがって、何とか二十年ということの遠い話ではなく、まず第一にこの問題を四日市市全体でもって取り組み、また、周辺市町村への呼びかけもしていただき、一致団結して、早急に着手していただきたい、こういうふうに思うわけでございます。

そこで、実は関連になりますでございますが、私も実は国道一号線を利用させていただいております。その際、最近市内の国道一号線の一車線化が図られたわけでございますが、その一車線化によりまして拍車がかげられたように思います。これでは、先日の回答にもございましたが、現在でも国道一号線の混雑度と申しますと、現況の交通量に対する交通容量の問題になると思うのですが、それを混雑度といたしますと二・六倍というような数字にもなっておりますわけでございます。そういうときにあのような一車線化を図られておるわけでございますので、これはまさに私たち素人にとりましては逆行のような気がしてなりません。そういうことで、実は私の会派の山路議員にも問い合

わせてみました。そうしますと、浜田第二区画整理に際しまして地元民は、渋滞が解消されることを期待あるいはまた条件に、私有地の減歩にも応じた経緯があるわけなのでございます。こういったことを考えますとき、北勢バイパス以前の問題だと私は受けとめておるのでございます。なるほど交通事故防止対策の一環として実施されたわけでございますけれども、この種の問題、たとえば近鉄四日市駅前の中央通りの横断歩道の閉鎖、またもやこの一号線の一車線化の問題、これについて地元は決して賛成ではなかったと伺っておりますし、それ以後いろいろな反対あるいは陳情がなされておるわけでございます。前回の質問でも、山路議員が近鉄駅前の横断歩道については、声を高くして訴えられたとおりでございます。こういう問題につきましては、それじゃ建設に着手する前に、地元に対しては何かお話があったのかどうかお承りいたしたいと思います。

次に、第二点目の問題でございます。四日市市の総合計画についてお尋ね申し上げます。緑と太陽のある豊かな町づくりをキャッチフレーズとして、昭和五十四年度から五十八年度までの新五カ年計画を昨年まとめられました。五十四年度よりスタートいたしておるわけですが、確かに市の行政が一つの大きな大黒柱と申しましょうか、指針でもって組み立てられ、運営せられておることについては、非常にすばらしいことだと考えます。また、この努力に対して敬意を表するものでございます。新五カ年計画も、はやもう一年を経過してしまいました。私は、最も大切なことは、確かに多数の皆様方のご苦勞かけてできた基本計画でございますが、いずれにいたしましてもこれをどういうふうな形で実現に持っていくか、この実現への施策については一番大事な問題だろうと思っております。確かに、五カ年過ぎた後でその成果を判断する、結果について判断をするというようにすることでよかるうかとも思いますが、長期でありますこの計画について年次ごとのチェック、これが大事じゃないかと思っております。したがって、予算編成に当たりましてそういった問題は十分に配慮されなければならない問題と思っております。こういう問題のチェックについて

はどのようにして行われておりますのかお尋ね申し上げたいと思うわけでございます。

第三番目、五十六年障害者年に当たってでございますが、実は通告に出させていたいただきましたのは身体と入っておりますが、私間違っておりますして障害者年ということでございますので、おわびして訂正させていただきます。

五十六年度に障害者年を迎えるに当たりまして市当局の考え方に接してみたいと思います。

四日市市における障害者の数は、ちなみに五十五年度の調査によりますと、精神薄弱者六百三十七名、これは軽度から重度に至るまでの方々でございます。また、身体障害者につきましては昭和五十年の二千五百七十人という多くの方々の上っておるわけでございますが、特に身体障害者におきましては昭和五十年の二千五百七十人に対し実に一・三八倍と急増いたしております。こうした方々への助成、援護施策につきましては、たとえばタクシー助成、あるいはまた自動車燃料の助成制度など各種の制度があり、いろいろと温かい配慮をいただいております。しかし、全く感謝にたえないところでございます。しかし、私の知人で実は寝たきりになっておられます、また回復の見通しも現在ないというふうな非常にみじめな毎日をおくっていらっしゃる方がございます。私も、何とか人間らしい暮らしをと思っております。まだまだ私の知らないところにもたくさんいらっしゃる方がいらっしゃるかと思っております。一人でも見逃すことのないように、温かい手をひとつ差し伸べてやっていただきたい、こういうふうに思うわけであります。

さて、来年は障害者年を迎えるわけでございますが、当市といたしましてこういった問題にどのように考えておられるのか。また、そういった方々の救済のための諸行事、あるいは諸施設建設計画があるのかないのか一度お聞かせいただければ幸いです。

第一回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（伊藤信一君） 坂倉助役。

〔助役（坂倉哲男君）登壇〕

○助役（坂倉哲男君） ただいまの質問の北勢バイパスの実現に向けてということで、若干補足をさせていただきます。

きのうお答え申し上げましたように、期成同盟会を関係市町村と協議をいたしまして早急につくっていききたいというところでございます。これにはすでに鈴鹿から一志郡の三雲町に至る中勢バイパスの期成同盟会もできておりまして、非常に活動が熱心でございまして、昨日地建の局長とお話をした中では、五十七年度からでも中勢の方が着工していただきたいのだという意向も示されておりますので、交通の流れを全面的に北勢で受けるといふ形になりますと、建設省のお話でも、北勢バイパスが先行するのが当然だというふうに言っておりますので、全力を挙げて計画決定をいたしまして、住民のご同意を得て五十八年には着工できるような全力を傾けていきたいというふうに考えております。

次に、関連の一号線の問題でございますが、これは浜田の区画整理事業を行うに伴いまして、東側を約一メートルないし二メートル用地の提供を受けまして東側だけ歩道をつくりまして、歩車道の区分をしたわけでございます。従来当該地域の国道一号線は、四車線の車道ではなくて広幅員の二車線道路であったわけでございますが、小型車等が乱流的な流れによって四車の使い方をしておったのが現状でございます。そういう意味で、対面交通等非常に危険な区間でございます。それを是正するために、公安委員会あるいは道路管理者、建設省でございますが、等々の協議が行われまして、交通事故を防止するという意味と、右左折の流れをよくするために、ああいった形で完全対向二車線道路にしたというところでございまして、そのために渋滞があります。これにつきましてはその後公安委員会の方で

信号系統の整理をいたしまして若干流れはよくなったとありますが、根本的に問題になりますのは、近鉄のガードのピアが一本一号線の車道部分に立っておりまして、このために十分な整備が行えませんので、今後関係機関と十分協議をしながら、また整備改善するよう努力をしていきたいというふうに思います。

次に七十メートル道路の閉鎖の件は、これは一例にとられたかというふうに思うわけでございますが、これにつきましては地域の同意を得たものとしてやったわけでございますけれども、十分に地域住民においていなかったということで、その後いろいろ問題がございますが、いままも継続して検討しておる段階でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤信一君） 市長公室長。

〔市長公室長（阿南輝彦君）登壇〕

○市長公室長（阿南輝彦君） ご質問第二点の総合計画の問題でございますが、総合計画につきましては、昨年一月議決をいただきました基本構想に基づきまして、その後五十四年から五十八年までの五カ年の計画がまとまりまして、この五カ年の総事業費は八百十七億になつてゐるわけでございますが、ただいまご指摘のとおり、この計画については、その実現への施策というものがきわめて重要になることはご指摘のとおりでございます。この計画の実現のためには、あるいはその確保のためには、あらゆる機会を通じて努力をしまらねばならないと考えております。一方今日の内外の諸情勢はきわめて流動的でございます。この計画を根幹としながら今後の状況に対応して歳入、歳出両面について見直しが必要になってくると考えております。すでに施設事業費については、前期の五カ年計画でも同様でしたが、すでに事業費単価等の増によりましてローリングを余儀なくされてる事態でございます。この進行管理に当たりましては、五カ年の総計画内容につきまして、各年次ごとに配分をして、進行管理達成を図つてまいるので

ございますが、具体的には、たとえば国家予算の編成段階に合わせてこの基本計画の内容の、各年度ごとの予定事業の中の重点事項を、国あるいは県の方に要望陳情をしまつてまいらねばならないと。また、市の毎年度の予算編成作業に当たつても、各部署におきまして、この総合計画に盛り込まれた内容を重点に検討して調整を行つていくというようなことをしながら、総合計画の適正な進行管理達成に努めてまいらねばなりません。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 福祉部長。

〔福祉部長（岩山義弘君）登壇〕

○福祉部長（岩山義弘君） Qの三、五十六年障害者年に当たつて、お答えいたします。

障害者の完全参加と平等をテーマに昭和五十六年が国際障害者年と定められましたことは、単に狭い意味での福祉行政に光を当てるといふものだけでなく、この人々を取り巻きます生活、社会環境、さらには教育も含めた幅広い福祉の向上を求めるとして、まことに意義深いと申さねばなりません。心身に障害を持つ人々への福祉施策につきましても、当市といたしましては、県の協力を得ながら、あるいは単独で環境整備、住宅、授産、社会復帰、自立助成、その他多くの福祉面で努力をしまつてまいりましたところでございます。今回国際障害者年に当たつては、現在のとおり、県の具体的な活動計画はまいつておりません。これからの計画待ちだということでございますが、市といたしましても福祉内部が検討いたしておるところでございますが、国、県の活動計画に沿つた事業を、あるいはまた市の基本計画に基づく各施策、特に授産、職親、就労の機会拡大、必要施設の設置及び改善等につきましても、障害者年の推進協議会を発足させまして、いままでの諸施策の再検討を含め、社会環境、職域、教育なども含めた幅広い障害者福祉の前進を期してまいりたいと考えております。

○議長（伊藤信一君） 永田正巳君。

〔永田正巳君登壇〕

○永田正巳君 どうもありがとうございます。

国道一号線の一車線化の問題並びに四日市駅前中央通り横断歩道の閉鎖の問題、この二点についてもう少しお尋ねいたしたいと思うわけでございます。

大変この二件につきましては、地元は反対運動が厳しくなっております。聞くところによりますと、一車線化の問題につきましては、地元は南警察の方にも出向きいろいろと陳情をやられておるやに聞いております。実は、その結果ちょっと耳にはさんだことでございますが、われわれも余りよく知らなかったと、こういうような返事が帰ってきたと、こういうことを耳にいたしますとき、それでは、どこがお決めになってあの工事をしてしまったのか非常に疑問に思うわけでございます。もう少し工事の計画段階で、関係する地域住民の皆様方にご相談を申し上げ、いろいろと対話を重ねていたならば、いまだきその二件についてのこれほど大きな反対運動にはならなかったのではないかと、このように思うわけでございます。こういうことを考えますとき、このような公共道路の建設に際しましてのルールづくりというものについていま一度再考していただきたいし、かかる問題が二度と起きないように行政にしていたいただきたいと思うわけでございますが、そういう点についてもう少しお聞きいたしたいと思うわけでございます。

次の総合計画についてでございます。これ先ほども承りますと、はや五カ年計画の予算的な面でローリングをしなければならぬと、こういうふうな事態に至っておりますとのことでございます。そういうことに対し年次ごとのチェックをして、そのような結果に対してわれわれ議員に対して一応の報告をしていただきたいと思うわけでございます。そういう場をおつくりいただけるかどうかお伺いしたいと思うわけでございます。

次の障害者年の件につきましては、どうぞひとつ、まだまだ恵まれない方々がたくさんいらっしゃるかと思えますので、真剣にひとつこの障害者年を期して最大の努力をしてやっていただきたい。私も目の当りに見ております関係で、どうしてもこれには力を注ぎたいというふうに考えております一人でございます。これにつきましては要請とさせていただきますと思います。以上で終わります。

○議長（伊藤信一君） 坂倉助役。

〔助役（坂倉哲男君）登壇〕

○助役（坂倉哲男君） ただいまの七十メートル道路の閉鎖の件、あるいは浜田地区の区画整理に伴う一号線の拡幅についての車線の若干の制限についてお答え申し上げます。

一番の件につきましては、一昨年来たびたび議論をなされまして、特に道路の横断方向の遮断という件で、地域間の連絡が非常に不十分になるということでございますので、これは若干交通安全の面から外れた地域間の土地利用といたしますか、地域の地域間の流通の問題でご不便をかけるということで、たびたびその後おわびもし、また、警察の方へも遮断部分の開口をお願いしているところでございますが、残念ながらいまのところ現状のままということでございます。

第二点の一号線の一車線化、いわゆる対向二車線道路でございますけれども、これは元々、私が先ほど申し上げましたように広幅員の二車線道路でございます。むしろ四車線として使う方に非常に危険な状態があったのだと、内蔵されておったのだというふうにご理解を願いたいと思うわけでございます。そういう意味で、建設省と公安委員会が協議をされたということでございます。その点は流れが若干渋滞することによるデメリット、それと交通安全が

図られたというメリット等を勘案して、現状ではこれが当該地域の道路として使用するための次善の策だというふうにご理解を願いたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 市長公室長。

〔市長公室長（阿南輝彦君）登壇〕

○市長公室長（阿南輝彦君） 基本計画の各年次計画につきましては、前期五カ年でも同様でしたが、これは部内の資料として持っております。先ほど申し上げましたローリングにつきましては、全体計画につきまして必要な時期にローリングの内部作業を行いまして、その結果が出ました場合には、適切な時期に議会の方にもご説明を申し上げたいと思っております。

○議長（伊藤信一君） 永田正巳君。

〔永田正巳君登壇〕

○永田正巳君 少々時間もございますので、もう一点お聞きしたいと思えます。

先ほどの道路の問題でございますけれども、ああいうふうに工事が完成してからいろんな問題が発生してくることに對して、私はまずいというふうにいま申し上げてきたわけです。したがって、工事を計画する段階で、何かもう少し地元の皆さんに對話を図るような機会がなかったか、そういったルールづくりがないのかどうかを、私はちょっとお聞かせいただきたい。どうもいまの回答ですと、ちょっと私も腑に落ちないところがございます。

その次に、総合計画についてでございますけれども、私も後になりますと、先の方がいろいろとご質問されましたので省いたわけでございますが、あの中で大学問題とかあるいは高校の新設問題についてどうしても触れたいというふうな思っておりますが、前の方々がご質問されて大体の回答を得られて、私も強いて言おうとしなかったわ

けでございますが、いろいろと総合基本計画につきましては一つ一つ拾ってまいりますと大変言いたいことが、皆様もご指摘なさりたいことがあるかと思えます。そういったことが多くある中で、やはりこれだけ目まぐるしい経済、社会情勢の変革の中にありますときには、年次ごとのチェック、これがなされてひいては私たち議会にも報告願うのがベターだと考えております。先ほどの回答によりますと、時期が来ればというようなことでございましたけれども、時期が来て五年では少々遅かろうと思っております。その点についてひとつ、これは要望といたしておきたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（伊藤信一君） 坂倉助役。

〔助役（坂倉哲男君）登壇〕

○助役（坂倉哲男君） どうも答弁を抜かしておりますて失礼いたしました。

道路は当然地元の使う市民のものという気持ちになって、今後道路行政には十分意を用いてまいりたいと思えます。

○議長（伊藤信一君） 谷口 保君。

〔谷口 保君登壇〕

○谷口 保君 通告に従いましてお尋ねをいたしますが、最後の質問者となりましたので、重複する点もあろうかと思えますので、お許しを願いたいと思えます。

まず、防災あるいは地震対策に関して上水道の補強問題であります。各地区に簡易水道が設置されましたのは昭和四十六年ごろでありましたが、その後簡易水道がおいおいと市の上水道につなぎかえられました。上水道につなぎかえられましたと申ししてもその主管はそのままの細い管であります。ご承知のように近年住宅がふえてまいりまし

て、特に高台に住宅が集中いたしておりますので、このような地域では、各家庭が炊事の準備をする時間帯になりやすと一斉にこの水道を使用いたしますので、これでも市の水道かと思われるような水の出方でございます。ふろの水を入れるのに一時間余りもかかるというような状態でありまして。同じ水道を使い同じ水道料金を払いながらこんな状態で、全く不公平きわまるものであると思うものであります。こんな状況の個所が市内に何カ所あるかご存じでしょうか。お答えをいただきたいと思っております。私は日ごろ消防活動に携わっておりますが、こんな地帯で火災が発生したらどうなるだろうかいつも気にしておるのでございます。もちろん防火用水もありません。消火栓があったところで四十ミリの細い管から出る水だけでは消火に役立つでしょうか。恐らく大火となって住民のおと財産や生命までなくする結果となるのではないかと心配するわけであります。管が狭いばかりではありません。こんな高台ですから水圧もきわめて低いのであります。すでに水道局ではこうした個所は十分知っておられるはずでありますので、ほっておきますと大変なことになります。簡易水道当時そのままの管を、いつ新しい太い管にかえるのか、また消火栓のつけられるような管にしないと、先ほども述べましたように火事でもあったら大変なことです。消防署と水道局はこれをどのように考えておられますのかお尋ねいたします。

次に、工事請負契約についてお尋ねいたします。ご承知のように、石油ショック以来物価は上昇を続けておりますが、昨年の原油高に伴う物価高は一段と厳しく、中でも建設資材の値上がりは去年のきょうと比較いたしますと約五〇%上昇しております。市長さんはきのう水野議員の答弁の中で建設資材の値上がりは三〇%と、こう申されましたが、実際はなかなかそれではありません。私は業者の一人でありますのでこれはよくわかっておるのであります。そこで六月議会に追加上程される体育館などでも、予算編成のときには議会の審議をしなくてもよかったです。物価の上昇があつて議会の審議が必要な金額になったのであります。また、本年度に予算化いたしました総合

文化会館の建設についても、物価が上昇していくので理事者では一日も早く請負契約を結びたいと考えておられると聞いておりますが、いかがでしょうか。三十八億という巨額なものでありますし、加えて足かけ三年間も要するという工事でもありますので、物価もその間相当変動するということが予想されるのであります。これをどう対処されていくお考えなのか伺いたしたいのであります。昨年末と建築業者の間で単価問題をめぐって、何かこうトラブルがあつたように聞いておりますが、こんなことは余り好ましいことではありませんので、このことも踏まえてお答えいただければありがたいと思つております。

三点目は決算についてであります。次の九月議会には、定例のとおりでありますと企業会計の決算が提案されてまいります。この企業会計について私の会派の高木議員が三月の議会で、この決算報告は素人でもわかりにくいしむずかしいので、もっとわかりやすく報告ができないかとたどりました。その質問に平井収入役は、現在の公共企業は、財務会計制度に基づいて報告をいたしておりますので、わかりにくいという批判がありますが、市民に財政とか負担について十分認識していただくためには、わかりやすい予算書や決算書による必要がおります。しかし、当面は予算、決算を検討していただく際の付属資料として、創意工夫していかねばならないとご答弁をいただいております。また、決算では一般会計、企業会計、公社並びに関係する団体法人、特別会計など市全体の会計につきましても、どのような財政の状態なのか、どのような運営が行われているのか見る必要があるように、この点の報告がないので、九月の決算には必ずこの点を明らかにした報告をいただきたいと思うのであります。前回指摘いたしましたように、一般会計から他の会計へ繰り出しは二重計上となつておりますので、これは水ぶくれ決算となります。赤字の病院会計へ一般会計から穴埋めをいたしますと、帳じりは赤字が消えて健全状態になりますが、これでは本当の財政がわからなくなつてしまうので、市全体の財政、あるいはその運営がどうなつていのか知ることが大切であります。そのわかる

ような報告書も欲しいということも加えておきます。こんなことを言いますと、むずかしいとかいう答えがすぐ返ってきますが、どんなにむずかしてもあなた方は議会の審議を求めているのでありますから、わかりやすく提案するのが親切ではないかというものであります。お考えがありましたらお答えをいただきたいと思っております。

以上、三つの事柄についてご答弁をお願い申し上げます、第一回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（伊藤信一君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（村山 了君）登壇〕

○水道事業管理者（村山 了君） 簡易水道地区を上水に合併いたしますと、ご承知のように簡易水道は当時一人一日使用量百五十リッターで計算しておりますが、上水になりますと四百リッターの計算となりまして使用量が増大してまいります。したがって、配管等につきましてはその需要量に合わせて増大していくのは当然のことで、局といたしましても、統合した地域については直ちに配管をかえるのもありますが、その必要に応じて、特に水圧の状態を見ながら改築を進めております。しかし、むずかしい問題は、大体簡水地帯というのは高台にございますので、その高台周辺の水圧を保つというところは非常にむずかしい問題がございます。特に非常に、一軒二軒の特に高い所にある地帯に対しては、なかなか上水からは水を運んできまして満足な水圧が得られないので、加圧装置等をお願いして水を出しているというケースもございますが、原則的にはそういった高台に対する給水というのは、特に四日市の水道の場合は落差による水圧を中心にしておりますので、いろいろと苦心して水圧が低下しないように、水の出が悪くないように、また、そういう地区に対しては、年次的に補強作業を続けております。ところが、ここで問題になります消火栓の問題でございますが、消火栓というものは水道の生活用水の配水と本質的に異った要素を持つております。具体的に申し上げるならば、火事が発生した、それを消すというときに、水の量は、どんな水が要らない地域であっても一定の量が必要でございます。消火栓を設置する場合、したがってどうしても管は七十五ミリ以上でなければいけない。最近では七十五ミリ使っておりませんので百ミリ以上でなければいけないということでございまして、百ミリを布設しなければ消火栓をつけることはできません。ところが、非常に過疎地帯で水の使用量が少ない所へ百ミリ管をいきなり持っていくましてその先で細い管を布設いたします。そうしますと、そのもとに消火栓をつけることができまして、消火能力はそれで保てるわけでございますが、そのような配管をいたしますと、太い管の中で水がそのまま停滞をいたします。これは次に水の汚濁となつてあらわれてまいります。消火栓を取りつけることはできたけれども、その後常時水の汚濁に悩まされるという結果になります。水の使用量とそれから配水量とその調和というものが非常にむずかしいので、どこへでも消火栓をつけたら解決するという問題ではございません。この辺が局としては非常に苦心をしておる点でございます。

それからまた、高台に管を配します場合に、一例を挙げますならば、谷口議員の一番近くの北山地区を申しますと、北山地区の下の方、北山公民館あたりの標高がたしかプラス二十五、六円ぐらいだと思っております。それからずっと上へいきまして県道の周辺へいきまして五十五、六円程度で約三十円の差がございます。したがって、あの地域の住民の方から、非常に水圧が下がって出が悪くなったという苦情がございましたので、局は、五十三年、五十四年にその管を百ミリ管にかえましてぐっと押し上げていったわけでございます。そして両方から押し上げております。この上を結んでおるのが、いま申しましたプラス五十五円の県道でございますが、ここを四十ミリ管で結んでおります。したがって、私どもはこの四十ミリ管の中に消火栓を引こうと思つても、これは非常にむずかしい問題でございます。といいますのは、先ほど申し上げたように落差で水圧をかけて水を運んでおりますので、三十メートルも高い勾配の所へ水を持っていって横に流す場合にまた百ミリ管で結ぶと、これは水圧が果たして保てるかどうかの問題

がございます。もし保てたとしても今度は水をずっと流します。この横にひげのように細い管が出ておりまして、円滑に流れたとしても今度は横のひげの管の水圧がどうなるかこれも心配でございますし、また県道に配管をしていこうと思いますと、県の方と色々な折衝の問題がございます。非常に細かい問題でございますが、経費をできるだけ安くしようとすれば、県が歩道をじかれるときに一緒にわれわれも配管するということをすれば非常に安く上がるといふふうなことも考慮しつつ作業を進めておりますので、なかなか要望いただいても、ただいま申し上げた技術的な問題、経済的な問題等もございまして、一気に解決できないのは申しわけないと思いますが、局としても、消防のいろんな消火栓の設置計画等見ながら、できるだけ技術的ないろんな問題を解消しつつ、ただいまご質問になりましたような問題は消化いたしていきたいと思っております。

○議長（伊藤信一君） 消防長。

〔消防長（渡辺靖三君）登壇〕

○消防長（渡辺靖三君） 消防水利の問題につきまして、かつて簡易水道がしかれておった所がその後上水道に変わって細い配管がそのままになっておると。消防用の消火栓がつかないそういう所に対してどうするのだというご質問であったように思います。私も消防水利の中心は、現在の状態からいたしましてどうしても水道に頼らざるを得ないという気持ちで、水道に消火栓をつけて消防水利の基本にする。現在私どもは消防水利と申しておりますものが市内に約四千余りございます。そのうちの三千五百は水道に設置された消火栓でございます。この数字の上からもこういったことは今後もずうっと考えてまいらなければならぬ。そこで、消火栓の設置は水道事業の推進に対応しながら問題を解消していくということが、基本にならうかと存じます。しかし、先ほどご指摘のあったような地域が残っており、また新しく出てくる。いまままで五戸か十戸しかなかった地域が急増してきて水道管の配管が間に合わない。

そういった地域も出てくるわけでありまして。それにまた、これも先ほどご質問でございましたが、山間部で水圧の低いところ、これについてはどうするかというようなご指摘もあつたと思っております。これらの地域について私ども、一つは現在私どもに与えられておりますところの資材、消防タンク車、その他もろもろのものがございまして、それらを活用することによってカバーをいたしまして被害の軽減を図ってまいりたい、このように考えております。しかし、そういった面でカバーをすると申ししても限度はございます。どうしてもというところにつきましては、本年も水沢地域で一カ所考えさせてもらっておりますが、防火用水の設置というようなことも検討をしていくという方針で臨んでまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解を願いたいと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） ただいまの工事請負契約期間中に物価の変動があつた場合どうするかと、こういうご質問であつたかと思ひます。その前に市長が三〇%の物価が上がつておると、こういうふうに申しておりますのは、いま谷口議員のご質問の中では昨年の四月に比してで、私どもが言っておりますのは本年の予算編成時期に比してこの単価表で見ますと約三〇%の平均値上がりが見込まれると、こういうことを市長はきのう申し上げたのでございますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

さて、ただいま申し上げましたような、あるいは谷口議員からのご質問の中にもございましたように、この大幅な物価の変動が起こっておりますので、こういう場合にどうするかと、工事請負契約をどうするかということでございますが、これにつきましては本市の工事請負契約約款の中にも、インフレーションその他の予期しない異常な事由が発生したときには、請負代金の変更をする旨、規定をしております。したがって、そういう場合に特にひどい



場合にはこの条項が適用されることになりませんが、去る三月末に建設省あるいは運輸省の方から、石油価格の変動により一部建設資材価格の上昇が予想されるものとしたしまして、石油価格の高騰の影響を受けやすく備蓄が困難な品目、こういうものにつきまして変動額が定められた限度額以上となった場合、その四分の三について請負代金の変更ができるものとするという、こういう特約条項を設けることとして、地方自治体も同様の措置をとって差し支えない旨の通知がきておるのでございますけれども、現時点において、県段階でもまだこれに対する確たる方針も確定いたしておりませんので、私どももいたしましては県等の対応を見ながら対処してまいらなければならぬと考えておる次第でございます。なお、今議会に提案が予定されております工事請負契約等につきましては、単価の見直し等は行っておりまして、現時点においてはいまのところ問題はないものというふうに確信をいたしております。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 収入役。

〔収入役（平井清三君）登壇〕

○収入役（平井清三君） 第三点の決算について私から申し上げます。

去る三月議会におきまして高木議員から、病院、水道事業等のいわゆる企業会計決算関係書類につきましてはどうもわかりにくい、もっとわかりやすくするようにと、こういうご発言がございまして、その節にもお答えを申し上げましたが、来る九月議会に提案を予定いたしておりますところの昭和五十四年度の病院、水道、農業共済等の各事業決算につきましては、これをでき得る限りわかりやすくするための説明資料を作成いたしたいと考えておりました。ただいま各担当者間で種々検討をいたしておりますので、ご審議をいたいただく際には、これをご参考として同時に提出させていただきますたいと考えております。また、一般会計、特別会計、企業会計、また公社会計等を通じてのいわゆ

る連結決算の資料につきましても、その後これらに関する研究資料も入手いたしまして、現在鋭意検討を重ねておりますので、今後昭和五十四年度の一般会計等の決算についてご審議をいたいただく際にはこれも提出申し上げたいと考えております。しかし、前回にも申し上げましたように、一般会計等いわゆる官庁会計と各企業会計等とはそれぞれが根拠法令が異なり、会計方式とか決算書の様式が異なっておりますので、これを技術的にどのように連結させるか。また、これをどのようにわかりやすくまとめるか。これはなかなかむずかしいと思いますので、果たしてご満足いただけるような資料ができるかどうかはなほだ心もとないところもございまして、できる限り貴意に添えるよう懸命の努力をいたしたいと考えております。また、九月議会に企業会計決算とともに、これらの連結決算資料の提出をというご要望でございますけれども、九月議会は企業会計決算の法律で決められた提案期限でございますので、そのときにはまだ一般会計等の決算についての成案ができておりませんので、後日一般会計等の決算を提案させていただきますときに、あわせてこの連結決算関係の資料を提出させていただきますたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

○議長（伊藤信一君） 谷口 保君。

〔谷口 保君登壇〕

○谷口 保君 ご答弁ありがとうございました。

一つ目の防災あるいは水道の補強で質問をさせていただいたのでありますが、使用料の単価の問題も出まして、いろいろ工事で水の量もふえるのかというような話に承ったのでありますが、これは簡易水道当時の管は四十ミリから二十ミリといったきわめて細い管で、しかも行き詰まりの所が多いように思っております。そういった箇所が、水がまた汚れたりひどい所では腐っていると、行き詰まったところの水は動いとらぬと私は思うのです。そういった

所は衛生上にも本当にようないと思ひまして、これを早速再調査されまして、太い管に取りかえられまして、水の転回のようなやり方に変えてほしいと、こう思うのであります。どうかその点お願いいたします。

二番目の工事請負でございますが、この物価の高い中で契約するのは大変なことだと思ひますが、

いずれにしましても地元の業者を優

先に契約を結んでいただきたいと思ひます。改めて聞きたいのですが、資料をお持ちでしたら説明をお願いしたいと思います。但し、新年度になってから現在までに発注された工事が幾つあるのか。わかる範囲でよろしいので、お教えをお願いしたいと思います。

決算につきましては、収入役から、九月決算にわかりやすく説明のできるような報告書を出す、また出ないものは出ないというふうなお答えでございましたので、改めてお答えは必要ございませんが、なるべくその方向に努力をさせていただくようお願いいたします。

これで終わらせてもらいます。

〔私語する者あり〕

○議長（伊藤信一君） 総務部長。

〔総務部長（矢田三郎君）登壇〕

○総務部長（矢田三郎君） 本年度に入ってから請負契約の件数についてお尋ねやと思ひますが、今議会で追加で九千万以上の工事契約について九件提案をさせていただくことになっております。すでに当初に一件の提案をさせていただいたとるわけですけれども、大きな分につきましては本年度五十五年新たに提案をさせていただいたとるわけです。ただ小さい分についてはかなりの数量がございますので、いまご指摘の数量、手元にございませんので、後日また提

出させていただきますと思ひます。以上でございます。

〔私語する者あり〕

○議長（伊藤信一君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（村山 了君）登壇〕

○水道事業管理者（村山 了君） 簡水地帯のこれまでに統合しました古い管は、時代がずっと長いのであれですが、いま工事を進めて西南部の丘陵地帯の配管を見ますと、大体七十ミリ以上の管が約三分の一でございます。私がお先ほど申し上げたのは、そういった細かい管よりも、むしろ太い管を持っていて、その先の水が十分に使っていない所に問題があると申し上げたのでございますが、いまご指摘にありましたそういった細かい管の所で水の渋滞があるならば、これは直ちに調査をいたしまして善処をいたしたいと思ひます。

○議長（伊藤信一君） 谷口 保君。

〔谷口 保君登壇〕

○谷口 保君 ご親切にいろいろいただいたのですが、答弁は。私は先ほど特に力を入れて頼んだことは、行き詰まりの水は腐っておるから、それをどこかへつなぐように、そして転回すれば水は高台でもその圧はよく上がるということを指摘しておりますので、その点ひとつお願いしたいと、かように思ひます。

○議長（伊藤信一君） これをもって一般質問を終了いたします。

○議長（伊藤信一君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次回は、明日午前十時から会議を開きます。  
本日は、これをもって散会いたします。

午後三時二十二分散会

昭和五十五年七月四日

四日市市議会定例会会議録（第四号）

四日市市議会

○議事日程 第四号

昭和五十五年七月四日(金) 午前十時開議

- |     |        |   |                   |
|-----|--------|---|-------------------|
| 第一  | 議案第五六号 | 四日市市税条例の一部改正について……………                                     | 議案質疑・委員会<br>付託    |
| 第二  | 議案第五七号 | 消防本部及び消防署の設置等に関する条例並びに四日市市<br>消防団の設置等に関する条例の一部改正について…………… | "                 |
| 第三  | 議案第五八号 | 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について……………                           | "                 |
| 第四  | 議案第五九号 | 四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する<br>条例の一部改正について……………            | "                 |
| 第五  | 議案第六〇号 | 工事請負契約の締結について……………  | "                 |
| 第六  | 議案第六一号 | 委託契約の締結について……………  | "                 |
| 第七  | 議案第六二号 | 委託協定の締結について……………  | "                 |
| 第八  | 議案第六三号 | 工事請負契約の締結について……………  | 議案説明・質疑・<br>委員会付託 |
| 第九  | 議案第六四号 | 工事請負契約の締結について……………  | "                 |
| 第一〇 | 議案第六五号 | 工事請負契約の締結について……………  | "                 |
| 第一一 | 議案第六六号 | 工事請負契約の締結について……………  | "                 |
| 第一二 | 議案第六七号 | 工事請負契約の締結について……………  | "                 |
| 第一三 | 議案第六八号 | 工事請負契約の締結について……………  | "                 |
| 第一四 | 議案第六九号 | 工事請負契約の締結について……………  | "                 |
| 第一五 | 議案第七〇号 | 工事請負契約の締結について……………  | "                 |

○本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

○出席議員（三十九名）

後藤 坂 佐 高 高 田 谷 中 永 生 野 橋 平 古 堀 堀 前 水  
藤 藤 口 野 井 木 中 村 田 川 呂 本 野 市 堀 内 川 野  
寛 長 正 光 三 基 信 正 平 平 増 行 元 新 弘 辰 幹  
次 六 次 信 夫 勲 介 保 夫 巳 蔵 和 蔵 信 一 衛 士 男 郎

青 山 井 藤 田 川 島 谷 森 口 村 野 川 林  
多 治 博  
峯 道 信 良 四 武 喜 洋 幸 善 二 正 正 雄 郎 市 一 夫 男  
次 茂 等 善 二 正 正 雄 郎 市 一 夫 男

○出席議事説明者

○欠席議員(四名)

水道事業管理者	次 教	次 消	病院事務長	下 建	都 環	産 福	市 財	総 務
	育 長	防 長		水 設	市 境	業 社	政 部	務 部
	長 長	長 長		道 部	計 部	部 部	部 長	部 長
				長 長	画 部	長 長		
村	山 長	川 渡	藪 田	奥 石	内 水	河 岩	毛 伊	矢
山	谷 川	合 辺		村 井	田 谷	村 山	利 藤	田
	照 静	一 靖		仁 三	忠 和	昭 義	道 治	三
了	男 夫	郎 三	裕	人 夫	泰 一	郎 弘	男 郎	郎

市長	収 助	助 助	市
公 入	役 役	役 役	長
室 長	長 長	長 長	
阿 平	坂 三	加	
南 井	倉 輪	藤	
輝 清	哲 喜	寛	
彦 三	男 司	嗣	

松 野	訓 伊	渡 山	山 山	山 山	山 山	森
島 崎	霸 藤	辺 本	中 路	口 口		
良 貞	也 雅	一 忠	信 安			
一 芳	男 敏	彦 勝	一 剛	生 孝	吉	

技術部長 黒川 薫

代表監査委員 伊藤 涼一

○出席事務局職員

事務局長	佐々木 晃
議事課長	小坂 靖
議事課長補佐	板崎 大之丞
主事	山口 克彦
主事	金山 伸夫
主事	金森 伸夫

午前十時二分開議

○議長（伊藤信一君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十四名でございます。

本日の議事については、お手元に配付の議事日程第四号によりとり進めますので、よろしく願います。

○議長（伊藤信一君） この際ご報告いたします。

谷口保君から、昨日の一般質問において一部適当でない発言がありましたので、議長において善処の上措置してい

ただきたい旨の申し出がありましたので、ご了承を願います。

日程第一 議案第五六号 四日市市税条例の一部改正について、ないし

日程第七 議案第六二号 委託協定の締結について

○議長（伊藤信一君） 日程第一、議案第五十六号 四日市市税条例の一部改正について、ないし日程第七、議案第六十二号 委託協定の締結についての七件を一括議題といたします。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤信一君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

本件をそれぞれ関係常任委員会に付託いたします。各常任委員会の担当部門は、お手元に配付の付託議案一覧表（二）のとおりであります。

日程第八 議案第六三号 工事請負契約の締結について、ないし

日程第一六 議案第七一号 工事請負契約の締結について

○議長（伊藤信一君） 次に、日程第八、議案第六十三号 工事請負契約の締結について、ないし日程第十六、議案第七十一号 工事請負契約の締結についての九件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の各議案についてご説明申し上げます。

議案第六十三号から議案第六十七号までは、小中学校の校舎増改築に係る工事請負契約締結案でありまして、いずれも指名競争入札に付した結果、三浜小学校改築工事につきましては、金額一億円をもって株式会社杉本組に、川島小学校増築工事につきましては、金額九千八百三十万円をもって角田建築株式会社に、神前小学校増築工事につきましては、金額一億二千万円をもって株式会社池畑組に、八郷西小学校増築工事につきましては、金額九千八百万円をもって株式会社中村組に、大池中学校増築工事につきましては、金額九千八百万円をもって木下建設株式会社にそれぞれ落札決定を見ましたので、各社と請負契約を締結しようとするものであります。

議案第六十八号から議案第七十号までは、羽津小学校、小山田小学校及び桜小学校の各屋内運動場改築工事に係る請負契約締結案でありまして、いずれも指名競争入札に付した結果、羽津小学校につきましては、金額九千八百八十万円をもって株式会社久志本組に、小山田小学校につきましては、金額一億二百万円をもって多田建設株式会社に、桜小学校につきましては、金額一億五百万円をもって株式会社高木組にそれぞれ落札決定を見ましたので、各社と請負契約を締結しようとするものであります。

議案第七十一号は、ときわ保育園の移転改築工事の請負契約締結案でありまして、指名競争入札に付した結果、金額一億三千二百二十万円をもって石原化工建設株式会社に落札決定を見ましたので、同社と請負契約を締結しようとするものであります。

以上が各議案の内容でございます。どうかよろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤信一君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

川口洋二君。

〔川口洋二君登壇〕

○川口洋二君 ただいま議案を上程していただいたわけでございますが、七月一日付の建通新聞ですでに同様のニュースが流れております。そういったことのニュースの提供者、いわゆるステートメントとなっておられます課はどこが担当しておるのかをお尋ねしておきたいと思ひますし、常日ごろから建通新聞を見ておられますと、入札予告というのが非常に克明に出ております。そういったところのまたステートメントはだれになっているのかをまずお尋ねしておきたいと思ひますし、三浜小学校、川島小学校、神前小学校、それから大池中学あたりの入札を見させていただきましたと、私も素人でよくわかりませんが、予算額と入札金額との差がかなり大きい。ですから、もし予算額と入札金額との間に予定額というものがあると、予算額がいかにどんぶり勘定でわれわれ議員に提案されて、いままでできていたのかというような不信感を持たざるを得ないような金額でございますので、その辺についてご説明をいただきたいと思います。

○議長（伊藤信一君） 総務部長。

〔総務部長（矢田三郎君）登壇〕

○総務部長（矢田三郎君） 七月一日の建通新聞でございますが、それ、きょうご提案申し上げております請負契約について、入札情報という形で掲載をされておるわけでございますが、市といたしましてはこれらの情報提供につきましては、九千万以上のものにつきましては、当然議会の承認を契約案件について得てからでございますし、以下につきましても契約締結後、必要手続、決裁を得てから、必要に応じて要望があれば発表するというたてまえをとっております。したがって、七月一日付のニュースにつきましてはですね、これはあくまで推察でございますが、業者から発表がされたものと、あるいはその関係方面から発表されたものと理解をいたしております。これらの担当課につきましては、当然調達契約課でございますので、関係方面あるいはこれら新聞を取り扱っておる関係者から依頼が



あればですね、差し支えない限りにおいては情報を提供いたしております。したがって、念のためですが、九千万以上の工事につきましてはですね、議会の承認後公表するというたてまえをとっておりますので、ご理解を願いたいと思います。

それからなお、三浜、神前、大池等にですね、予算額とかなり入札の契約案件に出してある金額と相違があるということですが、これはいわゆる電気設備等の建築本体以外のものに対して分離発注しておるのが従来のたてまえでございますので、予算全体はですね、総工費が計上されておりますし、本件につきましては分離発注分を除外いたしておりますので、金額については、予算額の面ではかなり下回ってくる面があると思います。

入札予告についてでございますが、これはいわゆる入札に当たりましてはですね、見積期間をそれぞれ工事費の段階によって設定をいたしております。これは、それぞれ規則で定められておる期間を見積期間として設けることになっております。したがって、入札予告につきましてはですね、いわゆる入札の指名業者に対してはですね、当然入札予告の日にちを連絡いたしておりますので、ご了解を賜りたいと思います。

○議長（伊藤信一君） 川口洋二君。

〔川口洋二君登壇〕

○川口洋二君 入札予告については、非常に時期が早過ぎるということがございますし、第一点は。

それから、いまの総務部長の説明をお伺いいたしますと、たとえば八郷西小学校は八百二十六・八〇平米の小学校でございますけれども、九十万でやると電気と給排水をやるということですね、差額で電気と給排水をやるということですから、九十万でやるということですね。そういうことになると、大池中学や神前、川島、三浜等に比しまして八郷西小学校は電気をどのくらい、また給排水をどのくらい削減してつけるのか、予想のつかないぐらいの金額の差があるわけですから、もう一度説明をしていただきたいと思えます。

○議長（伊藤信一君） 総務部長。

〔総務部長（矢田三郎君）登壇〕

○総務部長（矢田三郎君） 八郷小学校の工事費についてご指摘があったわけですが、議案の中に、摘要欄に電気設備あるいは給排水等別途ということを書いてございます。

なお、これについては、予算額と今回提案をいたしております工事費との差が少ないかということをご指摘あったと思いますが、普通の総務委員協議会でもご説明申しましたと思いますが、単価等の値上がりによってですね、かなり当初予算に当たって設計した時点より約一五％かないし三〇％の物によって単価の値上がりがあるわけでございます。したがって、これらについては、いずれ補正という問題も出てこようと思えますけれども、一応今回につきましてはですね、建設内容に示しておりますような工事内容によって工事を施行したいということで契約をさせていたいただいております。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 川口洋二君。

〔川口洋二君登壇〕

○川口洋二君 一番初めに質問に立たさしていただいたときに、全般を通じて説明を求めた折には、予算額というのは電気並びに給排水というものを含めて立っている、あと残った金額でそういったことをやっていくんだという説明がありました。それについてのいまの八郷西小学校の件のいわゆる追求をさせていただいたわけですが、こういう議案でございますので、今後とも総務委員会の方で慎重審議をお願いしたいと思います。

○議長（伊藤信一君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 工事請負契約に関してお尋ねをいたします。

今回の十件に上る建設工事請負契約の一つの特徴は、入札回数が二回ないし一回というところにあるのではないかと思います。そのほかにも幾つかの特徴があるかと思いますが、こうしたこの工事請負契約をするに当たりましての入札行為、これをめぐりまして昨年の海蔵小学校の増築工事請負契約の拒否事件を新たな契機にいたしまして、業界の方からいろいろな問題が提起をされてきたとおったと思うわけでございます。直接的には、海蔵小学校の問題につきまして、この場でもいろいろな議論をいたしましたし、またことしの四月二十五日には建設業協会から市議会建設委員会との懇談をしたということ、その場も持たれました。予定価格、設計価格の適正化という問題、またその予定価格は俗に「足切り」というふうなふう言うんだそうですけれども、その足切りの適正化の問題あるいは設計価格における建設工事管理諸費の適正化の問題、こうしたことも強く提起をされておったように思います。また、入札前に精算用に数量計算書を示すようにと、こういう問題も出されていたかに思います。そのほかいろいろあると思いますが、これらの建設業界あるいは海蔵小学校増築工事請負契約締結拒否事件、こういうものを教訓にして、あるいはその問題についての検討を当然なさっていると思うわけですけれども、そうしたものが五十五年度の最初の工事請負契約締結議案でございます今日の場合にどのように生かされてきておるのか、あるいは検討された結果が反映されておるのか、こうした点については、やはり当局側の方から進んで説明がなされるべきだと思っております。単純に工事請負契約締結議案一件一件ごとの単純な提案というにとどめてはならない問題が過去に議会の場を通じてあったわけでございますから、そうしたものを総括的にやはり議員に示して、そしてこれがどう反映されてきておるといふことについても理解をし、議論に参加をする、審議に参加すると、こういう形をとるべきだと思っております。その点が配慮されなかったという点を非常に遺憾に思います。改めてここでその辺を明らかにしていただくことを求めたいと思います。

それから、この十件を見ますとですね、指名に入っている業者が三十一業者、七回指名されている業者が二社、六回が一社、五回が五社、四回が六社、三回が五社、二回が三社、一回が九社、こうなっておるわけでございますが、このそれぞれの工事についてどの業者を指名するかと、こういう点、そしてなぜその七回も出る業者と一回しか出ない業者と、またこの入札の順序にもよろうかと思えますが、一つ工事を受けた、その受けた業者をまたこの指名に入れていると、そら入れないわけにはいかぬという面もあるんか知りませんが、数ある業者の中で全体で三十一社しか入っていない、そのうちそういう七回も六回も五回もというのがある反面、一回しかない、こういうふうの関係を見ましたときにですね、一体どのような判断、どのような基準でですね、やられるんだらうと、この辺はわからぬわけですね、われわれにはわからぬ。何も岡崎と同じように論ずるつもりはございませんが、しかしいわゆる指名審査会と言われるものについても、そういう形をとっていた岡崎においてもからくりがあったということが明るみに出ているわけでございます。四日市でそんなからくりがあるとは私は絶対に思いませんけれども、思いたくございませんけれども、そのメカニズムというんですか、システムというんですか、どういう一七回も入れ、六回も入れ、五回も入れ、一回しか入れないあるいは三十一社以外にたくさん業者があるが一回も入ってこないという、そういうのをどういう基準、判断で選ぶのか、AランクとかBランクとかいろいろランクがあるようだとお思いますけれども、そこをやっぱりいすっきりとわれわれ少なくとも議員にわかるようにしていただくべきではないのかと、こういう指名審査会の形をとりましてもあるいは指名競争入札という形をとりましても、私以前指摘しましたように、と畜場の例のような、ああいう競争入札制度を形骸化しているような実際の動きが四日市にもあったわけですね。また、幾つかの工事請負契約の中で業者間の札の入れ間違いで、この元請はするけれども、実際の工事は、本命の業者がやったという例もあるわけでして、やはり指名入札、この公正さを確保していくという点では、いろいろその辺はつまびらかにしてですね、疑問のあるいは不信の余地のないようにしていかねばならないと思うんでございます。で、その辺のところも明らかに、いま私が提起しましたようないろいろな疑問をひとつわかりやすく、納得のいくようにお

答えをいただきたいと思うわけでございます。差し当たりこれの質問といたしておきます。

○議長（伊藤信一君） 坂倉助役。

〔助役（坂倉哲男君）登壇〕

○助役（坂倉哲男君） ただいまの最初の質問でございます。設計価格の適正化という問題についてお話を申し上げます。

昨年来、建築に係る単価、諸経費等いろいろ問題がございまして、その後市におきまして本年度までに検討を重ねてまいりました。その間建設省、県あるいは県内県外の各市とよく内容を検討し、調整をいたしまして、最終的には建設省の標準歩掛かりにより現在の物価版による価格を入れて単価を決定し、諸経費につきましても建設省の諸経費等から勘案をいたしまして決定したものでございます。妥当な価格、諸経費が入っておるものと確信しております。

第二点につきましては、今回の指名の回数がどのようになされているかということですが、これは施工能力によりまして回数を決めておるわけでございます。具体的に申しますと、A、B、C、D業者までありますが、これのうちAランク業者については施工能力が大きいということで、八回あるいは七回という形で入れておりますし、B・Cにつきましては、それぞれ六、四、五というような形、あるいはDについてはそれ以下ということで指名をしております。そのうち今回こちらへ提案させてもらっております議案の中にはまだ全部出ておりませんが、九千万以下の工事今後発注されますので、その中で回数は整理されて出てくるというふうに考えていただいているんじゃないかと思えます。

あと細部につきましては、総務部長から説明いたします。

○議長（伊藤信一君） 総務部長。

〔総務部長（矢田三郎君）登壇〕

○総務部長（矢田三郎君） 業者の入札回数といえますか、指名回数とも言えるわけですが、その点についてご答弁をさせていただきます。

先ほど助役から、建築工事につきましてはA、B、C、Dと四つのランクをつくっております。昨日谷口議員から今日までの契約件数についてご指摘、資料の提出を求められたわけですが、今日まで七月三日現在で三百三十二件の工事をすでに契約いたしております。三百三十二件でございます。A級につきましては六千万以上と、あるいはB級については三千万から六千万未満と、それぞれ金額に応じましてランクをつくっております。したがって、A級にランクする今回の提案についてはA級にランクする業者が該当しておると、一部点数によってB級を入れておりますけれども、A級にランクするものがほとんどでございます。したがって、A級にランクする業者が全体として比率が少ないという意味から、工事の能力等、工事施工の能力等を考えますと、先ほどご指摘のような回数になるわけです。したがって、三百三十二件全体に見ますと業者の均衡はとれておると、したがって、その均衡を失ないように業者の施工一覧表をつくりまして、アンバランスにならぬような調整をですね、入札、契約の段階で調整をいたしておりますので、三百三十二件についての全体の中で特に不公平はないものというように確信をいたしておるわけでございます。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 私は、今度の工事請負契約について、特に不審な点があるとかどうとかという意味で申し上げてるんではなくて、昨年来からこの議場でも論議をするような建設業界からの強いそういう問題提起もある中で、やはりただすべきはただすという点からですね、しかもこれが五十五年度の最初の大きな工事請負契約締結議案だと、こうい

うことでその中にどう整理されてきたかをけじめをつけたいと思うわけで、問題を提起させていただいているわけでございます。

いま助役からご答弁がございましたが、そうしますとですね、従来のやり方とは変えられたんですか。その予定価格の設定の仕方あるいは設計価格の積算のやり方あるいはその中における建築工事の諸管理費のとり方、こうしたものは是正を、是正というところであれですけども、従来とは違った形を、違った内容をとられるということをはっきりされたわけですか、この辺がどうも不明確なんです。なお今後問題の尾を引いているのか、もうけじめをつけてですね、当面こういう予定価格についての考え方あるいはその価格そのもの、あるいは設計価格の積算のあり方あるいはその中における諸管理費の、管理諸費のとり方の問題、こういうものについては一応の結論を出されてですね、そうして従来とは違った内容に決め、変わらないものもあるでしょうけれども、違ったものを全体として決めてですね、これを五十五年度のこの工事請負契約に反映しているのかどうか、違ったところがあるとしたらどういふところが違ったところがあるのかですね、私は非常に素人的な見方で、いままでも三回ぐらいの入札が普通だったのに、今度は二回か一回で落ちてると、こういうことの中に、ある意味が含まれてるのかなと単純な私は素人的な見方でしておるわけでございますけれどもですね、そういう疑問もあるわけ、素人的な。いずれにしても、そういうどこをどう変えたのか、それは当面の確固とした市としてのこの種の問題に対する方針として確立したものでですね、そしてそれがどこどこが違うがあるのか、こういう点を明らかにひとつしていただきたいと思うわけでございます。

それからですね、今度のこの十件の工事請負契約というのは、Aランクに相当する事業と見ているわけでしょうか。施工能力といいますが、実際的にですね、このような大きな工事を幾つかの業者がですね、幾つもとるといふことは、実際上あり得ないわけですね。そんなに幾つもとるといふことあり得ないと思うんですよ。一定の話し合いというものが進んでおりますですね、これはもう公然の秘密ですわね。一定の話し合いも進んでまして、そんなに大き

な事業をですね、一社が独占的になっていくことはほとんどないと思う。一つ二つか、二つ三つ重なるかもわかりませんが、そうすると六千万以上の施工能力A、B云々という形である社は七回も六回も入れていく、これは何か非常に形式的なもののように思うんですね。そこどこがどうもすっきりしない。今度総務部長のお話ですと、今度の事業はAランクだと、全部、この三十一社は全部Aランクに入っている業者ですか、そこどこを明らかにしてください。で、Aランクと理解していて、そしてAランク以外の業者はですね、AとBとどう認定するのか、これも非常にむずかしい問題があると思えますけれども、実際上はいろいろなこの指名に入れるような運動が実際にあるわけですからね。そういう点で非常に微妙だと思えますけれども、デリケートな問題だと思えますけれども、Aランクばかりの業者ですか。それじゃそれ以外にBランクが入ってこないのか、Bランクが入ってきとるといふのはどういふ理由で入れているのか、そういうところももう少しわかりやすく、明らかにしていただきたいと思えます。

〔私語する者あり〕

○議長（伊藤信一君） 坂倉助役。

〔助役（坂倉哲男君）登壇〕

○助役（坂倉哲男君） お答えいたします。

最初の問題は、従来から問題になっておりました単価については、新しく建設省、県、各市との調整をとり、内容を検討いたしました結果、新しい考え方で歩掛かり表をつくりまして、それに現在の物価版による単価を入れて金額を出したものでございます。諸経費につきましても、諸般の考え方をまとめまして、今回新しい諸経費価格を入れたものでございます。細部については、これ以上は申し上げられません。

それから、二番目につきましては、いま総務部長も申しましたように、AからDまでの業者が入っております、Aの施工業者は当然施工能力が数億から数十億までやれるという能力を持っておりますし、Dの業者は年間の完成高

が一億とか二億というようなことでございますので、当然回数もそれに合わせてなされておるということでございます。

○議長（伊藤信一君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 最初にも申し上げましたようにですね、これ相当な変更があるとすれば、あらかじめやっぱりちゃんと説明をされておくべきじゃないですか、議事に。こういう議事をやはりもう少し尊重していただきたいと思えます。

で、その変えられたこと、変えられるについて、私どもは専門機関をこしらえてちゃんと後々問題起こらぬようにすべきだということを主張しておったんですが、そういうこともなさらないまま行政サイドでやられたわけですが、それによりまして業界との基本的な争点というのはなくなったわけでしょうか。この辺の問題も今後はこの尾を引かないようにしておいていただきたいと思えます。

あといろいろただしたい面もございますけれども、おしかりもございますようでございますので、委員会ですと十分ご論議をいただきたいと思えます。

○議長（伊藤信一君） 平野行信君。

〔平野行信君登壇〕

○平野行信君 さきの方が詳しく、具体的に質問されましたんで、私の方は一つだけ総務委員長の方にお願ひしてきたいんですが、先ほどの理事者の答弁からいきますと、非常に刷新的な考えで、合理的に内容を進めて、進歩したなというそういう感じを受けたわけですが、工事を担当する業者からいいいますと、足切りという問題が一番よく業者の何ていうんですかね、業績の左右を決める、そういうネックになるんだと、そういうように聞いておりますんで、

今回どの程度の足切りがあったのかと、それは今後非常に基準にもなるんじゃないかと思えますので、前回と比べて今回どの程度であったかと、そういうことについてもひとつ今後の参考にしたいと思えますので、ご検討をさせていただきたいと要望しておきますので、お願いします。

○議長（伊藤信一君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

本件を総務委員会に付託いたします。

○議長（伊藤信一君） 次に、本日までには陳情を三件受理いたしております。お手元に配付しました文書表のとおり、建設委員会に付託いたします。

○議長（伊藤信一君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、七月十日午後二時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午前十時四十三分散会

昭和五十五年七月十日

四日市市議会议定例会會議録（第五号）

四日市市議會

○議事日程 第五号

昭和五十五年七月十日(木) 午後二時開議

- 第一 議案第五六号 四日市市税条例の一部改正について……………委員長報告：質疑、討論、議決
- 第二 議案第五七号 消防本部及び消防署の設置等に関する条例並びに四日市市消防団の設置等に関する条例の一部改正について……………
- 第三 議案第五八号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について……………
- 第四 議案第五九号 四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について……………
- 第五 議案第六〇号 工事請負契約の締結について……………
- 第六 議案第六一号 委託契約の締結について……………
- 第七 議案第六二号 委託協定の締結について……………
- 第八 議案第六三号 工事請負契約の締結について……………
- 第九 議案第六四号 工事請負契約の締結について……………
- 第一〇 議案第六五号 工事請負契約の締結について……………
- 第一一 議案第六六号 工事請負契約の締結について……………
- 第一二 議案第六七号 工事請負契約の締結について……………
- 第一三 議案第六八号 工事請負契約の締結について……………
- 第一四 議案第六九号 工事請負契約の締結について……………

第一五 議案第七〇号 工事請負契約の締結について……………委員報告：質疑、討論、議決

第一六 議案第七一号 工事請負契約の締結について……………委員報告：質疑、討論、議決

第一七 議案第七二号 人権擁護委員の推せんについて……………委員報告：質疑、討論、議決

第一八 委員会報告第一〇号 建設委員会陳情書審査結果報告……………採否決定

○本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

○出席議員（三十九名）

青 小 伊 伊 宇 小 大 大 金  
山 井 藤 藤 田 川 島 谷 森  
峯 道 信 雅 良 四 武 喜  
男 夫 一 敏 市 郎 雄 正 正

川 川 喜 訓 粉 小 後 後 坂 佐 高 高 田 谷 中 永 生 野  
多  
口 村 野 霸 川 林 藤 藤 口 野 井 木 中 口 村 田 川 呂  
洋 幸 也 博 寛 長 正 光 三 基 信 正 平 平  
二 善 等 男 茂 次 次 六 次 信 夫 勲 介 保 夫 已 藏 和



○出席議事説明者

病院事務長	下水道部長	建設部長	都市計画部長	環境部長	産業部長	福祉部長	市民部長	財政部長	総務部長	市長公室長	収入役	助役	助役	市長
藪田裕	奥村仁	石井三夫	内田忠泰	水谷和一郎	河村昭弘	岩山義道	毛利道治	伊藤三郎	矢野三郎	阿南彦三	平井清三	坂倉哲男	三輪喜代司	加藤寛嗣

○欠席議員(四名)

山本勝	山中一	松島良一	野崎貞芳	渡辺彦	山路口信生	山路口安孝	森野辰吉	水川弘男	前川内新兵衛	堀内市元	堀古市行	古野増	平野信	橋本藏
-----	-----	------	------	-----	-------	-------	------	------	--------	------	------	-----	-----	-----

消 防 長 渡 辺 靖 三  
次 長 川 合 一 郎

教 育 長 山 鹿 静 夫  
次 長 長 谷 川 照 男

水道事業管理者 村 山 了  
技 術 部 長 黒 川 薫

代表監査委員 伊 藤 凉 一

○出席事務局職員

事務局 長	佐々木 晃 精
議 事 課 長	小 坂 靖
議事課長補佐	板 崎 大之丞
主 事	山 口 克 彦
主 事	金 森 伸 夫

午後二時一分開議

○議長（伊藤信一君） これより本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員数は、三十七名であります。  
本日の議事については、お手元に配付の議事日程第五号によりとり進めますので、よろしく願いたします。

日程第一 議案第五六号 四日市市税条例の一部改正について、ないし

日程第一六 議案第七一号 工事請負契約の締結について

○議長（伊藤信一君） 日程第一、議案第五六号四日市市税条例の一部改正について、ないし日程第十六、議案第七十一号工事請負契約の締結についての十六件を一括議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長にお願いいたします。

古市元一君。

〔総務委員長（古市元一君）登壇〕

○総務委員長（古市元一君） ただいま議題となっております各議案のうち総務委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第五十六号四日市市税条例の一部改正について、議案第五十七号消防本部及び消防署の設置等に関する条例並びに四日市市消防団の設置等に関する条例の一部改正については、別段異議はありませんでした。

次に、議案第五十八号四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、及び議案第五十九号四日市市非

常動消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正については、政令等の改正に基づいて非常動消防団員等に係る損害補償基礎額の引き上げと退職報償金の増額を行うものでありますが、非常動消防団員の処遇の改善について、その職務の内容を考えた場合、現行の年功序列型の制度については見直すべきであるとの意見がありました。かは、別段異議はありませんでした。

次に、議案第六十号及び議案第六十三号ないし議案第七十一号の十議案は、いずれも市営住宅、学校建築等に係る工事請負契約の締結案であります。

本件につきましては、過日の本会議におきまして多くの発言がなされたところであり、当委員会におきましても種々活発な質疑、意見があり、理事者からの詳細な説明を求めたのであります。

理事者からは、予算額と落札額との差額から見えて電気工事等別途工事費が懸念される問題の指摘に対して、予算編成時に比較すると建設資材は一〇％ないし三〇％程度高騰しており、いずれの工事についても別途工事を含めると予算額に不足を生じ、建築工事全体で約四億円程度の補正を要するものと推定される。

また、指名業者の回数に差があるのは、今回九件の工事を同じ日に入札を行ったこと。指名業者を地元限定したこと。指名業者の施工能力等を勘案した結果であること。

昨年、海蔵小学校増築工事を契機に提起された諸問題については、関係業界との理解を深める一方、設計単価、諸経費については建設省等の仕様書を採用し、単価を十分に調査検討し新たに決定したほか、数量書等の提出については設計図で表現が困難なもの、あるいは比較的規模の小さい工事などについて実行することなど、前向きに改善を図っているとの説明がありました。

このほか入札回数、土木工事と建築工事との調整問題、最低制限価格制度等々につきましても質疑があり、入札回数

が二回以内であったことは、関係者の努力とさきに述べた事務改善が反映されたものと考えているとの説明があったほか、予定価格については公正を確保するため公表できないこと、指名審査会の効率的運用を図るため、部内の組織強化について検討中であるとの意向が明らかにされました。

以上のような経過を経た結果、当委員会といたしましては最近の他都市における工事請負契約をめぐる不正事件の発生にかんがみ、今後においても厳正かつ公正な契約事務の遂行に一段の努力が払われんことを要望いたしましたのであります。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。簡単ではありますが、これをもって総務委員会の審査報告といたします。

○議長（伊藤信一君） 次に、建設委員長をお願いいたします。

堀 新兵衛君。

〔建設委員長（堀 新兵衛君）登壇〕

○建設委員長（堀 新兵衛君） たいま議題となっております各議案のうち、建設委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第六十一号委託契約の締結については、霞ヶ浦跨道橋新設工事の本年度施行分を建設省中部地方建設局に委託するものであり、別段異議はありませんでした。

次に、議案第六十二号委託協定の締結については、日永終末処理場第三系統の建設工事を日本下水道事業団に委託するものであり、別段異議はなかったのですが、地元業者育成の見地からこうした事業についてもできる限り地元業者が有利な形で参画できるように、特段の配慮をすべきであるとの意見がありました。

また、終末処理場など住民から歓迎されない公共施設の建設に当たっては、周辺地域住民からの諸要望に誠意をもって対処し、環境整備等を積極的に推進することによって地元住民の理解と協力が得られるよう努力すべきことを、強く要望いたしました。

また、こうした地元対策については地区によって不公平が生ずることのないよう、一定の基準を設定して対処すべきであるとの意見がありました。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託されました各議案につきましては、いずれも原案どおり承認いたしました次第であります。はなはだ簡単ではありますが、これをもちまして建設委員会の審査報告といたします。

○議長（伊藤信一君） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

委員長の報告に対し、ご質疑がありましたらご発言願います。

坂口正次君。

〔坂口正次君登壇〕

○坂口正次君 簡単な質問で申しわけないんですけども、総務委員会で検討されてみえるかどうかお聞かせ願いたいです。もしされてなかったら行政側にお答え願いたいと思うんですけども。

私もこの入札ということについては非常に素人ですしわかりませんですけれども、せんだつても本議会の中であったように、A級、B級というふうに分れているということなんですけれども、聞くところによると、そのB級というのが一千五百万以下の請負ということにされているらしいんですけども、しかし二千万、三千万の工事にB級の業者を入れて落札されておるということを聞いておるわけです。そうした面について参加できるのは、どういう限度をもって参加させているのかどうかということが委員会の中で検討されてみえるか。もし検討されてなかったら、

行政側の方で答弁をお願いしたいと思えます。

○議長（伊藤信一君） 総務委員長 古市元一君。

〔総務委員長（古市元一君）登壇〕

○総務委員長（古市元一君） お答えをいたします。坂口議員のご質問に対しましては、当委員会といたしまして今回の委員会の中ではそういう論議はなされなかったもので、理事者の方からひとつご答弁のほどをお願いしたいと思います。

○議長（伊藤信一君） 総務部長。

〔総務部長（矢田三郎君）登壇〕

○総務部長（矢田三郎君） 先ほどのご質問の件でございますが、ご承知のように、土木関係、建築関係それぞれ等級によってランクを設けておりますけれども、その予定価格の限度といえますか、区分につきましては土木関係、建築関係は若干違っております。

なお、それぞれA級からC級、土木関係ではございますし、建築関係ではAからDまであるわけでございますが、ご指摘のA級関係に区分する工事にB級が入っておるんじゃないかというようなご指摘だろうと思うんですけども、これにつきましては競争入札の参加者選定要綱というのがございまして、ただし書きによって直近上位及び下位についてはそれぞれ等級に属する有資格者としてその中から参加できるということが要綱に定められております。したがって、それに基づきましてA級工事につきましてもB級のものをご該当するという場合があるわけでございます。

ただ、この場合B級のをその工事に対象とさす場合につきましては能力の技術的な適性といえますか、それから工事成績等を勘案するというと同時に、総合点数でB級の上位のものをできるだけ入れるということになって

います。したがって、それにつきましては選定要綱に基づく担当課の裁量になっておりますので、ご承知を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 坂口正次君。

〔坂口正次君登壇〕

○坂口正次君 B級の方をA級の中に参加させておるといふような工事内容で、そういうような点数とか設備とかというところらしいんですけども、市の指名業者に入ってわずか二年か三年という業者がそうした大きな工事に加わっておる。もし加わらなきゃ行政側へがなりつけたりもしておるといふことも聞いておるわけなんですけれども、結局そうした業者を点数の上ということに入れていて段階については、わずか一年か二年の間にそれだけの仕事量をよけいやっておるといふことにもなるんじゃないかと思うんですね。それについては、そうしたチェックをせずして同じように市へ指名願を出しておる業者が、片方は年間何千万か何億近い仕事をやっておっても、片方は五、六万あるいは百万弱の仕事しかないというようなこともさんさんに聞かれておるわけですけども、そうした面を行政側としてきちっとチェックされておるのかどうかというのを再度お聞かせ願いたいんですけども、やはり小さい業者をしとねていくという意味でも大事なことだと思ふんですけども、一方的に強い者勝ちで仕事をとっておる業者が大きな仕事に加わっていくというようなやり方というのは、やはりそうしたことが起き得る可能性があるんじゃないかという気もするわけです。そういう面では特定な扱いをしてみえるのかどうかということを再度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（伊藤信一君） 総務部長。

〔総務部長（矢田三郎君）登壇〕

○総務部長（矢田三郎君） ご指摘の問題でございますが、今日の段階でご指摘のような問題については特別な扱いをしていないというように考えております。

もし具体的なケースにつきまして検討をいたしましたして、そういう疑いがあるということであれば直ちにそれは直す必要があると思いますが、今日私の段階ではそうした極端に不公平な取り扱いをしていないというように考えております。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 他にご質疑もありませんので、委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

これより直ちに本件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤信一君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第一七 議案第七二号 人権擁護委員の推せんについて

○議長（伊藤信一君） 次に、日程第十七、議案第七十二号人権擁護委員の推せんについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の議案第七十二号は四日市地区の人権擁護委員のうち、去る五月十四日に任

期満となりました河村三郎氏及び転法輪公季氏について、引き続き両氏を推せんいたしたく、また来る七月十四日に任期満となります北条了典氏、千種弘氏について引き続き両氏を、並びに先般亡くなりました山森金平氏の後任として清水稔子氏をそれぞれ推せんいたしたいと存じ、ご提案申し上げるものであります。

なお、各氏の経歴はお手元の履歴書のとおりであります。どうかよろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤信一君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤信一君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件については委員会の付託を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤信一君） ご異議なしと認めます。よって、本件については委員会の付託を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより本件を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤信一君） ご異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決しました。

日程第一八 委員会報告第一〇号 建設委員会陳情書審査結果報告

○議長（伊藤信一君） 次に、日程第十八、委員会報告第十号建設委員会陳情書審査結果報告を議題といたします。

本件は建設委員長からの陳情に関する審査結果の報告であります。

ご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤信一君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤信一君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり決定されました。

○議長（伊藤信一君） 以上をもちまして、今期定例会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ、昭和五十五年六月四日市市議会定例会を閉会いたします。

連日にわたりご苦労さまでございました。

午後二時二十三分開会

右、地方自治法第二百二十三条第二項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長

伊藤 信一

署名議員

山口

孝

署名議員

訓 覇 也

男

昭和五十五年六月定例会会期日程

六月三十日(月) 午後二時開会 議案上程：議案説明

七月一日(火) 休 会

二日(水) 午前十時開議 一般質問

三日(木) 午前十時開議 一般質問

四日(金) 午前十時開議 議案質疑：委員会付託  
追加議案上程：質疑：委員会付託

五日(土) 休 会

六日(日) 休 会

七日(月) 総務、建設委員会

八日(火) 休 会

九日(水) 休 会

十日(木) 午後二時開議 委員長報告：質疑、討論、議決  
追加議案上程：質疑、討論、議決

議会運営委員会決定事項

(昭和五十五年六月二十三日)

◎六月定例会市議会について

一、発言通告等の期限



- (一) 一般質問 六月三十日(月) 午後四時  
 (二) 請願・陳情 七月二日(水) 午後四時  
 (三) 討論その他 七月九日(水) 午前十時
- 二、発言順序
- ① 社会クラブ ② 民政クラブ ③ 自由クラブ ④ 日本共産党  
 ⑤ 公明党 ⑥ 無所属クラブ ⑦ 市民クラブ ⑧ 清風会
- 三、発言時間
- (一) 一般質問 二十五分以内 (答弁含まない)  
 (二) 関連質問 五分以内 (答弁含まない)  
 (三) 議案質疑 三十分以内(答弁含む)

一般質問通告一覧表

発言順序	要旨	氏名	ページ
1	一、北部清掃工場への進入道路と埋立跡地の利用について 1. 県道環状線の拡幅について 2. 清掃工場入口の閉鎖解除について 3. 県道員弁・四日市線よりの道路新設について 4. 埋立跡地の利用計画の現状と今後の取組みについて	社会クラブ 古市元一	26

6	一、県立高校新設について (五十八年度生徒急増対策) 二、高齢者対策について 三、県立施設誘致について	日本共産党 小井道夫	100
5	一、青少年健全育成問題について 二、公正な選挙戦のあり方について 三、産業廃棄物問題について 四、公・災害問題について	日本共産党 佐野光信	72
4	一、監査委員一年の経過をふり返って 二、地区懇談会に関連して 三、「エネルギー問題調査会(仮称)」の設置について	自由クラブ 小川四郎	58
3	一、日中友好親善について 二、北勢バイパスについて 三、常時浸水地域対策について	自由クラブ 山口孝	50
2	一、五十五年度予算を執行され14期を経過して今後の見通しについて 二、地方自治体の住宅資金融資制度について	民政クラブ 水野幹郎	41
	二、小学校区と行政区の見直しについて		

○総務委員会

議案第五六号 四日市市税条例の一部改正について

付託議案一覧表(一)

10	<p>一、防災に関して 水道の補強について</p> <p>二、工事請負と物価に関して</p> <p>三、決算について</p>	清風会 谷口保	163
9	<p>一、北勢バイパスの実現に向けて四日市市の対応を問う</p> <p>二、総合計画五カ年計画について</p> <p>三、五十六年障害者年に当って</p>	市民クラブ 永田正巳	153
	<p>二、ボランティアの募集 (市民参加。コミュニティ活動の促進策として)</p> <p>三、「役所生れの役所育ち」の研修について</p> <p>四、市社会福祉協議会の法制化について</p> <p>さかんな教育への市民の考えを行政につなぐため教育委員の準公選制を考へては</p>		

8	<p>一、地区市民センターに関する事</p> <p>二、地区の福祉力向上の方策</p> <p>三、市民参加を求める方策</p> <p>四、職員の勤務等について</p> <p>五、館長の権限、担当職員の勤務の特例について</p> <p>六、公共施設の解放と活用について</p> <p>七、青少年関係団体等の守備範囲について</p> <p>八、人事政策について</p> <p>九、「採用は人事の八割」と言われているが改善は、特に社会教育、福祉関係の専門的職員の採用を</p>	無所属クラブ 訓覇也男	137
7	<p>一、下水道問題について</p> <p>二、教育問題について</p> <p>三、近鉄及び国鉄四日市駅周辺の諸問題について</p> <p>地域自治振興のために</p>	公明党 大島武雄	122
	<p>四、平山物産対策について</p> <p>五、道路、治水対策等について</p>		

議案第五七号 消防本部及び消防署の設置等に関する条例並びに四日市市消防団の設置等に関する条例の一部改正について

議案第五八号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議案第五九号 四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

議案第六〇号 工事請負契約の締結について

○建設委員会

議案第六一号 委託契約の締結について

議案第六二号 委託協定の締結について

付託議案一覧表(二)

○総務委員会

議案第六三号 工事請負契約の締結について

議案第六四号 工事請負契約の締結について

議案第六五号 工事請負契約の締結について

議案第六六号 工事請負契約の締結について

議案第六七号 工事請負契約の締結について

議案第六八号 工事請負契約の締結について

議案第六九号 工事請負契約の締結について  
 議案第七〇号 工事請負契約の締結について  
 議案第七一号 工事請負契約の締結について

陳情

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
第一一号	五五、六、三〇	富田山城線、霞までの早期延長実現ならびに国道一号線との立体交差について	四日市市諏訪町二番五号 四日市商工会議所 会頭 栗原五郎	建設
第二二号	五五、六、三〇	東名阪国道通行料金低減について	四日市市諏訪町二番五号 四日市商工会議所 会頭 栗原五郎	建設
第一三三号	五五、六、三〇	北勢バイパス期成同盟(仮称)設立について	四日市市諏訪町二番五号 四日市商工会議所 会頭 栗原五郎	建設

陳情

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所氏名	委員会の意見	審査結果
第一号	五五、六、三〇	富田山城線、霞までの早期延長 実現ならびに国道一号線との 立体交差について	四日市市諏訪町二番五号 四日市商工会議所 会頭 栗原五郎	その主旨を了と する。	採 択
第二号	五五、六、三〇	東名阪国道通行料金低減につ いて	四日市市諏訪町二番五号 四日市商工会議所 会頭 栗原五郎	その主旨を了と する。	採 択
第三号	五五、六、三〇	北勢バイパス期成同盟（仮称） 設立について	四日市市諏訪町二番五号 四日市商工会議所 会頭 栗原五郎	その主旨を了と する。	採 択